

礼文町地域防災計画

《 資料編 》

令和6年4月

礼文町防災会議

〔目 次〕

資 料 編

1 防災体制等	1
○ 資料 1-1 礼文町防災会議条例.....	1
○ 資料 1-2 礼文町災害対策本部条例.....	3
○ 資料 1-3 災害対策本部掲示板・腕章・標旗.....	4
○ 資料 1-4 住民組織及び団体.....	6
○ 資料 1-5 災害応援協定.....	7
○ 資料 1-6 消防組織及び消防施設の現況.....	13
○ 資料 1-7 消防信号（消防法施行規則第 34 条の規定による消防信号）.....	16
○ 資料 1-8 水防資器材等備蓄状況及び資材の調達先.....	17
○ 資料 1-9 関係機関等の連絡先.....	18
2 気象・震度階級等	26
○ 資料 2-1 災害の記録.....	26
○ 資料 2-2 気象等に関する警報・注意報発表基準.....	35
○ 資料 2-3 雨量観測所.....	37
○ 資料 2-4 気象庁震度階級関連解説表.....	38
○ 資料 2-5 長周期地震動階級関連解説表.....	42
3 災害危険区域等	43
○ 資料 3-1 土砂災害危険箇所等.....	43
○ 資料 3-2 雪崩危険箇所.....	49
○ 資料 3-3 山地災害危険地区及び雪崩危険箇所.....	52
○ 資料 3-4 高波・高潮・津波等危険区域.....	61
○ 資料 3-5 危険物取扱施設.....	63
4 通信・輸送	66
○ 資料 4-1 災害情報等報告取扱要領.....	66
○ 資料 4-2 災害時優先電話・衛星携帯電話一覧・特設公衆電話.....	75
○ 資料 4-3 緊急輸送道路.....	76
○ 資料 4-4 町有車両の現況.....	77
○ 資料 4-5 ヘリコプター離着陸場.....	77
○ 資料 4-6 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領.....	78
○ 資料 4-7 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領.....	84
5 避難・救援・応急措置等	88
○ 資料 5-1 従事命令、協力命令等の種類と執行者及び命令対象者.....	88
○ 資料 5-2 従事命令等の実施手続き（公用令書）.....	89
○ 資料 5-3 避難施設.....	93
○ 資料 5-4 土砂災害警戒区域における警戒避難体制.....	99
○ 資料 5-5 津波災害警戒区域における警戒避難体制.....	100
○ 資料 5-6 関係医療機関.....	101
○ 資料 5-7 救援物資等調達先.....	103
○ 資料 5-8 備蓄倉庫.....	103
○ 資料 5-9 救援物資集積拠点.....	103

○ 資料 5-10	水道施設・給水資機材	104
○ 資料 5-11	防疫用資器材等	104
○ 資料 5-12	廃棄物処理施設等	105
○ 資料 5-13	火葬場施設	105
○ 資料 5-14	指定文化財	105
6	復旧・復興	106
○ 資料 6-1	災害弔慰金の支給等に関する条例	106
○ 資料 6-2	災害による被害者に対する町税の減免に関する条例	109
○ 資料 6-3	災害復旧支援事業助成条例	111
○ 資料 6-4	事業別国庫負担等一覧	112
○ 資料 6-5	応急金融の概要	117
7	関係様式	132
○ 資料 7-1	水防活動実施報告	132
○ 資料 7-2	気象通報等受理票	133
○ 資料 7-3	自衛隊の災害派遣要請	134
○ 資料 7-4	自衛隊の災害派遣部隊撤収要請	135
○ 資料 7-5	世帯構成員別被害状況	136
○ 資料 7-6	物資購入（配分）計画表	136
○ 資料 7-7	物資受払簿	137
○ 資料 7-8	物資給与及び受領簿	137
○ 資料 7-9	災害救助法関連様式	138

1 防災体制等

○ 資料 1 - 1 礼文町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 25 日条例第 12 号
改正

昭和 44 年 3 月 20 日条例第 8 号
昭和 48 年 4 月 18 日条例第 23 号
平成 12 年 3 月 28 日条例第 19 号
平成 17 年 9 月 16 日条例第 27 号
平成 23 年 6 月 15 日条例第 13 号
平成 30 年 3 月 13 日条例第 11 号

礼文町防災会議条例

(目的)

第 1 条 この条例は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき礼文町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 礼文町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命した者
 - (3) 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 利尻礼文消防事務組合の職員及び消防団員のうちから町長が任命する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 公共団体及び防災上の重要な施設の管理者のうちから町長が任命する者
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員北海道の職員町の職員関係公共機関の職員関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(部会)

第 5 条 防災会議はその定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き会長の指名する委員がこれに当る。
- 4 部会長は部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年3月20日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年4月18日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日条例第19号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月16日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年6月15日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月13日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 1－2 礼文町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 25 日条例第 13 号
改正
平成 18 年 3 月 13 日条例第 13 号

礼文町災害対策本部条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、礼文町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

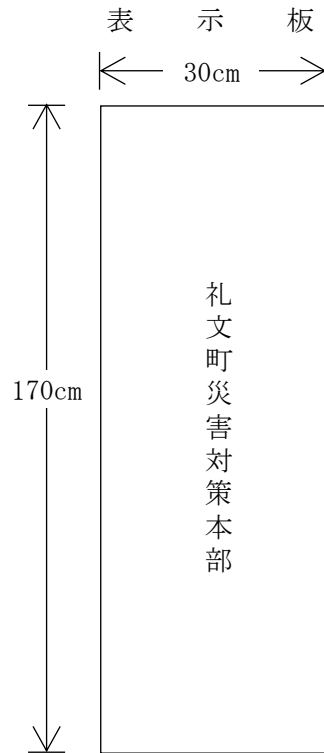
この条例は、昭和 37 年 12 月 25 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 13 日条例第 13 号）

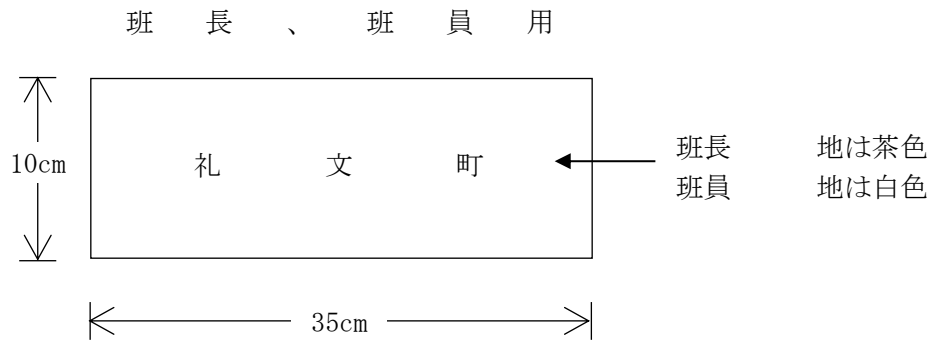
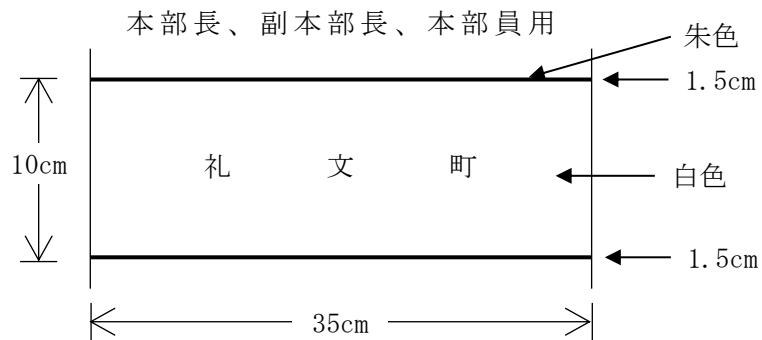
この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 1 - 3 災害対策本部揭示板・腕章・標旗

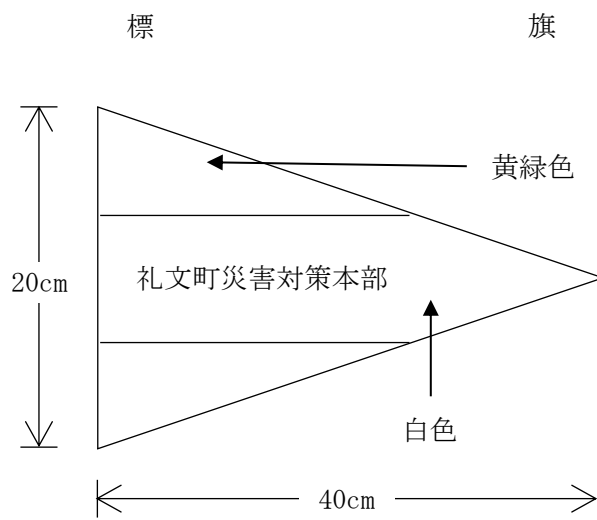
1 災害対策本部揭示板



2 腕章



3 標旗



○ 資料 1-4 住民組織及び団体

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

1 自主防災組織（自治会）

地区	自治会名	地区	自治会名
香深地区	元地	船泊地区	赤岩 1
	知床		赤岩 2
	奮部		上泊
	差閉		高山
	尺忍		幌泊第一
	入舟		幌泊第二
	会所前		五番地
	津軽町		大備第一
	手然		大備中央
	香深井第一		大備第三
	香深井第二		大備湖畔
	起登臼		浜中
	内路		江戸屋
			須古頓
	鉄府		
	西上泊		

2 その他

組織の名称	所在地
香深漁業協同組合女性部	礼文町大字香深村字トンナイ（事務局：香深漁業協同組合）
船泊漁業協同組合女性部	礼文町大字船泊村字ヲションナイ（事務局：船泊漁業協同組合）
礼文町商工会女性部	礼文町大字香深村字ワウシ（事務局：礼文町商工会）
日本赤十字社北海道支部礼文分区	礼文町大字香深村字トンナイ（事務局：役場町民課）

○ 資料 1-5 災害応援協定

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

1 礼文町（北海道町村会）が締結している協定

No.	協定の名称	協定の締結先	締結年月日	協定の内容
1	北海道広域消防相互応援協定	札幌市長ほか道内消防事務組合	H6. 7. 25 協定 (H6. 8. 1 施行)	災害時の相互応援
2	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	北海道	H8. 6. 25 協定 (H8. 7. 1 施行)	北海道が所有する消防防災ヘリコプターの応援
3	礼文町における災害時の協力に関する協定	礼文町建設協会	H18. 6. 20	災害時等の応急対策等の協力
4	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーラボトリング(株)	H22. 4. 27	災害時等の飲料の無償提供等
5	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	H22. 5. 28	災害時における北海道開発局からの応援
6	災害の発生時における礼文町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	H22. 9. 22	災害時等の応急・復旧活動の支援
7	災害時協力協定書	(財)北海道電気保安協会	H25. 7. 4	災害時の電気設備の災害復旧活動支援
8	災害時における燃油の供給等に関する協定書	船泊漁業協同組合	H26. 2. 21	災害時の燃油供給及び物資提供の協力
9	災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局 北海道 北海道市長会 北海道町村会	H26. 3. 28	避難施設運営補助、災害ボランティア及び支援物資等の受付事務、有価物の分別等作業、罹災証明書発行等事務の協力
10	災害時における礼文町内郵便局、礼文町間の協力に関する協定	礼文町内郵便局 代表日本郵政(株) 北海道支社	H26. 7. 1	災害時の相互協力
11	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道 北海道市長会 北海道町村会	H27. 3. 31	災害時の相互応援
12	災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定	旭川トラック協会稚内支部	H27. 12. 1	災害時の物資の緊急・救援輸送応援
13	(株)セコマとの災害時の物品供給に関する協定	(株)セコマ	H31. 1. 21	災害時の物資要求支援
14	災害時における生活物資等の供給に関する協定	香深漁業協同組合 船泊漁業協同組合	R2. 4. 10	災害時の物資供給
15	災害時における海上輸送体制の確保に関する協定	香深漁業協同組合 船泊漁業協同組合	R2. 4. 10	災害時の海上輸送体制の確保支援
16	まちづくりに関する包括連携協定	ヤマト運輸株式会社	R3. 7. 1	防災対策に関する支援
17	礼文町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	礼文町社会福祉協議会	R3. 7. 19	災害ボランティアセンターの設置・運営

1 防災体制等

No.	協定の名称	協定の締結先	締結年月日	協定の内容
18	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	R3. 11. 29	大規模災害時における重要施設への電力供給
19	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R4. 7. 5	災害に係る情報発信
20	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定	吉祥寺	R4. 12. 7	災害時における指定緊急避難場所としての使用
21	礼文町と一般社団法人日本ムービングハウス協会との包括連携協定書	日本ムービングハウス協会	R5. 7. 19	街づくり及び災害時の対応等について、協働して、地域の活性化
22	災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書	日本ムービングハウス協会	R5. 7. 19	災害時に移動式木造住宅の協力

2 北海道が締結している協定

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
新聞	災害時における報道要請に関する協定	新聞各社(22社)	S36～	
放送	災害時における放送要請に関する協定	道内放送各社(9社)	S40.5.20～	
	災害時における放送要請に関する協定	日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会	H28.12.8	
医療・福祉・医薬	災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託協定	日本赤十字社北海道支部	S34.9.1	
	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)北海道医師会	S62.12.22	
	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	(一社)北海道歯科医師会	H9.4.14	
	災害時医薬品備蓄供給業務(委託)	(株)スズケン愛生館営業部	H13.4～	
	災害時医薬品備蓄供給業務(委託)	(株)ほくやく	H13.4～	
	災害時医薬品備蓄供給業務(委託)	(株)モロオ	H13.4～	
	災害時医薬品備蓄供給業務(委託)	(株)竹山	H13.4～	
	災害時医薬品備蓄供給業務(委託)	(株)ムトウ	H13.4～	
	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)北海道薬剤師会	H14.2.28	
	北海道DMA Tの派遣に関する協定	北海道DMA T指定医療機関(37機関)	H19.9.12～	
	北海道災害派遣ケアチームの派遣に関する協定	社会福祉法人北海道社会福祉協議会	H23.9.5	
	災害時における医療用ガス等の供給に関する協定	(一社)日本産業・医療ガス協会	H24.9.7	
	災害時の看護職医療救護活動に関する協定	(公社)北海道看護協会	H24.12.28	
	災害時における医薬品等の供給に関する協定	(一社)北海道医薬品卸売業協会	H25.3.29	
	災害時における医療機器の供給に関する協定	北海道医療機器販売業協会	H25.3.29	
	災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	(公社)北海道柔道整復師会	H26.5.16	
	災害時における社会福祉施設等の相互支援協定	北海道老人福祉施設協議会、(一社)北海道老人保健施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、(一社)北海道知的障がい福祉協会	H26.11.5	
北海道救護施設協議会、北海道児童施設協議会、(公社)日本認知症グループホーム協会北海道支部、(一社)北海道認知症グループホーム協会、北海道母子生活支援施設協議会		H27.3.31		
災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定	北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	H29.1.27		
航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定	航空自衛隊千歳基地ほか11団体(機関)	H31.3.28～		
北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	北海道サービスセンター協議会、北海道ホームヘルプサービス協議会等	R3.3.30 R3.12.8		
食料・飲料・生活物資の供給等	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定	北海道生活協同組合連合会	H17.11.22	
	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)	H18.12.22	
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株)セコマ	H18.12.22	帰宅支援含む
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)ローソン	H20.2.21	別掲(帰宅支援)
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H20.7.24	別掲(帰宅支援)

1 防災体制等

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
食料・飲料・生活物資の供給等	災害時における物資の供給に関する協定	(株)イトーヨーカ堂	H20. 7. 24	
	災害時における飲料の供給等防災に関する協定	サントリーフーズ(株)	H20. 12. 18	
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道(株)	H22. 1. 20	帰宅支援含む
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	DCM ホーマック(株)	H23. 3. 23	帰宅支援含む
	災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定	日糧製パン(株)	H24. 3. 27	帰宅者支援含む
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)北海道ファミリーマート、(株)ファミリーマート	H25. 11. 22	
	災害時における物資の供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	H26. 11. 21	
	災害時における物資の供給に関する協定	コストコホールセールジャパン(株)	H28. 6. 20	
	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	東日本段ボール工業組合	H29. 3. 10	
	災害時等における各種コンテナ製品等の供給に関する協定	ウオレットジャパン株式会社	R2. 1. 22	R3. 1. 19 改正
	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	合同容器	R2. 4. 6	
	災害時における物資等に関する協力協定	(株)ファーストリテイリング	R4. 3. 31	
	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)ニトリホールディングス	R4. 8. 26	
	救助・救援等の支援	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	NPO法人日本レスキュー協会	H20. 4. 16
災害時における隊友会の協力に関する協定		(公社)隊友会北海道隊友会連合会	H21. 6. 26	
災害時における動物救護に関する協定		動物救護関係の団体：(公社)北海道獣医師会、(公社)日本愛玩動物協会	H24. 12. 21	地方自治体：道、札幌市、旭川市、函館市
災害時及び災害活動に関する協力協定		(公社)日本青年会議所北海道地区協議会	H25. 1. 23	
災害時における交通誘導業務等に関する協定		(一社)北海道警備業協会	H10. 12. 18	
災害時における応急対策業務に関する協定		(一社)北海道建設業協会	H25. 3. 25	
建設管理部所管公共土木施設の災害時等における協力体制に関する協定		(一社)北海道道路標示・標識業協会	H25. 4. 1	
災害時等の緊急時における業務連携に関する協定		(地独)北海道立総合研究機構	H22. 4. 1	
大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定		(公社)北海道産業廃棄物協会	H23. 4. 19	
災害時における協力体制に関する基本協定		(一社)北海道測量設計業協会	H24. 10. 31	
災害時における協力体制に関する基本協定		北海道地質調査業協会	H27. 1. 28	
土砂災害等の発生に関する情報提供に係る協定		ヤマト運輸(株) (各主管支店)	H27. 9	各(総合)振興局において締結
災害時における協力体制に関する協定		(一社)北海道土木コンクリートブロック協会	H29. 1. 27	
災害時における相互協力に関する協定		北海道公立大学法人札幌医科大学	H29. 12. 20	
災害時における協力体制に関する基本協定		北海道維持管理業務連絡協議会	H30. 3. 22	
災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定		(公社)日本下水道管路管理業協会	H30. 3. 23	
災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定		(一社)全国上下水道コンサルト協会北海道支部	H30. 3. 23	
災害時等における協力体制に関する基本協定		(一社)日本砕石協会 (一社)日本砂利協定	H31. 1. 25	
災害時における協力体制に関する基本協定		(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会北海道支部)	R3. 4. 26	
公共土木施設災害復旧事業支援に関する協定		(一財)北海道建設技術センター	H28. 9. 7	

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
	北海道と AUTHTIC JAPAN 株式会社との消防活動等の協力に関する協定	AUTHTIC JAPAN(株)	R2. 4. 9	
	循環型地域社会の形成に関する協定書について	太平洋セメント(株)、北斗市	R2. 12. 24	
	災害時等における解体・撤去等に関する協定	(一社)北海道解体工事業協会	R3. 3. 29	
	大規模災害発生における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	(公社)北海道浄化 (一社)北海道環境保全協会 北海道環境整備事業協同組合	R3. 4. 26	
	災害時等における車両等の排除業務に関する協定	全日本ロータス同友会北海道ブロック	R5. 3. 13	
葬祭の支援	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	北海道葬祭業協同組合	H14. 3. 29	
	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	(一社)全日本冠婚葬祭互助協会	H17. 11. 1	
	災害時の遺体搬送等に関する協定	(一社)全国霊柩自動車協会	H18. 6. 23	
住宅の支援	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社)プレハブ建築協会	H8. 11. 1	
	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	(公社)北海道宅地建物取引業協会	H23. 5. 2	
	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	(社)全国民間賃貸住宅経営協会連合会	H24. 3. 27	
	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	(独法)住宅金融支援機構	H27. 2. 23	
	災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定	(一社)全国木造建設事業協会	H29. 10. 20	
	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社)日本ムービングハウス協会	R4. 11. 22	
帰宅支援	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)壺番屋	H20. 12. 17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H20. 12. 17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)北海道ファミリーマート	H20. 12. 17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)モスフードサービス	H20. 12. 17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)ローソン	H20. 12. 17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)ダスキン (ミスターナッツ店)	H24. 11. 1	
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株)セコマ	H18. 12. 22	(再掲)
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道(株)	H22. 1. 20	(再掲)
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	ホームック(株)	H23. 3. 23	(再掲)
	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	H23. 12. 26	(再掲)
災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定(帰宅者支援)	日糧製パン(株)	H24. 3. 27	(再掲)	
輸送	災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定	(公社)北海道トラック協会	H23. 10. 17	
	災害時における緊急・救援輸送等に関する協定	北海道旅客船協会	H24. 3. 27	
	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定	北海道地区レンタカー協会連合会	H25. 3. 25	
	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	全日本空輸(株)	H25. 3. 29	
	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	日本航空(株) (株)ジェイエア	H25. 3. 29	
	災害時における船舶による輸送等に関する協定	日本内航海運組合総連合会	H25. 9. 27	
	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	(株)AIRDO	H26. 1. 29	

1 防災体制等

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
	災害時における物資の保管等に関する協定	苫小牧地区倉庫協会	H29. 7. 24	
	災害時における物資の保管等に関する協定	小樽倉庫協会	H30. 3. 19	
	災害時における物資の保管等に関する協定	札幌倉庫協会	H30. 3. 28	
	災害時における物資の保管等に関する協定	道北倉庫協会	H30. 3. 28	
	災害時における物資の保管等に関する協定	室蘭地区倉庫協会	H30. 3. 28	
	災害時における港湾荷役の支援等に関する協定	北海道港運協会	H30. 5. 2	
	災害時における物資の保管等に関する協定	函館倉庫協会	H30. 5. 2	
	災害時における緊急輸送等に関する協定	(一社)北海道ハイヤー協会	H30. 12. 18	
	災害時における物資の保管等に関する協定	道東倉庫協会	H31. 3. 29	
	災害時における物資の保管等に関する協定	北見地区倉庫協会	H31. 3. 29	
	災害時における電動車両等の支援に関する協定	道内三菱自動車株式会社 11 社、三菱自動車工業(株)	R2. 10. 28	
	災害時における物資保管等に関する協定	帯広地区倉庫協会	R5. 1. 10	
その他	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	H23. 12. 26	燃料、帰宅者支援含む。
	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	北海道行政書士会	H26. 1. 29	相談
	災害等による水道施設被害に係る相互応援に関する覚書	(公社)日本水道協会北海道地方支部	H17. 4. 8	
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	H27. 3. 13	
	災害時における相談業務の応援に関する協定	士業 7 団体(弁護士、公認会計士、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、税理士、行政書士)	H29. 6. 2	相談
	災害時における相互協力に関する協定	丸玉産業(株)	H29. 8. 23	合板
	大規模災害時における相互協力に関する協定	北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社	R3. 8. 31	
	大規模災害時における相互協力に関する協定	東日本電信電話株式会社北海道事業部	R3. 8. 31	
	災害時の外国人支援に関する協定	(公社)北海道国際交流・協力総合センター	R4. 7. 1	
災害派遣時の航空機の活動拠点としての道東空港使用に関する協定	北海道エアポート株式会社女満別空港事業所、陸上自衛隊北部方面隊、海上自衛隊大湊地方隊、航空自衛隊北部航空方面隊	R5. 3. 29		
行政機関	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国都道府県	H8. 7. 18	H30. 11. 9 改正
	大規模災害時の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定	北海道、東北 8 道県	H7. 10. 31	H26. 10. 21 改正(最新)
	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	道及び全道 179 市町村	H9. 11. 5	H27. 3. 31 改正(最新)
	大規模災害時の連携に係る協定	陸上自衛隊北部方面隊	H24. 6. 7	
	災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局、全道 179 市町村	H26. 3. 28	(1 と重複)
	北海道における災害時等の相互協力に関する協定	北海道開発局、札幌市	H28. 12. 9	
	大規模災害に備えた北海道と陸上自衛隊北部方面隊との連携・協力に関する覚書	陸上自衛隊北部方面隊	H28. 3. 17	
	災害派遣活動拠点としての道立公園の使用等に関する覚書	陸上自衛隊北部方面隊	R4. 3. 10	

(注) 民間との協定 110 件延べ 237 企業・団体等(内訳: 報道・放送=3 件 32 社、団体、医療・物資・役務提供等=107 件延べ 205 企業、団体、独法)、行政機関等 6 件(本資料の協定先の名称は基準日時点のもの)

資料: 北海道地域防災計画(資料編)〈令和 5 年 4 月修正〉を一部加工して作成

2 現有人員と保有車両

(1) 消防支署及び分遣所

職・団別 人員・車両		礼文支署	船泊分遣所	合計
		消防職員		10
消防ポンプ自動車等	指令車	1	1	2
	水槽付ポンプ自動車Ⅱ型	1	1	2
	小型動力ポンプ付水槽車	1		1
	救急車	1		1
	小型動力ポンプ	1	1	2
	軽トラック作業車	1	1	2
	合計	6	4	10

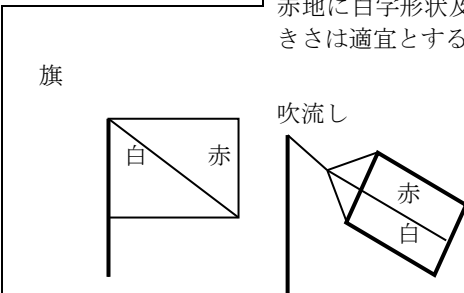
(2) 消防団

職・団別 人員・車両		消防団本部	会所前分団	香深井分団	内路分団	差閉分団	知床分団	元地分団	入舟分団	浜中分団	大備分団	上泊分団	合計
		消防団員	定数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
実数	7		10	11	4	8	15	12	11	20	24	8	130
消防ポンプ自動車等	指令車												
	水槽付ポンプ自動車												
	小型動力ポンプ付水槽車												
	小型動力ポンプ付積載車		1	1	1	1	1	1	1	4	3	1	15
	小型動力ポンプ												
	トラック												
合計			1	1	1	1	1	1	1	4	3	1	15

3 消防水利

地域	消火栓（基）			防火水槽（基）		合 計
	公設			公設		
	双 口	单 口	单口基準外	40 m ³ 以上	40 m ³ 以下基準外	
元地			4	1		5
尺忍・差閉・ 奮部・知床			15	5		20
会所前・入舟			12	4		16
手然・津軽町			7	2		9
香深井			7	2		9
起登臼			2			2
内路			4			4
赤岩			5	1		6
高山・上泊			4	2		6
五番地・幌泊			4	1		5
大備・浜中			12	8	1	21
須古頓・白浜・ 江戸屋			1	2	1	4
鉄府・西上泊			6	2		8
合 計			83	30	2	115

○ 資料 1-7 消防信号（消防法施行規則第 34 条の規定による消防信号）

	種 別	打 鐘 信 号	余韻防止付きサイレン信号	その他の信号
火 災 信 号	近火信号 消防屯所から約 800m以内 のとき	●—●—●—●—● (連点)	約 3 秒 ●— ●—●— 約 2 秒 (短声連点)	
	出場信号 署所団出場区域内	●—●—● ●—●—● (3 点)	約 5 秒 ●— ●—●— 約 6 秒	
	応援信号 署所団特命応援出場のとき	●—● ●—● ●—● (2 点)		
	報知信号 出場区域外の火災を認知 したとき	● ● ● ● ● (1 点)		
	鎮火信号	● ●—● ● ●—● (1 点と 2 点の斑打)		
山 林 火 災 信 号	出場信号 署所団出場区域内	●—●—● ●—●	約 10 秒 ●— ●— 約 2 秒	
	応援信号 署所団特命応援出場のとき			
火 災 警 報 信 号	火災警報発令信号	● ●—●—●—● ● ●—●—●—● (1 点と 4 点の斑打)	約 30 秒 ●— ●— 約 6 秒	<p>揭示板</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">火災警報発令中</div> <p>赤地に白字形状及び大きさは適宜とする。</p> <p>吹流し</p> 
	火災警報解除信号	● ● ●—● ● ● ●—● (1 点 2 個と 2 点との斑打)	約 10 秒 約 1 分 ●— ●— 約 3 秒	口頭伝達、揭示板の撤去、吹流し及び旗の降下
演 習 招 集 信 号	演習招集信号	● ●—●—● ● ●—●—● (1 点と 3 点の斑打)	約 15 秒 ●— ●— 約 6 秒	

- 備考：1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれ 1 種又は 2 種以上を併用することができる。
 2 信号継続時間は、適宜とする。
 3 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。

○ 資料 1-8 水防資器材等備蓄状況及び資材の調達先

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

1 水防資器材等備蓄状況

区分	品名	単位	数量	区分	品名	単位	数量
水防用資材	麻袋・土のう袋類	袋	5,770	水防用器材	掛矢	丁	
	ビニールシート	枚	75		のこぎり	丁	
	ロープ(縄)	kg	5		ツルハシ	丁	
	鉄線	kg			スコップ	丁	10
	丸太	kg			鉋	丁	
	木杭・鉄杭	kg			ペンチ	丁	
	ビニールパイプ(竹樋・木樋)	本			鎌	丁	
	竹	本			おの	丁	
	蛇籠	本			ハンマー	丁	1
	かすがい	本			一輪車	台	
	畳	枚			たこづち	丁	
	予備土	m ³			はしご	脚	1
	詰め石用石	m ³			モッコ	組	
	土のう	袋			照明器具	台	40
	トンパック	袋	40		ナタ	丁	
かます	袋						

2 資材の調達先

資材店	調達できる資材	所在地	連絡先
香深漁業協同組合	土のう用袋、スコップ、縄、丸太、くい、くわ	礼文町大字香深村字会所前	86-1745 (FAX 86-1583)
船泊漁業協同組合		礼文町大字船泊村字大備	87-2102 (FAX 83-3015)
吉田商店		礼文町大字香深村字会所前	86-2063 (FAX 86-1504)

○ 資料 1-9 関係機関等の連絡先

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

1 礼文町

(1) 庁舎等

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
礼文町役場	礼文町大字香深村字トンナイ 558 番地 5	0163-86-1001 (FAX 86-1007)
礼文町役場船泊支所 (※礼文空港管理事務所)	礼文町大字船泊村ウエンナイホ (※礼文町大字船泊村字ホロトマリ)	0163-87-2005 (FAX 87-1790) (※0163-87-2028)
礼文町教育委員会	礼文町大字香深村ワウシ	0163-86-2119 (FAX 86-1790)
礼文町衛生センター	礼文町大字香深村字カフカイ 816 番地の 1	0163-86-2277 (FAX 86-1387)
礼文町国民健康保険船泊診療所	礼文町大字船泊村字ウエンナイホ 413	0163-87-2771 (FAX 87-2594)

※礼文空港管理事務所は必要により開設され、通常礼文町役場船泊支所が兼務する。

(2) 学校・要配慮者施設等

機 関 名	所 在 地	連 絡 先	備 考
礼文町立礼文小学校	礼文町大字香深村字トンナイ 828 番地	0163-86-1039 (FAX 86-2771)	
礼文町立香深井小学校	礼文町大字香深村字カフカイ 301 番地	0163-86-1926 (FAX 86-2191)	
礼文町立船泊小学校	礼文町大字船泊村字ウエンナイホ 393 番地	0163-87-2759 (FAX 87-3223)	
礼文町立香深中学校	礼文町大字香深村字トンナイ 914 番地	0163-86-2021 (FAX 86-2041)	
礼文町立船泊中学校	礼文町大字船泊村字ヲシヨンナイ 202 番地	0163-87-2149 (FAX 87-3301)	
北海道立礼文高等学校	礼文町大字船泊村字ヲチカフナイ 27 番地	0163-87-2358 (FAX 87-2301)	
特別養護老人ホーム「礼宝園」	礼文町大字香深村字カフカイ 766 番地	0163-86-2200 (FAX 86-2202)	
礼文町老人福祉寮	礼文町大字香深村字カフカイ 766 番地	0163-86-2200 (FAX 86-2202)	
礼文町国民健康保険船泊診療所 (入院・透析病棟)	礼文町大字船泊村字ウエンナイホ 413 番地	0163-87-2771 (FAX 87-2594)	(IP 33-1000)
礼文町立香深保育所	礼文町大字香深村字カフカイ 330 番地	0163-86-2129 (FAX 86-2180)	
礼文町立船泊保育所	礼文町大字船泊村字ウエンナイホ	0163-87-2130 (FAX 87-2130)	

(注) 町内全世帯及び各機関等には、IP告知端末が設置されており、呼び出し番号は、個別電話番号から市外局番を除く番号です。連絡先のほか、IP告知端末による連絡も可能です。なお、本資料におけるIP告知端末番号の表示は、連絡先番号と違う場合、又はIP告知端末のみ設置されている場合に記載しています。

(3) その他の公共施設

種別	施設の名称	所在地	連絡先
集会・スポーツ	礼文町民活動総合センター (ピスカ21)	礼文町大字香深村字ワウシ 958 番地の 4	0163-86-2119 (FAX 86-1790)
	礼文町スポーツ文化交流センター (輝交流館＝一部役場支所)	礼文町大字船泊村字ウエンナイホ 297 番地の 1	0163-87-2005 (FAX 86-1790)
	礼文町ふれあいコミュニティセンター	礼文町大字香深村字カフカイ 650 番地	0163-85-7101 (FAX 85-7102)
	礼文町総合体育館 (潮騒ドーム)	礼文町大字香深村字カフカイ 112 番地	0163-86-2255 (FAX 88-2256)
公園・交流等施設	ふるさと応援体験道場 (宿泊施設・緑ヶ丘管理棟併設)	礼文町大字香深村字カフカイ 1143 番地	0163-85-7131 (FAX 85-7131)
	礼文町総合交流促進施設 (温泉うすゆきの湯)	礼文町大字香深村字ベッシュ 961 番地の 1	0163-86-2345 (FAX 86-2346)
観光等	北のカナリアパーク (展望休憩施設)	礼文町大字香深村字フンベネフ 600 番地	0163-86-1001 役場産業課
	高山植物培養センター (管理棟)	礼文町大字船泊村国有林野 151 林班	0163-87-2941 (FAX 87-2942)
	久種湖畔キャンプ場 (管理棟)	礼文町大字船泊村字ウエンナイホ 397 番地の 8	0163-87-3110 (FAX 87-3110)
	香深港フェリーターミナル	礼文町大字香深村香深港港湾施設用地	0163-86-1662 (FAX 86-1662)
	礼文町観光案内所	礼文町大字香深村香深港港湾施設用地	0166-86-2655
	礼文空港 (ターミナルビル等)	礼文町大字船泊村字ホロトマリ	0163-87-2028
衛生施設	礼文町衛生センター (し尿一次処理施設)	礼文町大字香深村字カフカイ 816 番地の 1	0163-86-1381 (FAX 86-1387)
	礼文町衛生センター (ごみ処理施設)	礼文町大字香深村字カフカイ 1161 番地	0163-86-1463 (FAX 86-1487)
	礼文町香深アクアプラント (下水処理施設)	礼文町大字香深村字カフカイ 1264 番地	0163-86-2277 (FAX 86-1387)
防災避難所等	礼文町知床地区防災避難所 (旧尺忍小学校)	礼文町大字香深村字シレトコマナイ 185 番地の 1	IP 77-0314
	礼文町須古頓地区防災避難所 (旧須古頓小学校)	礼文町大字船泊村字スコトントマリ 746 番地	IP 33-0262
	礼文町元地地区防災避難所	礼文町大字香深村字モトチ 135 番地の 1	IP 77-0314
	礼文町上泊地区防災避難所	礼文町大字船泊村ウエントマリ 359 番地の 1	IP 33-0360
	礼文町船泊西地区防災拠点 センター	礼文町大字船泊村字西大沢 925 番地	IP 33-0415

2 消防機関

機 関 名	所在地	連絡先
利尻礼文消防事務組合		
消防本部	利尻町沓形泉町	0163-84-2742 (IP 77-1119) (FAX 84-2934)
消防署礼文支署	礼文町大字香深村字トンナイ 40 番地の 1	0163-86-1119 (IP 77-1119) (FAX 86-1971)
消防署礼文支署船泊分遣所	礼文町大字船泊村字ヲシヨンナイ 159 番地の 7	(FAX 87-3119)
礼文町消防団本部	礼文町大字香深村字会所前 40 番地の 1	0163-86-1119 (FAX 86-1971)
会所前分団	分団常設なし（消防本部から分団長に直接連絡）	
香深井分団		
内路分団		
差閉分団		
知床分団		
元地分団		
入舟分団		
大備分団		
浜中分団		
上泊分団		

3 北海道

(1) 振興局等

機 関 名	所 在 地	連絡先
宗谷総合振興局		
地域創生部 危機対策室	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2526
		(FAX 0162-33-2644)
稚内建設管理部 (治水課 (河川・防災))	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2556 (FAX 0162-33-8207)
礼文出張所	礼文町大字船泊村字ウエンナイホ 401	0162-87-2316 (FAX 87-2317)
稚内保健所	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2538 (FAX 0162-32-2253)
		利尻地域保健支所
宗谷家畜保健衛生所	浜頓別町緑ヶ丘 8 丁目 3	01634-2-2106 (FAX 01634-2-4340)
宗谷地区水産技術普及指導所礼文支所	礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ 32-6	0162-86-2053 (FAX 0162-33-2566)
宗谷教育局	稚内市末広4丁目2-27	代表 0162-33-3924 (FAX 0162-33-2566)

(2) 危機対策局

部 名	局課名	係 名	所 在 地	電話番号		FAX 番号
				代表(内線)	ダイヤル	
総務部	危機対策局 危機対策課	調整係	札幌市中央区 北3条西6丁目	011-231-4111	011-204-5007	231-4314 251-6242
				内線 22-552		
				内線 22-561		
		危機管理係		内線 22-556	011-204-5014	
				内線 22-572		
		災害応急対策係		内線 22-554	011-204-5900	
				内線 22-587		
		地震津波係		内線 22-565	011-206-7859	
				内線 22-569		
		教育訓練係		内線 22-588	011-206-7804	
	内線 22-568					
	消防係	内線 22-590		011-204-5009		
内線 22-578						
救急係	内線 22-580					
	内線 22-577					
危機対策局	休日・夜間 (当直室)		内線 22-586	011-231-3398	231-3402	

(3) 防災航空室

部 名	局課名	室 名	所 在 地	電話番号	FAX 番号
総務部	危機対策課	防災航空室	札幌市東区栄町 964 番地 陸上自衛隊丘珠駐屯地内	011-782-3233	782-3234

4 北海道警察

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
北海道警察本部（警備課 災害係）	札幌市中央区北 2 条西 7 丁目	011-251-0110 (内線 5722)
旭川方面本部（警備課 災害係）	旭川市 1 条通 25 丁目 487-6	0166-35-0110
稚内警察署（警備課）	稚内市大黒 1 丁目 6-48	0162-24-0110
香深駐在所	礼文町大字香深村字トシナイ 700	0162-86-1110 (FAX 86-1110)
船泊駐在所	礼文町大字船泊村字ヲシヨシナイ 310-1	0162-87-2110 (FAX 87-2110)

5 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
北海道開発局稚内開発建設部 防災課	稚内市末広 5 丁目 6 番 1 号	0162-33-1087 (FAX 0162-33-1051)
稚内港湾事務所 (第 3 工務課)	稚内市末広 4 丁目 5 番 33 号	0162-33-2758 (FAX 0162-34-1757)
北海道総合通信局 防災対策推進室	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第 1 合同庁舎	011-747-6451 (FAX 011-709-2481)
北海道農政事務所 旭川地域拠点	旭川市宮前 1 条 3 丁目 3 番 15 号	0166-76-1277 (FAX 0166-30-9305)
宗谷森林管理署	稚内市中央 1 丁目 2-7	0162-23-3617 (FAX 0162-23-3615)
礼文森林事務所	礼文町大字香深村字ヘウケトシナイ	0163-86-1606 (FAX 86-1606)
札幌管区气象台 業務課	札幌市中央区北 2 条西 18-2	011-611-3217 (FAX 011-644-9674)
稚内地方气象台	観測予報管理官	0162-23-2678 (FAX 0162-22-5939)
	防災管理官	0162-23-2679 (FAX 0162-24-5951)
第一管区海上保安本部 稚内海上保安部	稚内市開運 2 丁目 2-1	(代表) 0162-23-2633 (救難) 0162-23-2631 (FAX) 0162-29-2007
北海道労働局 稚内労働基準監督署	稚内市末広 3 丁目 3-1	0162-23-3833 (FAX 0162-33-1321)
環境省 北海道地方環境事務所 稚内自然保護官事務所	稚内市末広 5 丁目 6-1 稚内地方合同庁舎	0162-33-1100 (FAX 0162-33-1101)

6 自衛隊

(1) 陸上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	連絡先
北部方面総監	防衛部運用室	札幌市中央区南 26 条西 10 丁目	011-511-7116 内線 2574~2576
第 2 師団長	第 3 部防衛班	旭川市春光町	0166-51-6111 内線 2791(当直 2300)
第 3 即応機動連隊長			
名寄駐屯地司令	連隊第 3 科	名寄市内淵 84	01654-3-2137 内線 230(当直 302)
礼文分屯地司令	第 301 沿岸監視隊 礼文派遣隊	礼文町大字船泊村字沼の沢	0163-87-2458

(2) 海上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	連絡先
大湊地方総監	防衛部第 3 幕僚室	青森県むつ市大湊町 4-1	0175-24-1111 内線 2224(当直 2222)
函館基地隊司令	警備科	函館市大町 10-3	0138-23-4241 内線 224(当直 300)

(3) 航空自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	連絡先
北部航空方面隊司令	防衛部	青森県三沢市後久保 125-7	0176-53-4121 内線 2353(当直 3901)
第 2 航空団司令	防衛部	千歳市平和無番地	0123-23-3101 内線 2231(当直 3800)

7 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	連絡先
日本郵便(株) 北海道支社 総務部危機管理担当	札幌市中央区北 2 条西 4 丁目 3 番地	011-214-4063 (FAX 011-214-4404)
礼文香深郵便局	礼文町大字香深村字トンナイ	0163-86-1760 (FAX 86-1013)
香深井郵便局	礼文町大字香深村字カフカイ	0163-86-1775 (FAX 86-1088)
船泊郵便局	礼文町大字船泊村字ヲションナイ	0163-87-2760 (FAX 87-2329)
東日本電信電話(株) 北海道事業部 災害対策室	札幌市中央区北 1 条西 4 丁目 2-4	011-212-4466 (FAX 011-222-9254)
北海道電力ネットワーク (株)	稚内ネットワークセンター	稚内市港 3 丁目 1 番 13 号 0162-23-4001 (FAX 0162-23-2017)
	礼文発電所	礼文町大字香深村字キトウス 0163-87-2805 (FAX 87-2457)
日本放送協会 旭川放送局 稚内報道室	稚内市港 1 丁目 2-3	0162-23-3403 (FAX 0162-24-5120)

8 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
一般社団法人宗谷医師会	稚内市宝来1丁目ベリスタ宝来102号室	0162-24-1510 (FAX 0162-24-4773)
一般社団法人北海道LPガス協会宗谷支部	稚内市開運2丁目2-5	0162-24-2038 (FAX 0162-24-2039)
社会福祉法人北海道社会福祉協議会	札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道社会福祉総合センター「かでる2・7」	011-241-3976 (FAX 011-251-3971)
ハートランドフェリー(株) 稚内支店	稚内市開運2丁目7-1	0162-23-3780 (FAX 0162-23-6730)

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
香深漁業協同組合	礼文町大字香深村字トンナイ	0163-86-1745 (FAX 86-1583)
船泊漁業協同組合	礼文町大字船泊村字ヲションナイ	0163-87-2101 (FAX 87-3015)
香深森林愛護組合	礼文町大字香深村字トンナイ 558 番地 5 (事務局：礼文町役場建設課)	0163-86-1001 (FAX 86-1007)
船泊森林愛護組合		
礼文町商工会	礼文町大字香深村字ベッシュ 960 番地の 1	0163-86-1376 (FAX 86-1580)
社会福祉法人礼文町社会福祉協議会	礼文町大字香深村字ベッシュ 961 番地の 2	0163-86-2003 (FAX 86-2004)
日本赤十字社北海道支部礼文町分区	礼文町大字香深村字トンナイ 558 番地の 5 (事務局：礼文町役場町民課)	0163-86-1001 (FAX 86-1007)
礼文町香深歯科診療所	礼文町大字香深村字トンナイ 40 番地の 17	0163-86-1168
礼文町船泊歯科診療所	礼文町大字船泊村字ノウシ	0163-87-2405 (FAX 87-3044)
北海道立香深診療所	礼文町大字香深村字トンナイ 40 番地の 17	0163-86-1239
公益社団法人 北海道海難防止・水難救済センター宗谷支部	(事務局：札幌本部) 札幌市中央区北3条西7丁目水産ビル	011-221-1831 (FAX011-221-1832)
香深救難所	礼文町大字香深村字トンナイ (事務局：香深漁業協同組合)	0163-86-1745 (FAX 86-1583)
船泊救難所	礼文町大字船泊村字ヲションナイ (事務局：船泊漁業協同組合)	0163-87-2101 (FAX 87-2627) 詰所 87-2627
宗谷バス(株)礼文営業所	礼文町大字香深村字ワウシ	0163-86-1020 (FAX 86-2151)
礼文運送株式会社	礼文町大字香深村字ワウシ	0163-86-1662 (FAX 86-1180)
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 水産研究本部 稚内水産試験場	稚内市末広4丁目5番15号	0162-32-7166 (FAX 0162-32-7171)

10 近隣市町村

市町村名	課名	係名	所在地	電話番号	FAX 番号
稚内市	企画総務部 総務防災課	防災グループ	稚内市中央3丁目13番15号	0162-23-6380	0162-23-3350
利尻町	防災情報室	防災係	利尻町沓形字緑町14番地1	0163-84-2345	0163-84-3553
利尻富士町	企画政策課	防災情報係	利尻富士町鴛泊字富士野6番地	0163-82-1111	0163-82-1253
豊富町	総務課	危機対策係	豊富町大通6丁目	0162-82-1001	0162-82-2806
枝幸町	総務課	防災協働グループ	枝幸町本町916番地	0163-62-1234	0163-62-3353
中頓別町	総務課	総務グループ	中頓別町字中頓別172番地6	01634-6-1111	01634-6-1155
浜頓別町	総務課	総務係	浜頓別町中央南1番地	01634-2-2345	01634-2-4766
猿払村	総務課	情報防災係	猿払村鬼志別西町172番地1	01635-2-3131	01635-2-3812
幌延町	総務財政課	総務グループ	幌延町宮園町1番地1	01632-5-1111	01632-5-2971

2 気象・震度階級等

○ 資料 2-1 災害の記録

(令和6年4月1日現在)

災害年月日	発生地区	災害種別	内容（原因）
平成元年9月28日	町内全域	集中豪雨	住家被害 1件 土木被害 7件
平成元年10月17日	会所前・高山地区	集中豪雨	土木被害 2件
平成2年3月31日	元地地区	地すべり	1件
平成2年4月8日	町内全域	強風波浪	水害被害 26件 公立文教被害 2件 その他 3件
平成2年11月10日	町内全域	強風波浪	住家被害 18件 非住家被害 11件 土木被害 1件 水産被害 13件 公共文教被害 4件 社会教育施設被害 1件 その他 6件
平成3年3月31日	高山地区	雪崩	非住家被害 1件 水産被害 1件
平成3年4月3日	手然地区	雪崩	非住家被害 1件 水産被害 1件
平成3年4月4日	鉄府地区	融雪	土木被害 2件
平成3年7月31日	会所前地区	集中豪雨	土木被害 1件
平成4年9月2日	町内全域	集中豪雨	住家被害 2件 土木被害 3件 水産被害 1件
平成4年9月17日	町内全域	集中豪雨	住家被害 2件 土木被害 4件
平成4年12月8日	町内全域	集中豪雨	住家被害 2件 土木被害 4件
平成5年9月19日	西上泊地区	波浪	水産被害 1件

災害年月日	発生地区	災害種別	内容（原因）
平成5年12月17日	町内全域	強風波浪	住家被害 13件 非住家被害 28件 水産被害 10件 商工被害 1件 その他 4件
平成6年3月9日	津軽町地区	強風	住家被害 2件
平成6年3月25日	上泊地区	波浪	水産被害 1件
平成6年8月12日	知床地区	集中豪雨	非住家被害
平成6年10月11日	元地浜中地区	大規模地すべり	避難住家 4件
平成6年10月13日	町内一円	強風波浪	住家被害 27件 非住家被害 43件 土木被害 13件 水産被害 32件 商工被害 8件 公立文教被害 5件 その他 15件
平成7年7月25日	町内一円	台風崩れの低気圧による大雨	住家被害 4件 土木被害 2件
平成7年9月3日	町内一円	集中豪雨	住家被害 7件 土木被害 10件
平成7年11月8日	町内一円	暴風	住家被害 49件 非住家被害 81件 水産被害 53件 商業被害 22件 公立文教被害 18件 その他 23件
平成8年9月11日	船泊地区	集中豪雨	土木被害 9件
平成9年1月2日～4日	香深地区	暴風	土木被害 1件
平成11年4月1日	内路地区	融雪	住家被害 1件 土木被害 1件
平成11年7月30日	会所前・津軽町地区	大雨	住家被害 1件 土木被害 1件

災害年月日	発生地区	災害種別	内容（原因）
平成 11 年 8 月 22 日	町内一円	集中豪雨	住家被害 17 件 河川氾濫 4 件 土木被害 11 件 道路被害 12 件
平成 11 年 9 月 25 日	町内一円	大雨	非住家被害 1 件 土木被害 1 件 その他 1 件
平成 11 年 10 月 3 日	起登臼・差閉地区	大雨	土木被害 2 件
平成 12 年 10 月 1 日	手然・津軽町地区	大雨	土木被害 2 件
平成 13 年 3 月 21 日 ～22 日	町内一円	暴風	住家被害 1 件 非住家被害 3 件 公立文教被害 1 件
平成 13 年 12 月 14 日	会所前地区	大雨による融雪、 土砂崩落	住家被害 1 件 商工被害 1 件 道路被害 1 件 公立文教被害 1 件 その他 1 件
平成 14 年 10 月 2 日	町内一円	暴風	非住家被害 1 件 漁港被害 1 件 その他 1 件
平成 14 年 10 月 27 日	西上泊・奮部地区	低気圧による高波	水産被害 1 件 その他 1 件
平成 14 年 11 月 12 日	幌泊・五番地・ 江戸屋・須古頓地区	大雨	非住家被害 1 件 土木被害 9 件
平成 14 年 11 月 20 日	起登地区	暴風	公園被害 1 件
平成 15 年 5 月 25 日	元地地区	土砂崩落	土木被害 1 件
平成 15 年 9 月 14 日	香深港	台風	水産被害 1 件
平成 16 年 2 月 23 日	五番地地区	雪崩	住宅被害 1 件
平成 18 年 10 月 8 日	奮部地区	暴風（低気圧）	住宅被害（一部破損） 1 件
平成 19 年 1 月 7 日	会所前・江戸屋地区	暴風（低気圧）	水産被害（共同施設） 2 件

災害年月日	発生地区	災害種別	内容（原因）
平成 19 年 8 月 2 日	宇遠内地区	大雨	道路被害 1 件
平成 19 年 8 月 9 日	香深地区	大雨（土砂流出）	住家被害（床下浸水） 2 件 河川被害 2 件 道路被害 11 件 地すべり 2 件
平成 20 年 10 月 4 日	香深井・手然・元地地区	大雨	道路被害 1 件 河川被害 1 件 公園被害（法面崩壊） 1 件 その他（土木） 1 件
平成 21 年 6 月 15 日	上泊地区	大雨（土砂崩落）	1 件 住家被害（一部破損） 1 件 地すべり
平成 22 年 1 月 1 日 ～2 日	起登臼地区	波浪	水産被害（船揚場） 1 件
平成 22 年 3 月 12 日 ～13 日	元地・トンナイ地区	波浪	漁港被害（ケーソン移動） 1 件 港湾被害（船揚場） 1 件
平成 22 年 4 月 14 日 ～15 日	西上泊地区	波浪	道路被害 1 件
平成 22 年 7 月 29 日	江戸屋地区	大雨	道路被害 1 件 地すべり 2 件
平成 23 年 5 月 2 日 ～3 日	江戸屋・元地地区	降雨	地すべり 2 件
平成 23 年 9 月 5 日	起登臼地区	降雨	がけ崩れ 1 件
平成 23 年 12 月 24 日	手然地区	雪崩	非住家被害（半壊） 1 件
平成 23 年 3 月 16 日	尺忍地区	積雪・落雪	非住家被害 （自治会館：一部損） 2 件
平成 24 年 2 月 15 日	船泊地区ほか	積雪・雪崩・ 暴風・波浪	住家被害（半壊） 1 件 "（一部破損） 8 件 非住家被害（全壊） 2 件 "（半壊） 3 件 道路被害（カーブミ ラー） 2 件 1 件 水産被害（天蓋）
平成 24 年 2 月 23 日	江戸屋地区	雪崩	非住家被害 （自治会館：半損） 1 件

災害年月日	発生地区	災害種別	内容（原因）
平成 24 年 3 月 16 日	尺忍・大備地区	積雪・落雪・強風	非住家被害 2 件 （自治会館：半損）
平成 24 年 3 月 17 日	入舟地区	積雪	非住家被害（全壊） 1 件
平成 24 年 3 月 30 日	赤岩地区	雪崩	住家被害（一部破損） 1 件
平成 24 年 4 月 4 日	浜中・鉄府・大備地区	強風	住家被害（一部破損） 2 件 非住家被害 2 件 （自治会館ほか：一部損）
平成 24 年 4 月 17 日	上泊・高山地区	雪崩	住家被害（一部破損） 2 件
平成 24 年 7 月 12 日	召国地区	落石	住家被害（一部破損） 1 件
平成 24 年 9 月 17 日	江戸屋地区	大雨	地すべり 1 件
平成 24 年 9 月 19 日	赤岩地区	大雨	住家被害（一部破損） 1 件 地すべり 1 件
平成 25 年 3 月 1 日 ～2 日	町内一円	低気圧による暴風等	住家被害（一部破損） 3 件 非住家被害（全壊） 1 件 〃（半壊） 5 件 道路被害 2 件 水産被害（共同利用等） 2 件 衛生被害（水道施設） 1 件
平成 25 年 9 月 4 日 ～5 日	江戸屋・上泊・尺忍・ 奮部地区	大雨・強風	非住家被害 1 件 （一部損：公衆トイレ） 地すべり 1 件 道路被害 1 件 その他（自治会館 I P） 1 件
平成 25 年 11 月 27 日	大備地区	低気圧による暴風等	非住家被害（半壊） 1 件

災害年月日	発生地区	災害種別	内容（原因）
平成 26 年 8 月 24 日 （激甚災害に指定）	町内一円	大雨・土砂災害	人的被害（死者） 2 人 〃（重傷） 1 人 住家被害（全壊） 2 件 〃（一部破損） 10 件 〃（床上浸水） 2 件 〃（床下浸水） 5 件 非住家被害（全壊） 3 件 〃（半壊） 1 件 道路被害 25 件 河川被害 7 件 がけ崩れ 41 件 土砂流出 9 件 77 水産被害（漁港施設等） 件 林業被害（林野土砂） 45 件 衛生被害（簡水施設） 4 件 商工被害 （住家・非住家と重複） 公立文教施設被害 （林業重複） （自主避難） 6 地区（9 避難所 139 人） （避難勧告発令） 7 地区（9 避難所 340 世帯 689 人） [自主避難重複] うち 6 地区（8 避難所 78 世帯 182 人） [炊出し等]
平成 26 年 10 月 10 日	船泊地区	暴風	非住家被害（一部損） 4 件 商工被害（宿泊施設） 2 件
平成 26 年 11 月 3 日 ～4 日	須古頓・大備地区	暴風	住家被害（一部破損） 2 件 非住家被害（一部損） 3 件
平成 26 年 12 月 17 日	上泊・起登臼・ 香深井・尺忍地区	暴風雪・波浪	住家被害（半壊） 1 件 〃（一部破損） 2 件 非住家被害（半壊） 3 件 河川被害 1 件 水産被害（漁港施設） 1 件 〃（その他施設） 1 件 〃（漁船） 8 件 〃（その他） 1 件 その他（屋外拡声器） 1 件
平成 27 年 7 月 13 日 ～14 日	津軽町	大雨	地すべり 1 件

災害年月日	発生地区	災害種別	内容（原因）
平成 27 年 10 月 2 日	津軽町	暴風	人的被害（転倒軽傷） 1 件 住家被害（一部破損） 67 件 非住家被害（公共全壊） 2 件 "（全壊） 35 件 "（半壊） 7 件 道路被害 1 件 水産被害（漁船） 21 件 "（漁港施設） 4 件 "（共同利用施設） 3 件 "（その他施設） 6 件 公立文教施設被害 （小学校） 3 件 "（中学校） 2 件 "（高校） 1 件 その他（屋外拡声器） 2 件
平成 27 年 10 月 12 日	元地・尺忍・須古頓地区	暴風	道路災害 1 件 その他（屋外拡声器等） 3 件
平成 28 年 1 月 19 日	五番地地区	低気圧による強風	道路被害（カーブミラー） 1 件 その他 4 件
平成 28 年 3 月 1 日	五番地地区	低気圧による暴風雪	港湾被害（天蓋施設） 2 件
平成 28 年 8 月 31 日	差閉・奮部・幌泊・ 五番地・須古頓地区	台風（10 号）	住家被害（一部破損） 1 件 水産被害（共同利用施設） 1 件
平成 28 年 9 月 6 日	五番地地区	大雨	地すべり 3 件 林業被害（治山施設） 1 件
平成 29 年 11 月 11 日	幌泊地区	暴風	住家被害（一部破損） 1 件
平成 29 年 12 月 11 日	幌泊地区	暴風雪	住家被害（一部破損） 1 件
平成 29 年 12 月 25 日	大備地区	暴風雪	その他（シェルター避難路） 1 件
平成 30 年 2 月 24 日	江戸屋・香深地区	暴風雪	住家被害（一部破損） 1 件 土木被害（港湾） 1 件
平成 30 年 10 月 29 日	浜中地区	暴風	住家被害（一部破損） 1 件
令和 2 年 8 月 6 日	町内全域	大雨	住家被害（一部破損） 4 件 （床上浸水） 6 件 （床下浸水） 7 件 非住家被害（その他） 2 件 土木被害（道工事：道路） 2 件 （市町村工事：河川） 13 件 （市町村工事：道路） 16 件

災害年月日	発生地区	災害種別	内容（原因）
			(市町村工事：橋梁) 1件 (港湾) 1件 水産被害(漁港施設) 2件 (その他の施設) 2件 (その他) 5件 林業被害(一般民有林：治山施設) 39件 (その他) 20件 その他(空港) 1件 (水道) 167件 (電気) 1,221戸 (都市施設) 1件
令和2年9月20日	上泊地区	竜巻	住家被害(一部破損) 1件 非住家被害(全壊)その他 (半壊)公共建物 1件 その他 3件 水産被害(漁船)破損 12件 (漁港施設) 2件 (共同利用施設) 1件 (その他の施設) 1件 その他(都市施設) 1件
令和2年11月20日	町内全域	暴風	その他(電気) 202件
令和3年1月16日	須古頓地区	暴風雪	水産被害(漁港施設) 1件
令和3年2月16日	浜中地区	暴風雪	土木工事(海岸) 2件 水産被害(漁港施設) 1件 その他(電気) 445件
令和4年3月6日	差閉地区	暴風雪	非住家被害(その他) 1件
令和4年9月7日	町内全域	暴風	住家被害(一部破損) 3件 非住家被害(全壊)その他 1件 土木工事(漁港) 1件 公立文教施設被害(中学校) 1件 その他(電気) 1,099件
令和4年12月22日	町内全域	暴風雪	住家被害(半壊) 1件 (一部破損) 13件 非住家被害(半壊)公共建物 1件 その他 3件 その他(電気) 1,170件
令和5年8月10日	香深地区	大雨	土木工事(道路) 4件 (崖くずれ) 1件

災害年月日	発生地区	災害種別	内容（原因）
令和5年11月6日	船泊地区 香深地区（内路）	大雨	住家被害（一部破損） 2件 （床上浸水） 2件 （床下浸水） 4件 非住家被害（全壊）その他 2件 （半壊）その他 1件 土木被害（道路） 8件 （河川） 4件 （橋梁） 1件 （公園） 1件 （崖くずれ） 33件 衛生被害（病院）公立 1件 （清掃施設）し尿処理 1件 公立文教施設被害 2件

○ 資料2-2 気象等に関する警報・注意報発表基準

(令和6年4月1日現在)
発表官署 稚内地方気象台

種 類		発 表 基 準		
礼文町	府県予報区	宗谷地方		
	一次細分区域	宗谷地方		
	市町村等をまとめた地域	利尻・礼文		
警 報	大雨 ※1	(浸水害)	表面雨量指数基準	10
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	95
	洪水	流域雨量指数基準	大沢川流域=6.5 起登臼川流域=5.4	
		複合基準※	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴 風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴 風 雪	平均風速	陸上	20m/s 雪による視程障害を伴う
			海上	25m/s 雪による視程障害を伴う
	大 雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 50cm	
	波 浪	有義波高	6.0m	
	高 潮	潮位	1.1m	
	注 意 報	大 雨	表面雨量指数基準	6
土壌雨量指数基準			71	
洪水		流域雨量指数基準	大沢川流域=5.2 起登臼川流域=4.3	
		複合基準※	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
強 風		平均風速	陸上	13m/s
			海上	15m/s
風 雪		平均風速	陸上	11m/s 雪による視程障害を伴う
			海上	15m/s 雪による視程障害を伴う
大 雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 30cm	
波 浪		有義波高	3.0m	
高 潮		潮位	0.7m	
雷		落雷等により被害が予想される場合		
融 雪		50mm以上：24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
濃 霧		視程	陸上	200m
			海上	500m
乾 燥		最小湿度 30% 実効湿度 60%		
な だ れ	① 24時間降雪の深さが 30cm 以上 ② 積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上			
低 温	5月～10月：(平均気温) 平年より 5℃以上低い日が 2日以上継続 11月～4月：(最低気温) 平年より 8℃以上低い			
霜	最低気温 3℃以下			
着 氷	船体着氷：水温 4℃以下 気温 -5℃以下で風速 10m/s 以上			
着 雪	気温 0℃位で、強度並以上の雪が数時間以上継続			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	80 mm		

* (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を示しています。

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「...以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、
別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は
別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は
別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

○ 資料 2 - 3 雨量観測所

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

観測地点	所在地	管理者
元地冷水 (もとしひやみず)	礼文町大字香深村字モトチ 154 番地 1 地先	宗谷総合振興局 稚内建設管理部
香深 (尺忍)	礼文町大字香深村字ワウシ 348-2	
起登臼	礼文町大字香深村字ヲバシトロマナイ	
須古頓	礼文町大字船泊村字レタリヲタ	
礼文 (気象) (れぶん)	礼文町大字香深村字トンナイ	稚内地方気象台

○ 資料2-4 気象庁震度階級関連解説表

(平成21年3月 気象庁)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

(注) 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなさと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある*。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間が掛かることがある。

※ 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動*による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱い OA 機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうち、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

○ 資料2-5 長周期地震動階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 長周期地震動階級関連解説表は、固有周期 1.5 秒程度から 8 秒程度までの一般的な高層ビルを対象として、長周期地震動階級が統計された際に発生する可能性がある被害を記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害に留まる場合もあります。また、それぞれの長周期地震動階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (2) 長周期地震動階級が同じであったり、対象となる建物や構造物の状態、継続時間などの地震動の性質により被害は異なります。
- (3) 長周期地震動階級関連解説表は、主に近年発生した長周期地震動による被害の事例から作成したものである。今後、顕著な長周期地震動が観測された場合には内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (4) 長周期地震動階級関連解説表では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
が（も）ある、 が（も）いる	当該長周期地震動階級に特徴的に揺れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。

● 高層ビルにおける人の体感・行動・室内の状況等との関連

長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
長周期地震動階級1 (やや大きな揺れ)	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。 驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	—
長周期地震動階級2 (大きな揺れ)	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	—
長周期地震動階級3 (非常に大きな揺れ)	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
長周期地震動階級4 (極めて大きな揺れ)	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などひび割れ・亀裂が多くなる。

3 災害危険区域等

○ 資料 3-1 土砂災害危険箇所等

No.	種別	箇所番号	区域名	土砂災害警戒区域		指定年月日
				警戒区域	特別警戒区域	
1	急傾斜地崩壊危険箇所	I-6-83-2418	礼文元地 1	○	○	令和 2 年 3 月 27 日
2		I-6-84-2419	礼文元地 2	○	○	令和 2 年 3 月 27 日
3		I-6-85-2420	礼文元地 3	○	○	令和 2 年 3 月 27 日
4		I-6-86-2421	礼文元地 4	○	○	令和 2 年 3 月 27 日
5		I-6-87-2422	礼文元地 5	○	○	令和 2 年 3 月 27 日
6		I-6-88-2423	礼文元地 6	○	○	令和 2 年 3 月 27 日
7		I-6-89-2424	礼文字遠内 1	○	○	令和 2 年 3 月 27 日
8		I-6-90-2425	礼文字遠内 2	○	○	令和 2 年 3 月 27 日
9		I-6-91-2426	礼文字遠内 3	○	○	令和 2 年 3 月 27 日
10		I-6-92-2427	礼文字遠内 4	○	○	令和 2 年 3 月 27 日
11		I-6-93-2428	礼文西上泊 1(1)	○	○	令和 2 年 3 月 27 日
12		I-6-94-2429	礼文西上泊 2(1)	○	○	令和 2 年 3 月 27 日
13		I-6-95-2430	礼文鉄府 1	○	○	令和 2 年 3 月 27 日
14		I-6-96-2431	礼文鉄府 2	○	○	令和 2 年 3 月 27 日
15		I-6-97-2432	礼文鉄府 3	○	○	令和 2 年 3 月 27 日
16		I-6-98-2433	礼文須古頓 1	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
17		I-6-99-2434	礼文白浜 1	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
18		I-6-100-2435	礼文江戸屋 1	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
19		I-6-101-2436	礼文江戸屋 2	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
20		I-6-102-2437	礼文江戸屋 3	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
21		I-6-103-2438	礼文浜中 1	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
22		I-6-104-2439	礼文浜中 2	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
23		I-6-105-2440	礼文浜中 3	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
24		I-6-106-2441	礼文浜中 4	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
25		I-6-107-2442	礼文浜中 5	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
26		I-6-108-2443	礼文浜中 6	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
27		I-6-109-2444	礼文大備 1	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
28		I-6-110-2445	礼文大備 2	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
29		I-6-111-2446	礼文大備 3	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
30		I-6-112-2447	礼文大備 4	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
31		I-6-113-2448	礼文大備 5	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
32		I-6-114-2449	礼文大備 6	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
33		I-6-115-2450	礼文大備 7	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
34		I-6-116-2451	礼文大備 8	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
35		I-6-117-2452	礼文五番地 1	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
36		I-6-118-2453	礼文五番地 2	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
37		I-6-119-2454	礼文五番地 3	○	○	令和 3 年 3 月 30 日

No.	種別	箇所番号	区域名	土砂災害警戒区域		指定年月日
				警戒区域	特別警戒区域	
38	急傾斜地崩壊危険箇所	I-6-120-2455	礼文幌泊1	○	○	令和3年3月30日
39		I-6-121-2456	礼文幌泊2	○	○	令和3年3月30日
40		I-6-122-2457	礼文高山1	○	○	平成29年2月28日
41		I-6-123-2458	礼文高山2	○	○	平成29年2月28日
42		I-6-124-2459	礼文上泊1	○	○	平成31年3月22日
43		I-6-125-2460	礼文上泊2	○	○	平成31年3月22日
44		I-6-126-2461	礼文上泊3	○	○	平成31年3月22日
45		I-6-127-2462	礼文上泊4	○	○	平成31年3月22日
46		I-6-128-2463	礼文赤岩1	○	○	平成31年3月22日
47		I-6-129-2464	礼文赤岩2	○	○	平成31年3月22日
48		I-6-130-2465	礼文赤岩3	○	○	平成31年3月22日
49		I-6-131-2466	礼文赤岩4	○	○	平成31年3月22日
50		I-6-132-2467	礼文内路1	○	○	令和3年3月30日
51		I-6-133-2468	礼文内路2	○	○	令和3年3月30日
52		I-6-134-2469	礼文内路3	○	○	令和3年3月30日
53		I-6-135-2470	礼文起登臼1	○	○	平成31年3月22日
54		I-6-136-2471	礼文起登臼2	○	○	平成31年3月22日
55		I-6-137-2472	礼文起登臼3	○	○	平成31年3月22日
56		I-6-138-2473	礼文香深井1	○	○	平成29年2月28日
57		I-6-139-2474	礼文香深井2	○	○	平成29年2月28日
58		I-6-140-2475	礼文香深井3	○	○	平成29年2月28日
59		I-6-141-2476	礼文香深井4	○	○	平成29年2月28日
60		I-6-142-2477	礼文手然1	○	○	平成30年3月13日
61		I-6-143-2478	礼文手然2	○	○	平成30年3月13日
62		I-6-144-2479	礼文手然3	○	○	平成30年3月13日
63		I-6-145-2480	礼文入舟・会所前・津軽町	○	○	令和2年8月18日
64		I-6-146-2481	礼文入船1	○	○	平成29年2月28日
65		I-6-147-2482	礼文入船2	○	○	平成29年2月28日
66		I-6-148-2483	礼文尺忍1	○	○	平成31年3月22日
67		I-6-149-2484	礼文尺忍2	○	○	平成31年3月22日
68		I-6-150-2485	礼文尺忍3	○	○	平成31年3月22日
69		I-6-151-2486	礼文尺忍4	○	○	平成31年3月22日
70	I-6-152-2487	礼文尺忍5	○	○	平成31年3月22日	
71	I-6-153-2488	礼文差閉	○	○	令和3年3月30日	
72	I-6-154-2489	礼文奮部1	○	○	平成31年3月22日	
73	I-6-155-2490	礼文奮部2	○	○	平成31年3月22日	
74	I-6-156-2491	礼文奮部3	○	○	平成31年3月22日	
75	I-6-157-2492	礼文知床1	○	○	平成31年3月22日	
76	I-6-158-2493	礼文知床2	○	○	平成31年3月22日	
77	I-6-159-2494	礼文知床3	○	○	平成31年3月22日	
78	I-6-180-3136	礼文高山3	○	-	平成29年2月28日	
79	II-6-47-1772	礼文元地7	○	○	令和2年3月27日	
80	II-6-48-1773	礼文元地8	○	○	令和2年3月27日	

No.	種別	箇所番号	区域名	土砂災害警戒区域		指定年月日
				警戒区域	特別警戒区域	
81	急傾斜地崩壊危険箇所	Ⅱ-6-49-1774	礼文元地 9	○	○	令和 2 年 3 月 27 日
82		Ⅱ-6-50-1775	礼文西上泊 1(2)	○	○	令和 2 年 3 月 27 日
83		Ⅱ-6-51-1776	礼文西上泊 2(2)	○	○	令和 2 年 3 月 27 日
84		Ⅱ-6-52-1777	礼文鉄府 4	○	○	令和 2 年 3 月 27 日
85		Ⅱ-6-53-1778	礼文鮑古丹 1	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
86		Ⅱ-6-54-1779	礼文鮑古丹 2	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
87		Ⅱ-6-55-1780	礼文鮑古丹 3	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
88		Ⅱ-6-56-1781	礼文須古頓 2	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
89		Ⅱ-6-57-1782	礼文江戸屋 5	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
90		Ⅱ-6-58-1783	礼文江戸屋 6	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
91		Ⅱ-6-59-1784	礼文浜中 7	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
92		Ⅱ-6-60-1785	礼文浜中 8	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
93		Ⅱ-6-61-1786	礼文浜中 9	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
94		Ⅱ-6-62-1787	礼文大備 10	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
95		Ⅱ-6-63-1788	礼文大備 11	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
96		Ⅱ-6-64-1789	礼文幌泊 5	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
97		Ⅱ-6-65-1790	礼文幌泊 7	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
98		Ⅱ-6-66-1791	礼文高山 4	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
99		Ⅱ-6-67-1792	礼文高山 5	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
100		Ⅱ-6-68-1793	礼文高山 6	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
101		Ⅱ-6-69-1794	礼文高山 7	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
102		Ⅱ-6-70-1795	礼文高山 8	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
103		Ⅱ-6-71-1796	礼文高山 9	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
104		Ⅱ-6-72-1797	礼文高山 10	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
105		Ⅱ-6-73-1798	礼文高山 11	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
106		Ⅱ-6-74-1799	礼文高山 12	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
107		Ⅱ-6-75-1800	礼文高山 13	○	-	平成 29 年 2 月 28 日
108		Ⅱ-6-76-1801	礼文高山 14	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
109		Ⅱ-6-77-1802	礼文上泊 5	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
110		Ⅱ-6-78-1803	礼文上泊 6	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
111		Ⅱ-6-79-1804	礼文上泊 7	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
112		Ⅱ-6-80-1805	礼文上泊 8	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
113		Ⅱ-6-81-1806	礼文上泊 9	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
114		Ⅱ-6-82-1807	礼文上泊 10	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
115		Ⅱ-6-83-1808	礼文上泊 11	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
116		Ⅱ-6-84-1809	礼文上泊 12	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
117		Ⅱ-6-85-1810	礼文上泊 13	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
118		Ⅱ-6-86-1811	礼文上泊 14	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
119		Ⅱ-6-87-1812	礼文上泊 15	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
120		Ⅱ-6-88-1813	礼文赤岩 5	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
121		Ⅱ-6-89-1814	礼文赤岩 6	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
122		Ⅱ-6-90-1815	礼文赤岩 7	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
123		Ⅱ-6-91-1816	礼文赤岩 8	○	○	平成 31 年 3 月 22 日

No.	種別	箇所番号	区域名	土砂災害警戒区域		指定年月日
				警戒区域	特別警戒区域	
124	急傾斜地崩壊危険箇所	Ⅱ-6-92-1817	礼文赤岩 9	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
125		Ⅱ-6-93-1818	礼文赤岩 10	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
126		Ⅱ-6-94-1819	礼文赤岩 11	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
127		Ⅱ-6-95-1820	礼文赤岩 12	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
128		Ⅱ-6-96-1821	礼文赤岩 13	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
129		Ⅱ-6-97-1822	礼文内路 4	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
130		Ⅱ-6-98-1823	礼文内路 5	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
131		Ⅱ-6-99-1824	礼文内路 6	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
132		Ⅱ-6-100-1825	礼文内路 7	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
133		Ⅱ-6-101-1826	礼文内路 8	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
134		Ⅱ-6-102-1827	礼文起登臼 4	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
135		Ⅱ-6-103-1828	礼文起登臼 5	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
136		Ⅱ-6-104-1829	礼文起登臼 6	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
137		Ⅱ-6-105-1830	礼文起登臼 7	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
138		Ⅱ-6-106-1831	礼文起登臼 8	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
139		Ⅱ-6-107-1832	礼文起登臼 9	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
140		Ⅱ-6-108-1833	礼文起登臼 10	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
141		Ⅱ-6-109-1834	礼文香深井 5	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
142		Ⅱ-6-110-1835	礼文香深井 6	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
143		Ⅱ-6-111-1836	礼文香深井 7	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
144		Ⅱ-6-112-1837	礼文香深井 9	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
145		Ⅱ-6-113-1838	礼文香深井 10	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
146		Ⅱ-6-114-1839	礼文手然 4	○	○	平成 30 年 3 月 13 日
147		Ⅱ-6-115-1840	礼文手然 5	○	○	平成 30 年 3 月 13 日
148		Ⅱ-6-116-1841	礼文尺忍 6	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
149		Ⅱ-6-117-1842	礼文尺忍 7	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
150		Ⅱ-6-118-1843	礼文尺忍 8	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
151		Ⅱ-6-119-1844	礼文知床 4	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
152		Ⅱ-6-120-1845	礼文知床 5	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
153		Ⅱ-6-121-1846	礼文知床 6	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
154		Ⅱ-6-122-1847	礼文知床 7	○	○	平成 31 年 3 月 22 日
155		Ⅱ-6-136-2402	礼文江戸屋 4	○	-	令和 3 年 3 月 30 日
156		Ⅱ-6-137-2403	礼文大備 9	○	○	令和 3 年 3 月 30 日
157	Ⅱ-6-138-2404	礼文五番地 4	○	○	平成 29 年 2 月 28 日	
158	Ⅱ-6-139-2405	礼文幌泊 3	○	○	令和 3 年 3 月 30 日	
159	Ⅱ-6-140-2406	礼文幌泊 4	○	-	令和 3 年 3 月 30 日	
160	Ⅱ-6-141-2407	礼文幌泊 6	○	-	令和 3 年 3 月 30 日	
161	Ⅱ-6-142-2408	礼文幌泊 8	○	○	平成 29 年 2 月 28 日	
162	Ⅱ-6-143-2409	礼文香深井 8	○	○	平成 29 年 2 月 28 日	
163	Ⅲ-6-17-614	礼文元地 10	○	○	令和 2 年 3 月 27 日	
164	Ⅲ-6-18-615	礼文鉄府 5	○	○	令和 2 年 3 月 27 日	
165	Ⅲ-6-19-616	礼文鉄府 6	○	○	令和 2 年 3 月 30 日	
166	Ⅲ-6-20-617	礼文須古頓 3	○	○	令和 3 年 3 月 30 日	

No.	種別	箇所番号	区域名	土砂災害警戒区域		指定年月日
				警戒区域	特別警戒区域	
167	急傾斜地崩壊危険箇所	Ⅲ-6-21-618	礼文須古嶮 4	○	○	令和3年3月30日
168		Ⅲ-6-22-619	礼文白浜 2	○	○	令和3年3月30日
169		Ⅲ-6-24-621	礼文大備 12	○	○	令和3年3月30日
170		Ⅲ-6-25-622	礼文大備 13	○	○	令和3年3月30日
171		Ⅲ-6-26-623	礼文五番地 5	○	○	平成29年2月28日
172		Ⅲ-6-27-624	礼文五番地 6	○	○	令和3年3月30日
173		Ⅲ-6-28-625	礼文高山 15	○	○	平成29年2月28日
174		Ⅲ-6-29-626	礼文高山 16	○	○	平成29年2月28日
175		Ⅲ-6-30-627	礼文高山 17	○	○	平成29年2月28日
176		Ⅲ-6-31-628	礼文高山 18	○	○	平成29年2月28日
177		Ⅲ-6-32-629	礼文高山 19	○	○	平成29年2月28日
178		Ⅲ-6-33-630	礼文高山 20	○	○	平成29年2月28日
179		Ⅲ-6-34-631	礼文高山 21	○	○	平成29年2月28日
180		Ⅲ-6-35-632	礼文上泊 16	○	○	平成31年3月22日
181		Ⅲ-6-36-633	礼文赤岩 14	○	○	平成31年3月22日
182		Ⅲ-6-37-634	礼文起登臼 11	○	○	平成31年3月22日
183		Ⅲ-6-38-635	礼文香深井 11	○	○	平成29年2月28日
184		Ⅲ-6-39-636	礼文手然 6	○	○	平成30年3月13日
185	Ⅲ-6-41-877	礼文幌泊 9	○	○	令和3年3月30日	
1	土石流危険渓流	I-64-0010	中村川	○	○	令和3年3月30日
2		I-64-0020	ベッシュ川	○	○	平成29年2月28日
3		I-64-0030	トンナイ川	○	-	平成29年2月28日
4		I-64-0040	会所前川	○	-	平成29年2月28日
5		I-64-0050	竹岡川	○	○	平成30年3月13日
6		I-64-0060	津軽川	○	○	平成30年3月13日
7		I-64-0070	石道川	○	○	平成30年3月13日
8		Ⅱ-64-0080	無名川	○	○	平成30年3月13日
9		I-64-0090	宮島沢川	○	○	平成30年3月13日
10		Ⅱ-64-0100	西沢川左の沢川	○	○	平成29年2月28日
11		I-64-0110	香深井川支流川	○	-	平成29年2月28日
12		I-64-0120	香深井川左の沢川	○	○	平成29年2月28日
13		Ⅱ-64-0130	キトウスの沢川	○	○	平成31年3月22日
14		I-64-0140	キトウス神社の沢川	○	-	令和3年3月30日
15		Ⅱ-64-0150	山本川	○	-	令和3年3月30日
16		I-64-0160	ヨネヤ川	○	-	平成31年3月22日
17		Ⅱ-64-0170	上泊学校の沢川	○	-	平成31年3月22日
18		Ⅱ-64-0180	大宮沢川	○	-	平成31年3月22日
19		Ⅱ-64-0190	今の沢川	○	○	平成29年2月28日
20		I-64-0200	神社の沢川	○	○	平成29年2月28日
21		I-64-0210	小沢川	○	○	平成29年2月28日
22		I-64-0220	船泊二の沢川	○	○	平成29年2月28日
23		I-64-0230	船泊一の沢川	○	-	平成29年2月28日
24		I-64-0240	苗圃の沢川	○	-	令和3年3月30日

No.	種別	箇所番号	区域名	土砂災害警戒区域		指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域		
25	土石流危険渓流	Ⅱ-64-0250	オチャラセナイ川	○	○	令和3年3月30日	
26		I-64-0260	ショナイホ川	○	○	令和3年3月30日	
27		Ⅱ-64-0270	浜中の沢川	○	○	令和3年3月30日	
28		Ⅱ-64-0280	伏見の沢川	○	○	令和3年3月30日	
29		Ⅱ-64-0290	梅の沢川	○	○	令和3年3月30日	
30		I-64-0300	ヤンベヤオマナイ川	○	-	令和3年3月30日	
31		Ⅱ-64-0310	ゴロタ浜の沢川	○	-	令和2年3月27日	
32		Ⅱ-64-0320	山下の沢川	○	○	令和2年3月27日	
33		I-64-0330	西上泊一の沢川	○	-	令和2年3月27日	
34		Ⅱ-64-0340	西上泊二の沢川	○	○	令和2年3月27日	
35		Ⅱ-64-0350	メシコナイ川	○	○	令和2年3月27日	
36		Ⅱ-64-0360	メシクニ川	○	○	令和2年3月27日	
37		I-64-0370	宇遠内川	○	○	令和2年3月27日	
38		I-64-0380	元地川	○	○	令和2年3月27日	
39		I-64-0390	柳谷川	○	○	令和2年3月27日	
40		Ⅱ-64-0400	メノウ浜の沢川	○	○	令和2年3月27日	
41		I-64-0410	知床川	○	-	平成31年3月22日	
42		Ⅱ-64-0420	ラニ川	○	○	平成31年3月22日	
43		I-64-0430	入中の沢川	○	○	平成31年3月22日	
44		I-64-0440	志田川	○	○	平成31年3月22日	
1		地すべり危険箇所	6-39-372	元地	○	-	令和2年3月27日
2			6-40-373	津軽	○	-	平成30年3月13日
3			6-41-374	尺忍	○	-	平成31年3月22日
4			6-42-375	差閉	○	-	令和3年3月30日
5	6-43-376		白浜	○	-	令和3年3月30日	
6	6-44-377		浜中	○	-	令和3年3月30日	
7	6-45-378		手然	○	-	平成30年3月13日	
8	6-46-480		元地冷水	○	-	令和3年3月30日	
9	6-47-481		江戸屋	○	-	令和3年3月30日	
10	<3>6-517-517-0002		桜井地先	○	-	令和3年3月30日	
11	<3>6-517-517-0003		富士見団地	○	-	令和3年3月30日	

区 分	土砂災害警戒区域		【指定】5年間 平成29年2月28日～ 令和3年3月30日
	警戒区域	特別警戒区域	
急傾斜地の崩壊	185	179	
土石流	44	30	
地すべり	11	0	
計	240	209	

各区域の詳細については、北海道ホームページ (<http://www.pref.hokkaido.jp>) 「北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害警戒区域等の指定状況」を参照

○ 資料3-2 雪崩危険箇所

(令和6年4月1日現在)

No.	地名	危険箇所名	危険箇所等の種類等	箇所番号	旧番号 (整理番号)
1	香深字元地	礼文元地 2	I	6-51-946	I-6-23-946
2		礼文元地 3-3	I	6-52-947	I-6-24-947
3		礼文元地 3-2	I	6-53-948	I-6-25-948
4		礼文元地 3-1	I	6-54-949	I-6-26-949
5	船泊字西上泊	礼文西上泊 2	I	6-55-951	I-6-28-951
6	船泊字鉄府	礼文鉄府 1	I	6-56-952	I-6-29-952
7		礼文鉄府 2	I	6-57-953	I-6-30-953
8	船泊字鮑古丹	礼文鮑古丹	I	6-58-954	I-6-31-954
9	船泊字白浜	礼文白浜	I	6-59-955	I-6-32-955
10	船泊字江戸屋	礼文江戸屋 1	I	6-60-956	I-6-33-956
11		礼文江戸屋 2	I	6-61-957	I-6-34-957
12	船泊字浜中	礼文浜中	I	6-62-958	I-6-35-958
13		礼文浜中 1	I	6-63-959	I-6-36-959
14	船泊字大備	礼文大備	I	6-64-960	I-6-37-960
15	船泊字弁財泊	礼文弁財泊	I	6-65-961	I-6-38-961
16	船泊字幌泊	礼文幌泊 3	I	6-66-963	I-6-40-963
17	船泊字高山	礼文高山 1	I	6-67-964	I-6-41-964
18		礼文高山 2	I	6-68-965	I-6-42-695
19	船泊字上泊	礼文上泊 1-2	I	6-69-966	I-6-43-996
20		礼文上泊 1-1	I	6-70-967	I-6-44-967
21	船泊字赤岩	礼文赤岩	I	6-71-968	I-6-45-968
22	香深字内路	礼文内路	I	6-72-969	I-6-46-969
23		礼文内路 3-2	I	6-73-970	I-6-47-970
24		礼文内路 3-1	I	6-74-971	I-6-48-971
25	香深字起登臼	礼文起登臼 1	I	6-75-972	I-6-49-972
26		礼文起登臼 2	I	6-76-973	I-6-50-973
27	香深字香深井	礼文香深井 1	I	6-77-974	I-6-51-974
28	香深字手然	礼文手然 1	I	6-78-976	I-6-53-976
29		礼文手然 2	I	6-79-977	I-6-54-977
30	香深字津軽町	礼文津軽町	I	6-80-978	I-6-55-978
31	香深字会所前	礼文会所前	I	6-81-979	I-6-56-979
32	香深字入船	礼文入船	I	6-82-980	I-6-57-980
33	香深字尺忍	礼文尺忍	I	6-83-981	I-6-58-981
34		礼文尺忍 1-2	I	6-84-982	I-6-59-982
35		礼文尺忍 1-1	I	6-85-983	I-6-60-983
36		礼文尺忍 2	I	6-86-984	I-6-61-984
37	香深字差閉	礼文差閉	I	6-87-985	I-6-62-985
38	香深字奮部	礼文奮部 2	I	6-88-986	I-6-63-986

No	地名	危険箇所名	危険箇所等の種類	箇所番号	旧番号 (整理番号)
39	香深字知床	礼文知床 1	I	6-89-988	I-6-65-988
40		礼文知床 2	I	6-90-989	I-6-66-989
41	香深字元地	礼文元地 4	I	6-120-2474	礼文 I-1
42		礼文元地 5	I	6-121-2475	礼文 I-2
43	船泊字宇遠内	礼文字遠内 1	I	6-122-2476	礼文 I-3
44		礼文字遠内 2	I	6-123-2477	礼文 I-4
45		礼文字遠内 3	I	6-124-2478	礼文 I-5
46		礼文字遠内 4	I	6-125-2479	礼文 I-6
47	船泊字西上泊	礼文西上泊 3	I	6-126-2480	礼文 I-7
48	船泊字鉄府	礼文鉄府 3	I	6-127-2481	礼文 I-8
49	船泊字須古頓	礼文須古頓	I	6-128-2482	礼文 I-9
50	船泊字江戸屋	礼文江戸屋 3	I	6-129-2483	礼文 I-10
51	船泊字浜中	礼文浜中 2	I	6-130-2484	礼文 I-11
52		礼文浜中 3	I	6-131-2485	礼文 I-12
53	船泊字大備	礼文大備 1	I	6-132-2486	礼文 I-13
54		礼文大備 2	I	6-133-2487	礼文 I-14
55	船泊字上泊	礼文上泊 2	I	6-134-2488	礼文 I-15
56		礼文上泊 3	I	6-135-2489	礼文 I-16
57	船泊字赤岩	礼文赤岩 2	I	6-126-2490	礼文 I-17
58		礼文赤岩 3	I	6-126-2491	礼文 I-18
59		礼文赤岩 4	I	6-126-2492	礼文 I-19
60	香深字香深井	礼文香深井 3	I	6-126-2493	礼文 I-20
61		礼文香深井 4	I	6-126-2494	礼文 I-21
62	香深字手然	礼文手然 3	I	6-126-2495	礼文 I-22
63	香深字津軽町	礼文津軽町 2	I	6-126-2495	礼文 I-23
64	香深字入船	礼文入船 2	I	6-126-2496	礼文 I-24
65	香深字尺忍	礼文尺忍 3	I	6-126-2497	礼文 I-25
66		礼文尺忍 4	I	6-126-2498	礼文 I-26

6 6箇所 (H12 稚内土木現業所 雪崩危険箇所等点検調査より)

【雪崩危険箇所】



○ 資料3-3 山地災害危険地区及び雪崩危険箇所

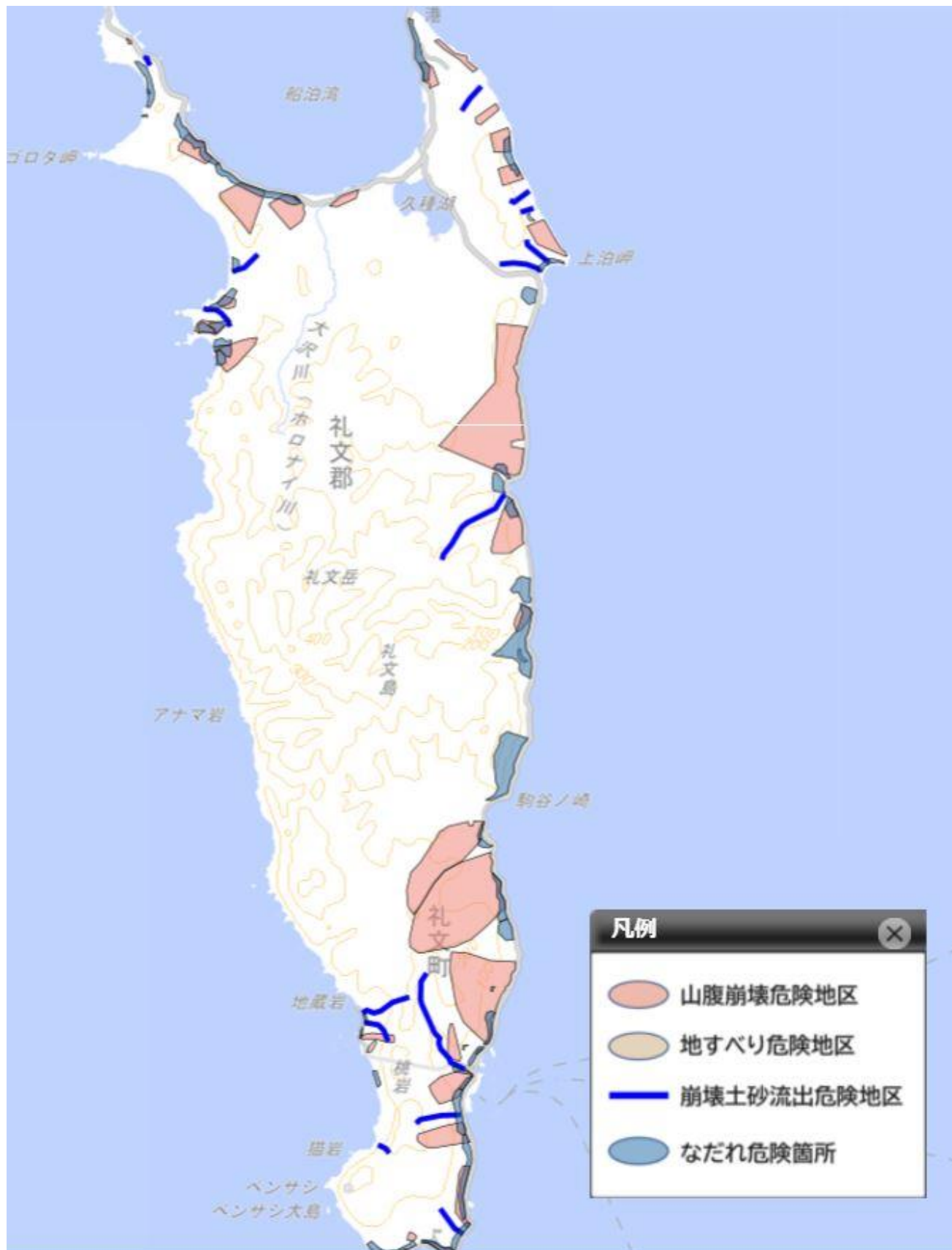
(令和6年4月1日現在)

1 民有林

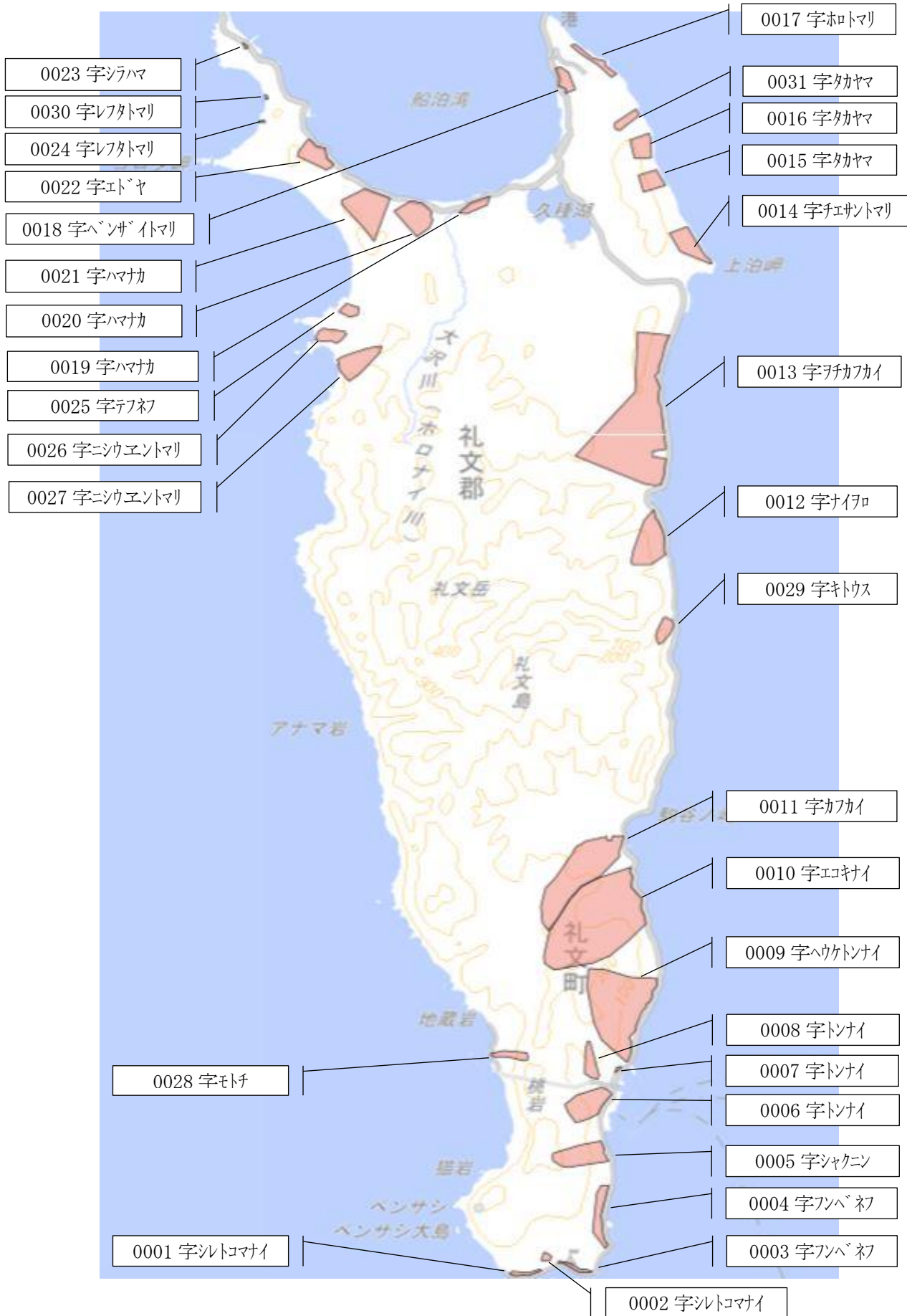
No.	種別	字名	危険地番号	備考
1	山腹崩壊危険地区	香深村字シレトコマナイ	517-517-0001	
2		字シレトコマナイ	517-517-0002	
3		字フンベネフ	517-517-0003	
4		字フンベネフ	517-517-0004	
5		シャクニン	517-517-0005	
6		トンナイ	517-517-0006	
7		トンナイ	517-517-0007	
8		字トンナイ	517-517-0008	
9		ハウケトンナイ	517-517-0009	
10		字エコキナイ	517-517-0010	
11		カフカイ	517-517-0011	
12		字ナイヲロ	517-517-0012	
13		字ヲチカフカイ	517-517-0013	
14		字チエサントマリ	517-517-0014	
15		字タカヤマ	517-517-0015	
16		タカヤマ	517-517-0016	
17		ホロトマリ	517-517-0017	
18		ベンザイトマリ	517-517-0018	
19		字ハマナカ	517-517-0019	
20		字ハマナカ	517-517-0020	
21		ハマナカ	517-517-0021	
22		字エンドヤ	517-517-0022	
23		シラハマ	517-517-0023	
24		レフタトマリ	517-517-0024	
25		テフネフ	517-517-0025	
26		船泊村ニシウエントマリ	517-517-0026	
27		字ニシウエントマリ	517-517-0027	
28		モトチ	517-517-0028	
29		字キトウス	517-517-0029	
30		字レフタ	517-517-0030	
31		字タカヤマ	517-517-0031	
1	地すべり危険地区	香深村字モトチ	517-517-0001	
2		字チエサントマリ	517-517-0002	
3		香深村字入船	517-517-0003	
4		字モトチ	517-517-0004	
5		字ハマナカ	517-517-0005	
6		字キトウス	517-517-0006	
1	崩壊土砂流出危険地区	香深村	517-517-0001	
2		香深村	517-517-0002	
3		香深村字トンナイ	517-517-0003	
4		香深村	517-517-0004	
5		香深村	517-517-0005	
6		ウエントマリ	517-517-0006	
7		チエサントマリ	517-517-0007	

No.	種別	字名	危険地番号	備考	
8		大字船泊村チエサントマリ	517-517-0008		
9		タカヤマ	517-517-0009		
10		字シラハマ	517-517-0010		
11		香深村	517-517-0011		
12		字テフネフ	517-517-0012		
13		字モトチ	517-517-0013		
14		モトチ	517-517-0014		
15		字モトチ	517-517-0015		
1		なだれ危険箇所	船泊村ヲチカフナイ	517-517-0001	
2			香深村字モトチ	517-517-0002	
3			香深村字モトチ	517-517-0003	
4			船泊村字ニシウエントマリ	517-517-0004	
5			船泊村字ニシウエントマリ	517-517-0005	
6			船泊村字ニシウエントマリ	517-517-0006	
7			船泊村字ニシウエントマリ	517-517-0007	
8	船泊村字ニシウエントマリ		517-517-0008		
9	船泊村字テフネフ		517-517-0009		
10	船泊村字テフネフ		517-517-0010		
11	香深村字レフタトマリ		517-517-0011		
12	船泊村字ヤンベヨマナイ		517-517-0012		
13	船泊村字ハマナカ		517-517-0013		
14	船泊村字ベンザイトマリ		517-517-0014		
15	船泊村字タカヤマ		517-517-0015		
16	船泊村字ウエントマリ		517-517-0016		
17	船泊村字ウエントマリ		517-517-0017		
18	香深村字ナイヲロ		517-517-0018		
19	香深村字ナイヲロ		517-517-0019		
20	香深村字キトウス		517-517-0020		
21	香深村字キトウス		517-517-0021		
22	香深村字ヲバシトロマナイ		517-517-0022		
23	香深村字カフカイ		517-517-0023		
24	香深村字カフカイ		517-517-0024		
25	香深村字エコキナイ		517-517-0025		
26	香深村字チャシトンス		517-517-0026		
27	香深村字モトチ		517-517-0027		
28	香深村字ヘウケトンナイ		517-517-0028		
29	香深村字トンナイ		517-517-0029		
30	香深村字トンナイ		517-517-0030		
31	香深村字ワウシ		517-517-0031		
32	香深村字シャクニン		517-517-0032		
33	香深村字チャシトンス		517-517-0033		
34	香深村字フンベネフ		517-517-0034		
35	香深村字シレトコマナイ		517-517-0035		
36	香深村字シレトコマナイ		517-517-0036		
山腹崩壊危険地区				31箇所	
地すべり危険地区				6箇所	
崩壊土砂流出危険地区				15箇所	
なだれ危険箇所				36箇所	

【山地災害危険地区及び雪崩危険箇所：民有林】



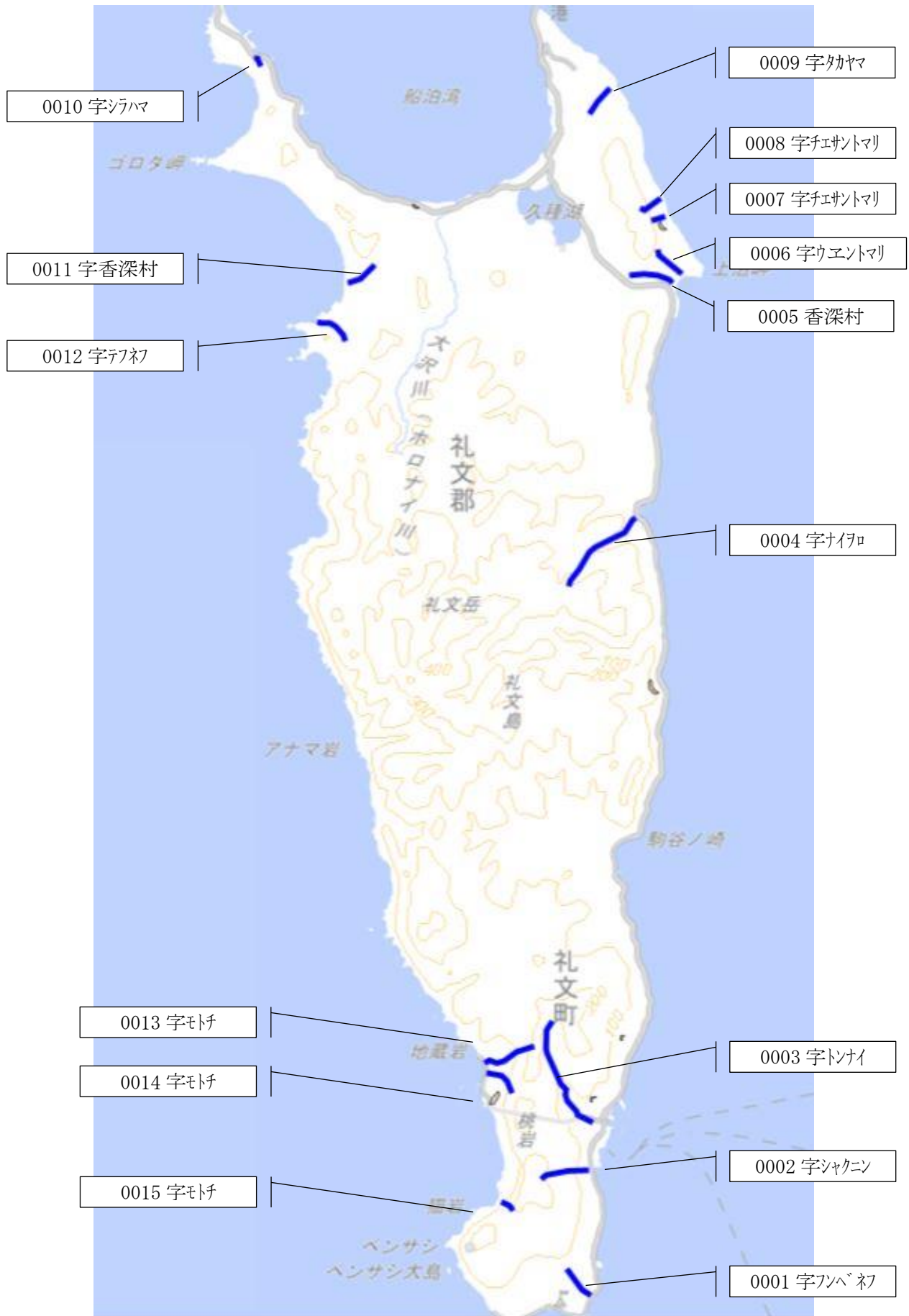
【①山腹崩落危険箇所】



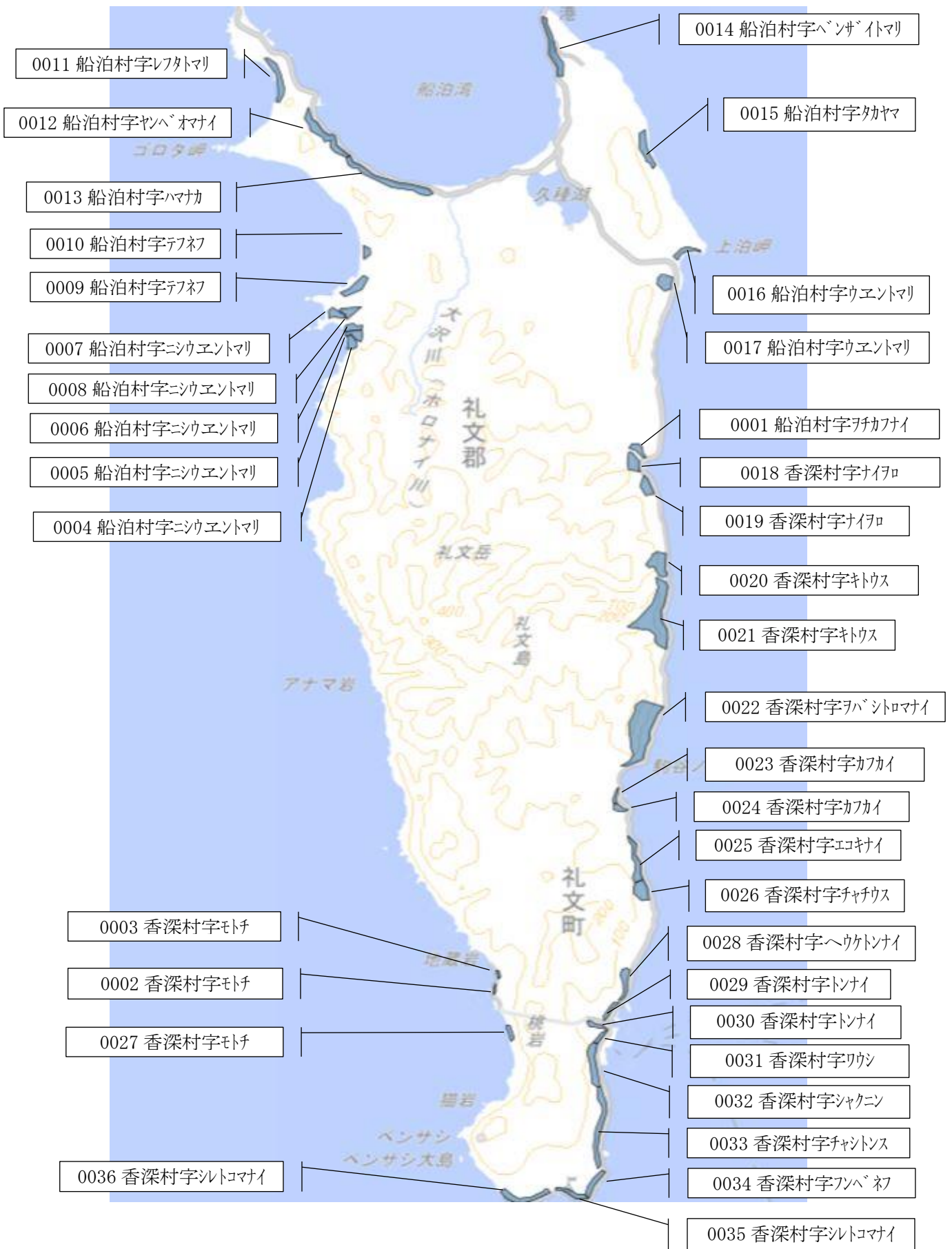
【②地すべり危険地区】



【③崩落土砂流出危険地区】



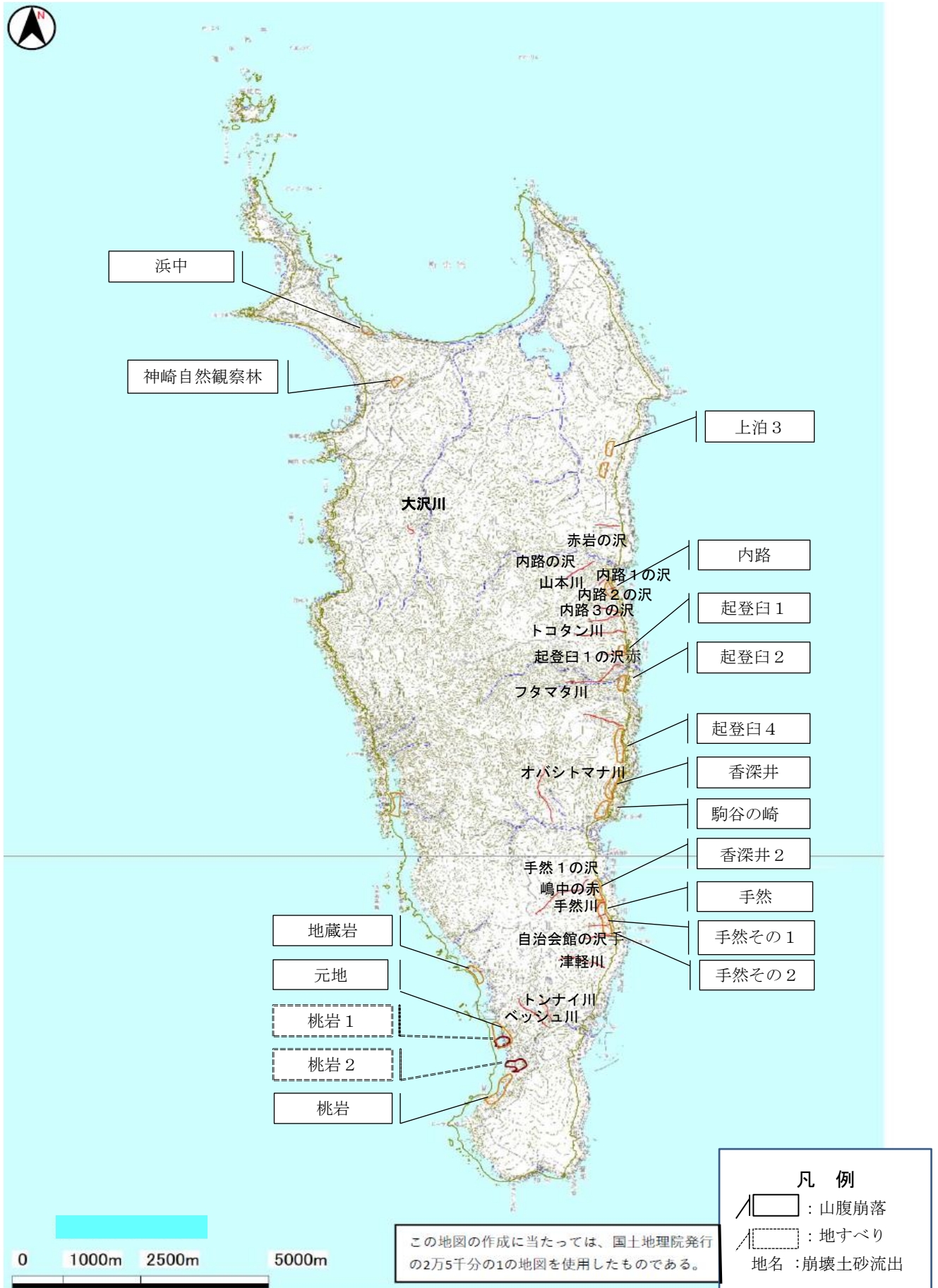
【④なだれ危険箇所】



2 国有林

No.	種別	地区名	箇所番号	備考
1	山腹崩壊危険地区	上泊3	517-001	
2		内路	517-003	
3		起登臼1	517-004	
4		起登臼2	517-005	
5		起登臼4	517-006	
6		香深井1	517-007	
7		駒谷の崎	517-008	
8		香深井2	517-008	
9		手然	517-010	
10		桃岩	517-011	
11		元地	517-012	
12		地藏岩	517-013	
13		浜中	517-015	
14		神崎自然観察林	517-016	
15		手然その1	517-017	
16		手然その2	517-018	
1	地すべり危険地区	桃岩1	517-001	
2		桃岩2	517-002	
1	崩壊土砂流出危険地区	赤岩の沢	517-001	
2		内路の沢	517-002	
3		山本川	517-003	
4		内路1の沢	517-004	
5		内路2の沢	517-005	
6		内路3の沢	517-006	
7		トコタン川	517-007	
8		起登臼1の沢	517-008	
9		オバシトマナイ川	517-010	
10		手然1の沢	517-013	
11		嶋中の沢	517-014	
12		手然川	517-015	
13		自治会館の沢	517-016	
14		津軽川	517-017	
15		トンナイ川	517-018	
16		ベッシュ川	517-019	
17		大沢川	517-020	
山腹崩壊危険地区				14箇所
地すべり危険地区				2箇所
崩壊土砂流出危険地区				17箇所

【山地災害危険地区：国有林】



「山地災害危険地区は、林野庁北海道森林管理局のオープンデータを利用しています。」

○ 資料3-4 高波・高潮・津波等危険区域

(令和6年4月1日現在)

No.	被害発生予想区域					予想される被害			
	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の原因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
1	元地	5,041	1,045	173	高波	1		町道	水産干場
2	元地漁港	1,900	900	1,660	高波	49		町道 道道元地香深線	水産干場
3	知床	1,255	1,255	1,050	高波	32		道道礼文島線	水産干場
4	知床漁港	320	170	148	高波	22		道道礼文島線	水産干場
5	奮部	457	457	423	高波	11	1	道道礼文島線	水産干場
6	差閉	649	649	649	高波	30		道道礼文島線	水産干場
7	差閉漁港	990	420	432	高波	36		道道礼文島線	水産干場
8	尺忍	327	327	327	高波	14		道道礼文島線	水産干場
9	香深港	1,315	1,315	1,075	侵食	10	2	道道礼文島線	水産干場
10	津軽町	959	959	782	高波	58		道道礼文島線	水産干場
11	手然	1,550	1,550	1,550	高波	25		道道礼文島線	水産干場
12	香深井	819	819	200	高波	7		道道礼文島線	水産干場
13	香深井漁港	1,100	280	376	高波	19		道道礼文島線	水産干場
14	起登臼	4,280	709	2,000	高波	8		道道礼文島線	水産干場
15	内路	755	0	655	高波	19	1	道道礼文島線	水産干場
16	内路漁港	660	0	210	高波	15		道道礼文島線	水産干場
17	赤岩	1,244	1,244	1,244	高波	33		道道礼文島線	水産干場
18	上泊	2,282	2,282	300	高波	16		町道 道道礼文島線	水産干場
19	東上泊漁港	500	300	210	高波	11		町道	水産干場
20	高山	2,816	2,816	2,816	高波	34		町道	水産干場
21	幌泊	1,572	973	1,572	高波	12		町道	水産干場
22	幌泊漁港	530	0	310	高波	18		町道	水産干場

No.	被害発生予想区域				予想される被害				
	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の原因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
23	弁財泊(五番地)	368	368	368	侵食	79		町道	水産干場
24	船泊	1,701	1,701	685	侵食	40	2	道道利礼公園線	水産干場
25	船泊港	1,950	1,700	1,417	侵食			道道船泊港利礼公園線	水産干場
26	浜中	1,615	1,615	1,298	高波	38		道道利礼公園線	水産干場
27	浜中漁港(浜中地区)	400	0	150	高波	25		道道利礼公園線	水産干場
28	江戸屋	1,361	442	1,361	高波	10		道道利礼公園線	水産干場
29	浜中漁港(江戸屋地区)	300	250	60	高波	15		道道利礼公園線	水産干場
30	須古頓	1,712	0	250	高波	0		道道利礼公園線	水産干場
31	須古頓漁港	2,280	1,032	1,650	高波	35		道道利礼公園線	水産干場
32	鮑古丹	2,513	1,615	500	高波	4		町道	水産干場
33	鉄府	3,779	1,433	410	侵食	20		町道	水産干場
34	鉄府漁港	600	0	0	侵食	9		町道	水産干場
35	西上泊	2,759	0	0	高波	0		町道	水産干場
36	西上泊漁港	800	278	390	高波	20		町道	水産干場
37	召国	5,883	814	298	高波	2		町道	水産干場
38	宇遠内	3,788	0	0	高波	0		町道	水産干場
39	宇遠内漁港	560	0	0	高波	4		町道	水産干場

○ 資料 3-5 危険物取扱施設

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

事業所名	製造所等区分	貯蔵・取扱の別	区分	品名	数量(ℓ)	移動々容量別(kℓ)
礼文町(香深漁組管理)	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	200,000	
	一般取扱所	取扱所	充填	重油	160,000	
礼文町(船泊漁組管理) No.1	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	195,000	
礼文町(船泊漁組管理) No.2	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	195,000	
礼文町灯油備蓄タンク No.1	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	灯油	490,000	
礼文町灯油備蓄タンク No.2	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	灯油	490,000	
礼文町灯油備蓄タンク	一般取扱所	取扱所	充填	灯油	75,000	
礼文町役場	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	8,000	
礼文町汚泥再生処理センター	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	5,000	
礼文町町民活動総合センター(ピスカ21)	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	10,000	
礼文町国民健康保険船泊診療所	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	15,000	
礼文町総合体育館(潮騒ドーム)	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	7,000	
礼文町総合交流促進施設(温泉)	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	5,000	
特別養護老人ホーム「礼宝園」	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	10,000	
礼文町立香深井小学校	一般取扱所	取扱所	配管	灯油	5,000	
稚内建設管理部礼文出張所	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	3,000	
陸上自衛隊礼文分屯地	屋内貯蔵所	貯蔵所		灯油	150	
				重油	300	
				潤滑油	162	
	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	50,000	
	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	8,000	
	給油取扱所	取扱所	自家用	軽油	10,000	
	一般取扱所	取扱所	野積	ガソリン	2,000	
				灯油	1,000	
				軽油	15,000	
				重油	20,000	
			JP-4(航空燃料)	2,000		
地下タンク貯蔵所	貯蔵所		軽油/重油	6,000/12,000		
地下タンク貯蔵所	貯蔵所		軽油	3,000		

事業所名	製造所等区分	貯蔵・取扱の別	区分	品名	数量(ℓ)	移動々容量別(kℓ)
北電(株)礼文発電所	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	150,000	
	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	150,000	
	一般取扱所	取扱所	消費	重油	15,200	
	一般取扱所	取扱所	消費	重油	6,000	
香深漁業協同組合	屋内貯蔵所	貯蔵所		ガソリン	4,000	
				灯油	4,000	
				軽油	2,000	
	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	120,000	
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯・軽油	3,200	3,200
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	4,000	4,000
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガ、軽、灯、油	16,000	16,000
	給油取扱所	取扱所	屋外	ガソリン	10,000	
				軽油	10,000	
				灯油	10,000	
船泊漁業協同組合	一般取扱所	取扱所	消費	重油	150,000	
	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	灯油	30,000	
	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	軽油	30,000	
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガ、軽、灯、重	4,400	4,000
	給油取扱所	取扱所	屋外	ガソリン	30,000	
				軽油	10,000	
				灯油	10,000	
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガ、灯、軽	16,000	
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯、軽、重	3,600	
	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	195,000	
屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	195,000		

事業所名	製造所等区分	貯蔵・取扱の別	区分	品名	数量(ℓ)	移動タ容量別(kℓ)
船泊漁業協同組合	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯・軽	4,100	
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガ・灯・軽	14,000	14,000
礼文石油(株)	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	3,500	
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガ・灯・軽	16,000	
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯・軽	3,800	
	給油取扱所	取扱所	屋外	ガソリン	10,600	
				軽/灯	10,600	
北都道路(株)礼文事業所	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	10,000	
	一般取扱所	取扱所	配管	重油	3,832	
藤コンクリート(株)礼文工場	給油取扱所	取扱所	自家用	軽油	20,000	
ホテル礼文	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	5,000	
ホテル花れぶん	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	5,000	
三井観光ホテル	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	10,000	
礼文町ごみ処理施設	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	5,000	
三菱電気株式会社 電力システム試作所	一般取扱所	取扱所	消費	重油	7,050	
	屋外タンク貯蔵	貯蔵所	固定	重油	50,000	

4 通信・輸送

○ 資料 4-1 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表 1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時 分	現在	発受信日時	月 日 時 分
発信機関 (振興局・市町村名等)			受信機関 (振興局・市町村名等)	
発信者 (職・氏名)			受信者 (職・氏名)	
発生場所				
発生日時	月 日 時 分		災害の原因	
気象等の 状況	雨量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風速			
	その他			
ライフライン 関係の 状況	道路			
	鉄道			
	電話			
	水道 (飲料水)			
	電気			
	その他			
(1) 災害対策本部等 の設置状況	(名 称)	月 日 時 分	設置	
	(名 称)	月 日 時 分	設置	
(2) 災害救助法の適 用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		高齢者等避難				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣 要請の状況					
	(5) その他措置 の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表 2

被害状況報告（速報・中間・最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所									
発信	機関（市町村）名			受信	機関（市町村）名				
	職 氏 名				職 氏 名				
発信日時		月 日 時 分		受信日時		月 日 時 分			
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤ 土木被害	河川	箇所			
	うち災害関連死者	人			海岸	箇所			
	行方不明	人			砂防設備	箇所			
	重傷	人			地すべり	箇所			
	軽傷	人			急傾斜地	箇所			
計	人		道路		箇所				
② 住家被害	全壊	棟			橋梁	箇所			
		世帯				箇所			
		人			小計	箇所			
	半壊	棟			市町村工事	河川	箇所		
		世帯				道路	箇所		
		人			橋梁	箇所			
	一部破損	棟			小計	箇所			
		世帯			港湾	箇所			
	床上浸水	棟			漁港	箇所			
		世帯		下水道	箇所				
		人		公園	箇所				
	床下浸水	棟		がけ崩れ	箇所				
世帯			計	箇所					
人			漁船	沈没流出	隻				
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	破損	隻				
		その他	棟	小計	隻				
	半壊	公共建物	棟	漁港施設	箇所				
		その他	棟	共同利用施設	箇所				
	計	公共建物	棟	その他施設	箇所				
その他		棟	漁具（網）	件					
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所	
			浸冠水	ha			治山施設	箇所	
		畑	流失・埋没等	ha			林道	箇所	
			浸冠水	ha			林産物	箇所	
	農作物	田	ha	その他			箇所		
		畑	ha	小計			箇所		
	農業用施設	箇所	一般民有林	林地		箇所			
	共同利用施設	箇所		治山施設		箇所			
	営農施設	箇所		林道		箇所			
	畜産被害	箇所		林産物		箇所			
	その他	箇所		その他		箇所			
	計			小計		箇所			

項目			件数等	被害金額(千円)	項目			件数等	被害金額(千円)	
⑧衛生被害	水道	箇所			⑪社会教育施設被害			箇所		
	病院	公立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所			
		個人	箇所			法人	箇所			
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計			箇所	
		し尿処理	箇所		⑬その他	鉄道不通	箇所			
火葬場		箇所		鉄道施設		箇所				
計		箇所		被害船舶(漁船除く)		隻				
⑨商工被害	商業	件				空港	箇所			
	工業	件				水道	戸	—		
	その他	件			電話	回線	—			
	計	件			電気	戸	—			
⑩公立文教施設被害	小学校	箇所			ガス	戸	—			
	中学校	箇所			ブロック塀等	箇所				
	高校	箇所			都市施設	箇所				
	その他文教施設	箇所								
	計	箇所			被害総額					
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建物	件			
罹災世帯数			世帯			危険物	件			
罹災者数			人			その他	件			
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人		
災害対策本部の設置状況	道(総合振興局又は振興局)									
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時				
災害救助法適用市町村名										
補足資料(※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか										

別表3 略(総合振興局使用様式)

別表 4

被害区分		判断基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町の者が隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。） (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの (1) 死者欄の(2)及び(3)を参照
	重傷者	災害のため負傷し、1か月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの (1) 死者欄の(2)及び(3)を参照
	軽傷者	災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの (1) 死者欄の(2)及び(3)を参照
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

被害区分		判断基準
③ 非 住 家 被 害	非 住 家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
	農 地	<p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1 mm以下にあつては 2 cm、粒径 0.25 mm以下の土砂にあつては 5 cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
④ 農 業 被 害	農 作 物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農 業 用 施 設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	営 農 施 設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	畜 産 被 害	<p>施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</p>
	そ の 他	<p>上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。</p>
	河 川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
⑤ 土 木 被 害	海 岸	<p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	砂 防 設 備	<p>砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	地 す べ り 防 止 施 設	<p>地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	急傾斜地崩壊 防 止 施 設	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被害区分		判断基準
⑤ 土木被害	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没、流失、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁 港 施 設	外かく施設、係留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む。）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁 具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水 産 製 品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
⑨ 商 工 被 害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう（私学関係はその他の項目で扱う）。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ そ の 他	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄 道 施 設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被 害 船 舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水 道 (戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電 話 (回線)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電 気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガ ス (戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの

○ 資料4-2 災害時優先電話・衛星携帯電話一覧・特設公衆電話

(令和6年4月1日現在)

1 災害時優先電話

番号	設置場所	電話番号	備考
1	礼文町役場	86-1010	
2		86-1457	
3		86-1581	
4		86-1819	
5	礼文町教育委員会	86-1106	
6	礼文町立礼文小学校	86-1039	
7	礼文町立香深井小学校	86-1926	
8	礼文町立香深中学校	86-2021	
9	利尻礼文消防事務組合消防署礼文支署	87-1129	
10	礼文町香深アクアプラント	86-1651	
11	礼文町立船泊小学校	87-2759	
12	礼文町立船泊中学校	87-2149	
13	礼文町スポーツ文化交流センター（輝交流館）	87-2005	
14		87-2908	
15	礼文町国民健康保険船泊診療所	87-2346	
16		87-2771	

2 衛星携帯電話

番号	保管場所	電話番号	備考
1	礼文町役場	080-2870-3791(主)	設置場所は、災害時に別時決定する。
2		080-2870-3792	
3		080-2875-8611	
4		080-2875-8612	
5		080-8629-3036	
6		080-8629-3037	
7		080-8299-8317	
8		080-8299-8318	

3 特設公衆電話

番号	設置場所		電話機	
	施設	所在地	保管管理者	保管場所
1	礼文町知床地区防災避難所	礼文町大字香深村シレットコマナイ 185 番地の 1	礼文町	礼文町役場
2	礼文町立礼文小学校	礼文町大字香深村字トンナイ 914 番地		
3	礼文町立香深中学校	礼文町大字香深村字トンナイ 914 番地		
4	礼文町立香深井小学校	礼文町大字香深村字カフカイ 301 番地		
5	上旧地区防災避難所	礼文町大字船泊村字ウエントマリ 359 番地の 1		
6	礼文町立船泊小学校	礼文町大字船泊村字ウエンナイホ 393 番地		
7	礼文町立船泊中学校	礼文町大字船泊村字ヲシヨンナイ 202 番地		
8	旧神崎小学校	礼文町大字船泊村字ホロナイホ 690 番地		

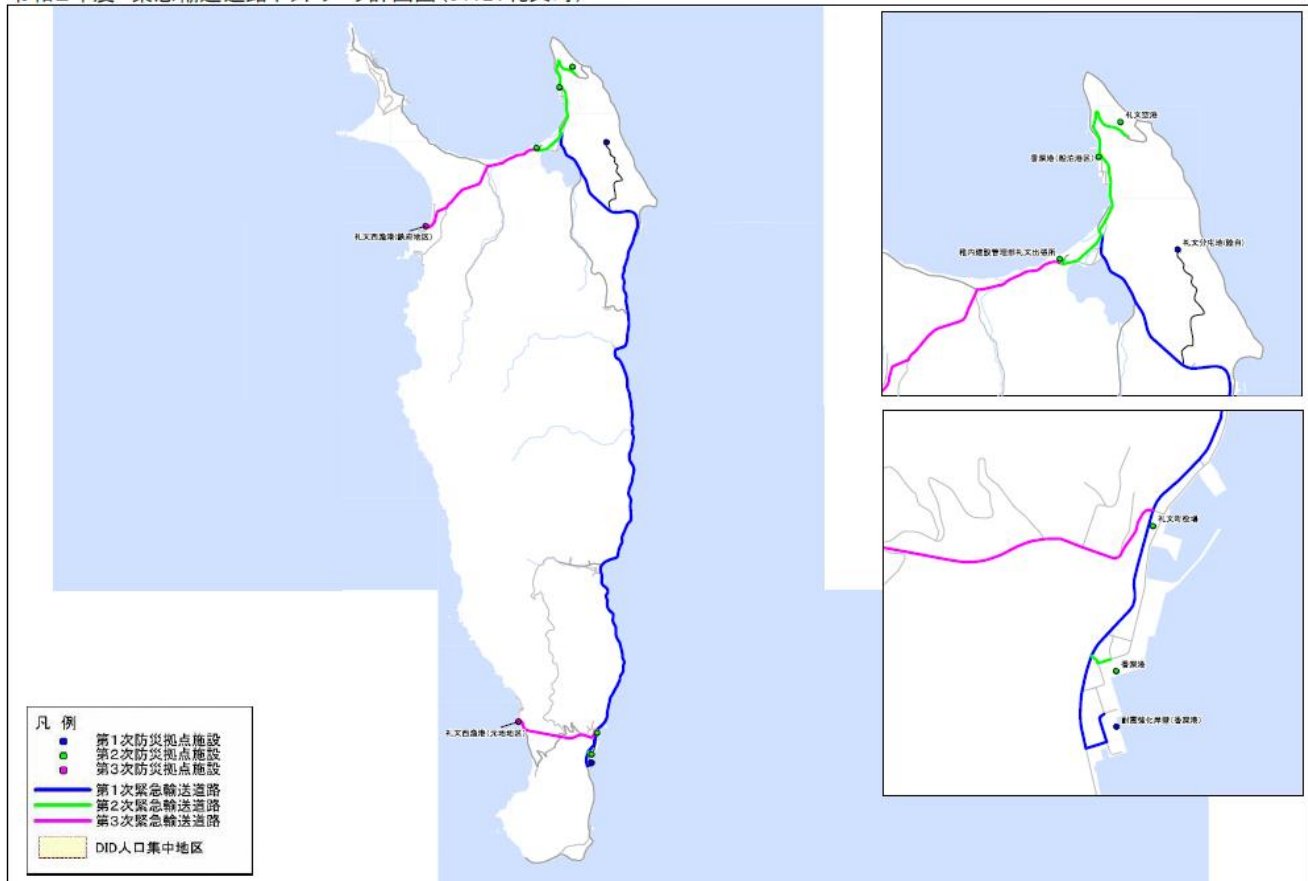
○ 資料4-3 緊急輸送道路

(令和6年4月1日現在)

機能区分	道路情報	路線名	路線延長
第1次	道道一部	礼文島線	18.09
	港湾道一部	道路(南)	0.22
	港湾道一部	新港臨港道路	0.11
第2次	道道一部	船泊港利礼公園線	2.21
	道道全部	礼文空港線	1.10
	町道一部	大備公園線	0.07
第3次	道道一部	船泊港利礼公園線	0.99
	道道全部	元地香深線	2.24
	町道一部	テフネフ1号線	0.77
	町道一部	浜中西上泊線	1.55

(注)「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画書」(平成23年3月(令和2年改訂) 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会)から作成

令和2年度 緊急輸送道路ネットワーク計画図(5172:礼文町)



○ 資料４－４ 町有車両の現況

(令和6年4月1日現在)

種類	台数	輸送能力	備考
バス	4	29人×4台	
乗用車	17	4人×6台 5人×7台 10人×4台	
ダンプカー	1	4t×1台	
除雪ロータリー	3	13t×3台	
除雪トラックグレーダー	1	16t×1台	
トラック	2	1t×2台	
患者輸送車	1	1台	礼文町国民保険船泊診療所保管
計	28		

○ 資料４－５ ヘリコプター離着陸場

(令和6年4月1日現在)

施設名	面積	所在地	施設管理者	備考
旧尺忍小学校グラウンド	8,040 m ²	礼文町大字香深村字知床	礼文町	
富士見ヶ丘グラウンド	9,994 m ²	礼文町大字香深村字トンナイ	礼文町	Dr へり (YI50)
緑ヶ丘スポーツ公園グラウンド	10,000 m ²	礼文町大字香深村字香深井	礼文町	Dr へり (YI51)
礼文高等学校グラウンド	22,425 m ²	礼文町大字船泊村字赤岩	北海道	
礼文空港	20,000 m ²	礼文町大字船泊村字幌泊	北海道	Dr へり (YI52)
船泊小中学校グラウンド	9,798 m ²	礼文町大字船泊村字大備	礼文町	Dr へり (YI53)
総合公園グラウンド	10,358 m ²	礼文町大字船泊村字大備	礼文町	
久種湖畔キャンプ場	929 m ²	礼文町大字船泊村字ウヱンナ休	礼文町	Dr へり (YI54)
旧神崎小学校グラウンド	3,175 m ²	礼文町大字船泊村字浜中	礼文町	Dr へり (YI55)
旧須古頓小学校グラウンド	3,500 m ²	礼文町大字船泊村字須古頓	礼文町	

○ 資料4-6 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。)第15条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村(消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。)の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況の偵察・情報収集
災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合
 - ウ その他
災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合
- (2) 救急活動
 - ア 傷病者の搬送
 - (ア) 現場救急
 - a 「現場救急」とは、防災ヘリが救急現場に出動し、救急隊から引き継いだ傷病者を医療機関に搬送する活動をいう。
 - b 次の場合に出動するものとする。
傷病者の生命に危険が及んでいる場合又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、かつ、防災ヘリによる搬送が最も有効と認められる場合。なお、医師の搭乗については、要請元の市町村等の判断によるものとする。
 - (イ) 転院搬送
 - a 「転院搬送」とは、医療機関において治療中の患者を、緊急に高次・専門医療機関に搬送する活動をいう。
 - b 次の場合に出動するものとする。
医師が当該傷病者について、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶ場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ、医師が搭乗できる場合
 - c 搭乗する医師は、原則として搬送元医療機関の医師とする。ただし、当該医師の搭乗により搬送元医療機関の診療体制の維持が困難となる場合、又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。
なお、他の医療機関の医師が搭乗する場合において、他に移動手段では当該医師を搬送元医療機関に移動させることが困難であると認められる場合は、当該医師を防災ヘリにより搬送することができるものとする。
 - (ウ) 感染症患者等の搬送

a 「感染症患者の搬送」とは、北海道感染症対策マニュアルに基づき、指定された区間において所定の感染患者（類似症患者を含む。）を搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

北海道感染症対策マニュアルに基づき、北海道保健福祉部から依頼があった場合。

(x) 事後検証

現場救急及び転院搬送の全ての事案について、防災ヘリ使用の適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等に、医師等の医療従事者や医療用資機材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難であると認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4) 火災防衛活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、防災ヘリによる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防衛活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急要請を行う時間帯)

第4条 緊急運航は、原則として、災害現場における活動可能時間（日の出から日没まで）を考慮して行うことができる。ただし、次に掲げる場合は、この時間帯にかかわらず行うことができる。

(1) 転院搬送を行う場合

(2) その他、運航責任者が必要と認める場合

(緊急運航の要請)

第5条 市町村等の長は、緊急運航（感染症患者の搬送及び広域航空消防防災応援活動を除く。）の要請（前条第5号に規定するものを除く。）を行うときは、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに北海道防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式第1号）をファクシミリまたは電子メールにより提出するものとする。ただし、転院搬送及び医師等の搬送に係る要請手続きについては、別に定める「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」によるものとする。

(出動の決定等)

第6条 運航管理責任者は、前条本文の要請を受けたときは、要綱13条の規定により速やかに出動の可否を判断するものとする。

2 運航管理責任者は、出動の可否を判断したときは、直ちに要請を行った市町村等の長に通知するとともに、速やかに総括管理者及び関係総合振興局長又は関係振興局長に報告するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村等の長は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航(転院搬送及び医師等の搬送を除く。)を要請した市町村長等は、災害が収束したときは、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書(様式第2号)により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関							
		担当者職氏名							
		連 絡 先	TEL				FAX		
災害の状況・派遣理由	覚 知	年		月	時	分			
	災害発生日時	年		月	時	分			
	災害発生場所	(住所)							
		(座標)							
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況								
希望する活動内容		情報収集 ・ 救助 ・ 消火 ・ 救急 ・ 資機材搬送 ・ その他()							
離着陸場の状況	離着陸場名								
	警戒隊呼出名称								
	特記事項	(照明・㊦マーク、吹き渡し、離着陸場の状況(障害物・積雪等)ほか)							
傷病者の搬送先病院					救急自動車の呼出名称				
他 機 関 の 応 援 状 況	他に応援要請している機関名	北海道警察 ・ 海上保安庁 ・ 自衛隊 ・ その他()							
	航空機活動	有			・		無		
指 揮 本 部 の 連 絡 方 法		(無線呼名称)				(電話番号)			
そ の 他 参 考 と な る 事 項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齡	所 属	職	氏 名	年 齡	備 考

様式第2号（第8条関係）

第 年 月 号 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部危機管理監 様

礼文町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 時 分								
災害発生場所									
離着陸場									
傷病者の搬送先									
災害発生状況 ・措置状況									
消防防災ヘリコプター に係る活動内容等 (地元の活動状況)									
その他参考と なる事項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢	備考

様式第2号（第8条関係）

記載要領

第 年 月 号 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部危機管理監 様

礼文町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	〇〇年〇月〇日〇時〇分								
災害発生場所	札幌市東区栄町964番地付近登山道上								
離着陸場	〇〇グラウンド								
傷病者の搬送先	〇〇病院								
災害発生状況 ・措置状況	<p>4月1日7時00分に〇〇登山口から5名パーティーで入山。 7時40分頃5合目登山道上付近にて落石より1名負傷。</p> <p>要救助者 氏名：〇〇 〇〇 生年月日：〇〇年〇〇月〇日（〇歳） 住所：〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号</p>								
消防防災ヘリコプター に係る活動内容等 (地元の活動状況)	<p>入電後、山岳救助隊及び指揮隊が〇〇登山口へ集結。 10時00分に救助隊5名で入山開始。 10時30分登山道5合目付近で要救助者と接触し、観察の結果JCS-20、 歩行不能、頭部出血 10時40分防災ヘリ上空到着。降下してきた隊員と接触し、観察結果引継。 11時00分防災ヘリに収容完了したため、救助隊は下山し引き揚げ。</p>								
その他参考と なる事項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考
	※消防職員が搭乗した場合に記載								

○ 資料4-7 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第18条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第5条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送及び医師搬送等（以下「救急患者の緊急搬送等」という。）についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリまたは電子メールを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリまたは電子メールを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- この要綱は、平成8年7月1日から施行する。
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成19年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

様式第1号

救急患者の緊急搬送情報伝達票 第 報

要請日時	令和 年 月 日 時 分				
1 要請市町村名		電話		FAX	
担当課・職・氏名		職名		氏名	
2 依頼病院名		電話			
所在地		FAX			
担当医師名・科名		科	担当課	氏名	
3 受入病院名		電話			
所在地		FAX			
担当医師名・科名		科	直通内線番号		
受入病院の了承： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
4 ^{ふりがな} 患者氏名	生年月日	年	月	日	歳
	体 重	kg	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	職業
住 所					感染症： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
病 名	<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来： 月 日				
経 過	血圧：		mmHg	脈拍：	回/分
	呼吸：		回/分	体温：	℃
	意識レベル(JCS)：				
航空機による搬送 が必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他() (主な理由：)				
気圧変化： <input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り					
5 受入病院選定理由(①、②のいずれか記載)					
<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため(治療内容：)					
<input type="checkbox"/> ②その他(具体的な理由：)					
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	そ の 他
医 師			歳	kg	
看護師			歳	kg	
付添人			歳	kg	続柄：
医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名 ()					
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等					
資機材名	有	数量	総重量	要電源	特記事項
①点滴	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり
②シリンジポンプ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
③酸素ボンベ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
④モニター類	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
⑤保育器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
⑥人工呼吸器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
⑦救急バック	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
⑧その他()	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院：			メモ	
	受入病院：				

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)

※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

様式第2号

令和 年 月 日

北海道総務部危機管理監 様

住 所

氏 名

印

誓 約 書

私は、このたびあなたの管理する航空機に搭乗することになりましたので、次の事項を誓約いたします。

- 1 使用目的以外の要求はいたしません。
- 2 搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において責任を持って処理し、あなたに対して損害賠償請求の訴訟等はいたしません。
- 3 その他搭乗に際してはすべてあなたの指示に従います。

5 避難・救援・応急措置等

○ 資料5-1 従事命令、協力命令等の種類と執行者及び命令対象者

命令区分	命令対象の作業	対象者	根拠法令	執行者
従事命令	災害応急対策作業 (救助法が適用された場合を除く。)	①医師、歯科医師又は薬剤師 ②保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③土木技術者又は建築技術者 ④大工、左官又はとび職 ⑤土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥鉄道事業者及びその従業者 ⑦軌道経営者及びその従業者 ⑧自動車運送業者及びその従業者 ⑨船舶運送業者及びその従業者 ⑩港湾運送業者及びその従業者	基本法第71条	知事又は知事の委任を受けた市町村長
協力命令		救助を要する者及び近隣の者		
従事命令	災害救助作業 (救助法適用救助)	基本法第71条による従事命令と同様	救助法第7条	知事
協力命令		救助を要する者及びその近隣の者	救助法第8条	
従事命令	災害応急対策作業 (全般)	市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	基本法第65条第1項	市町村長
			基本法第65条第2項	警察官、海上保安官
			基本法第65条第3項	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
		その場に居合わせた者、その事物の管理者その関係者	警察官職務執行法第4条	警察官
従事命令	消防作業	火災の現場付近にある者	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団
従事命令	水防作業	市町村の区域内の住民又は水防作業の現場にある者	水防法第24条	水防管理者、水防団又は消防機関の長
協力要請	救急業務	救急事故の現場付近にある者	消防法第35条の10	救急隊員

(注) 基本法…災害対策基本法
救助法…災害救助法

○ 資料5-2 従事命令等の実施手続き（公用令書）

区分	権限の内容	手続	関係条文
従事命令	次の者を応急措置業務に従事させること。 ①医師、歯科医師又は薬剤師 ②保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③土木技術者又は建築技術者 ④大工、左官又はとび職 ⑤土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥鉄道事業者及びその従業者 ⑦軌道経営者及びその従業者 ⑧自動車運送業者及びその従業者 ⑨船舶運送業者及びその従業者 ⑩港湾運送業者及びその従業者	公用令書（別表第1号様式）の交付	基本法第71条 救助法第7条
協力命令	現場の救助を要する者及び近隣の者を、応急措置業務に協力させること。	公用令書（別表第1号様式）の交付	基本法第71条 救助法第8条
保管命令等 （管理、使用、保管、収用）	病院、診療所、助産所、旅館、又は飲食店を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは、輸送を業とする者に対して、その取り扱い物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。	保管の場合： 公用令書（別表第2号様式）の交付 管理、使用、収用の場合： 公用令書（別表第3号様式）の交付	基本法第71条 救助法第9条
立入検査	上記保管命令等のため必要があるときは、職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入検査をさせること。	①管理に対する事前通知 ②防災立入検査証の（別表第6号様式）携帯	基本法第71条 救助法第10条
報告要求	物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は職員に当該物資を保管させてある場所に立入検査をさせること。		基本法第71条 救助法第10条

(注) 公用令書に係る処分を変更し又は取消す場合の手続は、それぞれ公用変更令書（別表第4号様式）又は公用取消令書（別表第5号様式）を交付して行う。

基本法…災害対策基本法

救助法…災害救助法

別表 第1号様式

従事第 号 公用令書 住所 氏名 災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。 年 月 日 処分権者 ㊟													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">従事すべき業務</td><td></td></tr> <tr><td>従事すべき場所</td><td></td></tr> <tr><td>従事すべき期間</td><td></td></tr> <tr><td>出頭すべき日時</td><td></td></tr> <tr><td>出頭すべき場所</td><td></td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </table>	従事すべき業務		従事すべき場所		従事すべき期間		出頭すべき日時		出頭すべき場所		備考		
従事すべき業務													
従事すべき場所													
従事すべき期間													
出頭すべき日時													
出頭すべき場所													
備考													

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表 第2号様式

保管第 号 公用令書 住所 氏名 災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 年 月 日 処分権者 ㊟																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">保管すべき物資の種類</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 20%;">保管すべき場所</th> <th style="width: 20%;">保管すべき期間</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考																				
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考																					

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表 第3号様式

<p style="margin: 0;">管 理 第 号</p> <p style="margin: 0; font-size: 1.2em;">公 用 令 書</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">住所 氏名</p> <p style="margin: 0;">災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">土地 家屋 施設 物資</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">を 管理 使用 する。 収用</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">処分権者 ㊟</p>							
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表 第4号様式

<p style="margin: 0;">変 更 第 号</p> <p style="margin: 0; font-size: 1.2em;">公 用 変 更 令 書</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">住所 氏名</p> <p style="margin: 0;">災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">処分権者 ㊟</p>	
<p style="margin: 0;">変更した処分の内容</p> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>	

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表 第5号様式

<p>取 消 第 号</p> <p>公 用 取 消 令 書</p> <p>住所 氏名</p> <p>災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。</p> <p>年 月 日</p> <p>処分権者 ㊟</p>

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表 第6号様式

<p>No.</p> <p>防 災 立 入 検 査 票</p> <p>所 属 職 名 氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。</p> <p>平成 年 月 日交付</p> <p>礼文町長 ㊟</p> <p>交付責任者 ㊟</p>

(備考) 規格 縦6cm 横9cmとする。

(裏)

<p>注 意</p> <p>1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。 2. 本票は 年 月 日まで有効とする。 3. 本票は有効期間が経過したとき、又は不明になったときは速やかに返還しなければならない。 4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届け出なければならない。</p>
--

○ 資料5-3 避難施設

1 指定緊急避難場所

(令和6年4月1日現在)

NO	施設・場所名	屋内外		住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類										指定避難所との重複		指定収容人数	
		屋内	屋外			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	指定避難所との重複	人数	算定方法			
1	旧元地小学校グラウンド		●	大字香深村モトチ135-3	0163-86-1001						●							300	1㎡あたり1人
2	小田桐商店裏山		●	大字香深村モトチ	0163-86-1001						●							50	1㎡あたり1人
3	元地自治会館	●		大字香深村モトチ942	0163-86-1001	●	●	●			●					●	80	1㎡あたり1人	
4	元地地区防災避難所	●		大字香深村モトチ135-1	0163-86-1001	●	●	●	●	●	●					●	50	1㎡あたり1人	
5	知床地区防災避難所	●		大字香深村シトコマチ1185-1	0163-86-1001	●	●	●	●	●	●					●	300	1㎡あたり1人	
6	知床自治会館	●		大字香深村シトコマチ499-2	0163-86-1001	●	●	●			●						75	1㎡あたり1人	
7	ちびっこ広場裏山		●	大字香深村フネ7199	0163-86-1001						●						30	1㎡あたり1人	
8	富部自治会館		●	大字香深村フネ773-1	0163-86-1001	●		●			●						60	1㎡あたり1人	
9	北のカナリヤパーク		●	大字香深村フネ7621	0163-86-1001						●						300	1㎡あたり1人	
10	差間コミュニティセンター	●		大字香深村ヤシノス82-4	0163-86-1001	●		●									70	1㎡あたり1人	
11	久保商店冷凍工場裏山		●	大字香深村ヤシノス64	0163-86-1001						●						30	1㎡あたり1人	
12	見晴台ニュータウン		●	大字香深村ヤシノス175-2	0163-86-1001						●						50	1㎡あたり1人	
13	宗谷バス(株)礼文営業所裏山		●	大字香深村ワシ303	0163-86-1001						●						30	1㎡あたり1人	
14	尺忍自治会館	●		大字香深村ヤウコニ1002-2	0163-86-1001	●	●	●			●						60	1㎡あたり1人	
15	町民活動総合センター(ピスカ21)	●		大字香深村ワシ958-4	0163-86-2119	●	●	●	●		●					●	800	1㎡あたり1人	
16	入舟自治会館		●	大字香深村シナ145-3	0163-86-1001	●	●	●	●		●						70	1㎡あたり1人	
17	礼文小学校・香深中学校シェルター避難路		●	大字香深村シナ825-1	0163-86-1001						●						100	1㎡あたり1人	
18	香深中学校	●		大字香深村シナ914	0163-86-2119	●	●	●	●	●	●					●	670	1㎡あたり1人	
19	礼文小学校	●		大字香深村シナ914	0163-86-2119	●	●	●	●	●	●					●	400	1㎡あたり1人	
20	会所前自治会館	●		大字香深村シナ1158	0163-86-1001	●	●	●	●		●						90	1㎡あたり1人	
21	藤建設(株)礼文支店北側裏山		●	大字香深村ウケトナイ	0163-86-1001						●						30	1㎡あたり1人	
22	吉祥寺	●	●	大字香深村ウケトナイ338	0163-86-1002						●						80	1㎡あたり1人	
23	谷岡川北側裏山		●	大字香深村ウケトナイ	0163-86-1001						●						50	1㎡あたり1人	
24	宗谷バスユース前停留所南側裏山		●	大字香深村ウケトナイ	0163-86-1001						●						30	1㎡あたり1人	
25	創備学会礼文会館北側裏山		●	大字香深村ウケトナイ236	0163-86-1001						●						30	1㎡あたり1人	
26	津軽町コミュニティ会館	●		大字香深村ウケトナイ274	0163-86-1001	●	●	●			●					●	310	1㎡あたり1人	
27	宗谷バス手然停留所南側裏山		●	大字香深村ウケトナイ	0163-86-1001						●						30	1㎡あたり1人	
28	総合体育館(潮騒ドーム)裏山		●	大字香深村カカイ	0163-86-1001						●						50	1㎡あたり1人	
29	香深井小学校シェルター避難路	●	●	大字香深村カカイ693-2	0163-86-1001	●	●	●	●	●	●						60	1㎡あたり1人	
30	総合体育館(潮騒ドーム)	●		大字香深村カカイ112	0163-86-2255	●	●	●	●	●	●					●	940	1㎡あたり1人	
31	自然体験公園パークゴルフ場		●	大字香深村カカイ889	0163-86-1001						●						300	1㎡あたり1人	
32	緑ヶ丘公園アスレチック		●	大字香深村カカイ1141	0163-86-1001						●						80	1㎡あたり1人	
33	ふるさと体験道場	●		大字香深村カカイ1143	0163-85-7131	●	●	●	●	●	●					●	50	1㎡あたり1人	
34	ふれあいコミュニティセンター	●		大字香深村カカイ650	0163-85-7101	●	●	●	●	●	●						130	1㎡あたり1人	
35	香深井小学校	●		大字香深村カカイ301-1	0163-86-1926	●	●	●	●	●	●					●	310	1㎡あたり1人	
36	起登臼地区シェルター避難路		●	大字香深村ハシロナイ1340	0163-86-1001						●						100	1㎡あたり1人	
37	起登臼自治会館	●		大字香深村ハシロナイ1168-4	0163-86-1001			●			●						45	1㎡あたり1人	
38	内路稲荷神社南側裏山		●	大字香深村トコシ	0163-86-1001						●						60	1㎡あたり1人	
39	礼文岳登山道		●	大字香深村ナイロ	0163-86-1001						●						80	1㎡あたり1人	
40	内路自治会館	●		大字香深村ナイロ	0163-86-2122	●	●	●			●						125	1㎡あたり1人	
41	赤岩浄水場		●	大字船泊村ヲカナイ	0163-87-2005						●						50	1㎡あたり1人	
42	埋立処分地施設山		●	大字船泊村ヲカナイ964	0163-87-2005						●						60	1㎡あたり1人	
43	赤岩神社		●	大字船泊村ヲカナイ	0163-87-2005						●						30	1㎡あたり1人	
44	礼文高等学校		●	大字船泊村ヲカナイ127	0163-86-2358	●	●	●	●	●	●					●	670	1㎡あたり1人	
45	赤岩自治会館	●		大字船泊村ヲカナイ236-5	0163-87-2005	●	●	●			●						55	1㎡あたり1人	
46	上治地区シェルター避難路		●	大字船泊村ウエトマリ359-1	0163-87-2005						●						80	1㎡あたり1人	
47	上治地区防災避難所	●		大字船泊村ウエトマリ359-1	0163-87-2005	●	●	●	●	●	●					●	340	1㎡あたり1人	
48	上治灯台グラウンド		●	大字船泊村ウエトマリ453-3	0163-87-2005						●						100	1㎡あたり1人	
49	高山コミュニティ会館		●	大字船泊村カキヤ112-3	0163-87-2005			●	●	●	●						20	1㎡あたり1人	
50	礼文空港		●	大字船泊村ヘンザイトマリ377-2	0163-87-2005						●						200	1㎡あたり1人	
51	槻泊自治会館	●		大字船泊村ホトマリ936	0163-87-2005	●	●	●			●						55	1㎡あたり1人	
52	テレビ中継所山		●	大字船泊村ヘンザイトマリ176-5	0163-87-2005						●						100	1㎡あたり1人	
53	五番地自治会館	●		大字船泊村ヘンザイトマリ	0163-87-2005	●	●	●			●						75	1㎡あたり1人	
54	礼文神社		●	大字船泊村ヲカナイ406	0163-87-2005						●						100	1㎡あたり1人	
55	船泊駐在所裏山		●	大字船泊村ヲカナイ4310-1	0163-87-2005						●						50	1㎡あたり1人	
56	忠魂碑		●	大字船泊村ヲカナイ709-1	0163-87-2005						●						50	1㎡あたり1人	
57	船泊小中学校裏山シェルター避難路		●	大字船泊村ヲカナイ290	0163-87-2005						●						80	1㎡あたり1人	
58	久種湖畔展望台		●	大字船泊村ウエトマリ1019	0163-87-2005						●						30	1㎡あたり1人	
59	スポーツ文化交流センター(輝交流館)	●		大字船泊村ウエトマリ297-1	0163-87-2005	●	●	●	●	●	●					●	670	1㎡あたり1人	
60	船泊中学校	●		大字船泊村ヲカナイ316-1	0163-87-2149	●	●	●	●	●	●					●	270	1㎡あたり1人	
61	船泊小学校	●		大字船泊村ウエトマリ393	0163-87-2759	●	●	●	●	●	●					●	380	1㎡あたり1人	
62	旧神崎小学校裏山		●	大字船泊村ホトマリ583-1	0163-87-2005						●						50	1㎡あたり1人	
63	浜中自治会館西側裏山		●	大字船泊村ハマカ217	0163-87-2005						●						30	1㎡あたり1人	
64	浜中神社山		●	大字船泊村ヲカナイ236-7	0163-87-2005						●						30	1㎡あたり1人	
65	旧神崎小学校	●		大字船泊村ホトマリ690-2	0163-86-2119	●	●	●	●	●	●					●	360	1㎡あたり1人	
66	浜中自治会館	●		大字船泊村ホトマリ272-8	0163-87-2005	●	●	●			●						85	1㎡あたり1人	
67	江戸屋山道		●	大字船泊村ヤンマナ	0163-87-2005						●						50	1㎡あたり1人	
68	江戸屋コミュニティ会館	●		大字船泊村ヤンマナ68-18	0163-87-2005	●	●				●						20	1㎡あたり1人	
69	須古嶺漁港裏山		●	大字船泊村レバヤ22-1	0163-87-2005						●						50	1㎡あたり1人	
70	須古嶺地区防災避難所	●		大字船泊村スコトマリ746	0163-87-2005	●	●	●	●	●	●					●	130	1㎡あたり1人	
71	鉄府自治会館	●		大字船泊村ヲカナイ73-2	0163-87-2005	●	●	●			●						60	1㎡あたり1人	
72	鉄府漁港裏山		●	大字船泊村ヲカナイ7605-1	0163-87-2005						●						50	1㎡あたり1人	
73	西上治神社		●	大字船泊村コウエトマリ	0163-87-2005						●						30	1㎡あたり1人	
74	西上治自治会館	●		大字船泊村コウエトマリ125-36	0163-87-2005	●	●	●			●						60	1㎡あたり1人	
75	船泊西部地区防災拠点センター	●		大字船泊村西大沢925	0163-87-2005	●	●	●	●	●	●						50	1㎡あたり1人	

2 指定避難所

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	福祉避難所	想定収容 人数
1	元地地区防災避難所	大字香深村トトヲ135-1	0163-86-1001	●		25 (2㎡あたり1人)
2	元地自治会館	大字香深村トトヲ942	0163-86-1001	●		40 (2㎡あたり1人)
3	知床地区防災避難所	大字香深村シトコマナ185-1	0163-86-1001	●		150 (2㎡あたり1人)
4	町民活動総合センター (ビスカ21)	大字香深村ウツ958-4	0163-86-2119	●	●	400 (2㎡あたり1人)
5	香深中学校	大字香深村トナ914	0163-86-2021	●		335 (2㎡あたり1人)
6	礼文小学校	大字香深村トナ914	0163-86-1039	●		200 (2㎡あたり1人)
7	津軽町コミュニティ会館	大字香深村ヘウケトナ1274	0163-86-1001	●		155 (2㎡あたり1人)
8	総合体育館(潮騒ドーム)	大字香深村カカ1112	0163-86-2255	●		470 (2㎡あたり1人)
9	ふるさと体験道場	大字香深村カカ11143	0163-86-1001	●		25 (2㎡あたり1人)
10	ふれあいコミュニティセンター	大字香深村カカ1650	0163-86-1001	●		65 (2㎡あたり1人)
11	香深井小学校	大字香深村カカ1301-1	0163-86-1926	●		155 (2㎡あたり1人)
12	礼文高等学校	大字船泊村ヲカヲ127	0163-87-2358	●		335 (2㎡あたり1人)
13	上泊地区防災避難所	大字船泊村ウエントマリ359-1	0163-86-1001	●		170 (2㎡あたり1人)
14	スポーツ文化交流センター (輝交流館)	大字船泊村ウエントマリ297-1	0163-87-2005	●	●	335 (2㎡あたり1人)
15	船泊中学校	大字船泊村ヲシヨナ1316-1	0163-87-2149	●		135 (2㎡あたり1人)
16	船泊小学校	大字船泊村ウエントマリ393	0163-87-2759	●		190 (2㎡あたり1人)
17	旧神埼小学校	大字船泊村ホナ1690-2	0163-86-1001	●		180 (2㎡あたり1人)
18	須古頓地区防災避難所	大字船泊村スコトマリ746	0163-86-1001	●		65 (2㎡あたり1人)
19	船泊西地区防災拠点センター	大字船泊村西大沢925	0163-86-1001			25 (2㎡あたり1人)

3 各地区の指定緊急避難場所と指定避難所

(1) 洪水・土砂災害・高潮の場合

避難対象地区		指定緊急避難場所 〔所在地〕			指定避難所 〔所在地〕
		洪水	土砂災害	高潮	
香 深 地 区	元 地	元地自治会館 〔香深村字元地〕			元地地区防災避難所 〔香深村字元地〕
		元地地区防災避難所 〔香深村字元地〕			
	知 床	知床地区防災避難所 〔香深村字知床〕			知床地区防災避難所 (香深村字知床)
	奮 部	知床地区防災避難所 〔香深村字知床〕	奮部自治会館 〔香深村字奮部〕		
	差 閉	町民活動総合センター (ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕	差閉コミュニティ センター 〔香深村字差閉〕		町民活動総合センター (ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕 【福祉避難所】
	尺 忍	町民活動総合センター (ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕			
	入 舟	入舟自治会館 〔香深村字入舟〕			町民活動総合センター (ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕 または 礼文小学校 〔香深村字会所前〕
	会所前	会所前自治会館 〔香深村字会所前〕			
	津軽町	津軽町コミュニティ会館 〔香深村字香深井津軽町〕			礼文小学校 〔香深村字会所前〕
	手 然	総合体育館 (潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕			総合体育館 (潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕 【福祉避難所】
	香深井 第1				
	香深井 第2				
	起登臼	起登臼自治会館 〔香深村字起登臼〕			礼文高校 〔香深村字赤岩〕
内 路	内路自治会館 〔香深村字内路〕				

避難対象地区		指定緊急避難場所 〔所在地〕			指定避難所 〔所在地〕
		洪水	土砂災害	高潮	
船泊地区	赤岩第1	赤岩自治会館 〔船泊村字赤岩〕			礼文高校 〔船泊村字赤岩〕
	赤岩第2				
	上泊	上泊地区防災避難所 〔船泊村字上泊〕			上泊地区防災避難所 〔船泊村字上泊〕
	高山	高山コミュニティ会館 〔船泊村字高山〕			
	幌泊第1	幌泊自治会館 〔船泊村字幌泊〕			スポーツ文化交流センター (輝交流館) 〔船泊村字大備〕
	幌泊第2				
	五番地	五番地自治会館 〔船泊村字五番地〕			【福祉避難所】
	大備第1	スポーツ文化交流センター (輝交流館) 〔船泊村字大備〕			
	大備中央				
	大備第3				
	大備湖畔				
	浜中	浜中自治会館 〔船泊村字浜中〕			旧神崎小学校 〔船泊村字浜中〕
	江戸屋	江戸屋コミュニティ会館 〔船泊村字江戸屋〕	須古頓地区防災 避難所 〔船泊村字須古頓〕		須古頓地区防災 避難所 〔船泊村字須古頓〕
	須古頓 (白浜)	須古頓地区防災避難所 〔船泊村字須古頓〕			
	鉄府	鉄府自治会館 〔船泊村字鉄府〕			船泊西地区防災 拠点センター 〔船泊村字西大沢〕
西上泊	西上泊自治会館 〔船泊村字西上泊〕				

(2) 津波の場合

避難対象地区		指定緊急避難場所	指定避難所
香 深 地 区	元 地	元地地区防災避難所 小田桐商店裏山	元地地区防災避難所
	知 床	知床地区防災地区避難所	知床地区防災避難所
	奮 部	ちびっこ広場裏山 北のカナリアパーク	
	差 閉	北のカナリアパーク 久保商店冷凍工場前山	
	尺 忍	見晴台ニュータウン 宗谷バス(株)礼文営業所裏山	礼文小学校
	入 舟	礼文小学校・香深中学校 ^{シェルター}	
	会所前	避難路	
	津軽町	藤建設(株)礼文支店北側裏山 吉祥寺 竹岡川北側裏山 ユース前バス停留所南側裏山 創価学会礼文会館北側裏山	
	手 然	手然バス停留所南側裏山	総合体育館（潮騒ドーム） 香深井小学校 ふれあいコミュニティセンター ふるさと応援体験道場
	香深井第1	自然体験公園パークゴルフ場 香深井小学校 ^{シェルター} 避難路 香深アクアプラント 緑ヶ丘公園アスレチック	
	香深井第2	総合体育館（潮騒ドーム）裏山	
	起登臼	起登臼地区 ^{シェルター} 避難路	礼文高校
	内 路	内路稲荷神社南側裏山 礼文岳登山道	

避難対象地区		指定緊急避難場所	指定避難所
船泊地区	赤岩第1	赤岩浄水場	礼文高校
	赤岩第2	埋立処分地施設山 赤岩神社	
	上泊	上泊地区シェルター避難路 上泊灯台グラウンド	上泊地区防災避難所
	高山	上泊灯台グラウンド 礼文空港	
	幌泊第1	礼文空港	スポーツ文化交流センター (輝交流館) 船泊中学校
	幌泊第2		
	五番地	礼文空港 テレビ中継所山	
	大備第1	礼文神社 礼文町高山植物園	
	大備中央	船泊駐在所裏山 礼文町高山植物園	スポーツ文化交流センター (輝交流館)
	大備第3	忠魂碑 船泊小中学校シェルター避難路 礼文町高山植物園	スポーツ文化交流センター (輝交流館) 船泊小・中学校
	大備湖畔	久種湖畔展望台 船泊小中学校シェルター避難路 礼文町高山植物園	船泊小学校 スポーツ文化交流センター (輝交流館)
	浜中	旧神崎小学校裏山 浜中自治会館西側裏山 浜中神社山	旧神崎小学校
	江戸屋	江戸屋山道	須古頓地区防災避難所
	白浜	須古頓漁港裏山	
	須古頓	須古頓地区防災避難所	
	鉄府	鉄府漁港裏山	船泊西地区防災拠点センター
	西上泊	西上泊神社	

○ 資料5-4 土砂災害警戒区域における警戒避難体制

(令和6年4月1日現在)

1 土砂災害警戒区域等共通事項

項目	内容
土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項	計画編「第2編 第1章 第16節 土砂災害予防計画」、 「第2編 第2章 第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画」、 「第2編 第2章 第2節 災害情報収集・伝達計画」による。
避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項	ハザードマップに基づき最寄りの避難先へ避難する。
土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項	計画編「第2編 第1章 第2節 防災訓練計画」による。
要配慮者利用施設に関する事項	本資料「2 要配慮者利用施設等（土砂災害防止法第8条第1項第4号に規定する施設）」による。
救助に関する事項	計画編「第2編 第2章 第10節 救助救出計画」による。
警戒避難体制に関する事項	本資料「3 土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制」及び「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」によるほか、消防団も情報伝達を担当する。

2 要配慮者利用施設等（土砂災害防止法第8条第1項第4号に規定する施設）

No.	施設						情報伝達担当	情報伝達手段
	名称	施設管理者	所在地	電話 (FAX)	避難先	情報受理者		
1	特別養護老人ホーム 「礼宝園」	社会福祉法人 「礼文福祉会」	香深村字カ フカイ 766 番地	86-2200 (86-2202)	ふれあいコミュニ ティセンター	礼宝園 施設長	総務課	電話・ FAX・ IP告知 端末機
2	礼文町 老人福祉寮	社会福祉法人 「礼文福祉会」 (指定管理者)	香深村字カ フカイ 766 番地	86-2200 (86-2202)	ふれあいコミュニ ティセンター	礼宝園 施設長	総務課	電話・ FAX・ IP告知 端末機
3	礼文町立 香深井小学 校	礼文町 教育委員会	香深村字カ フカイ 301 番地	86-1926 (86-2191)	総合体育館 (潮騒ドーム)	香深井小学 校 校長	総務課	電話・ FAX・ IP告知 端末機

(注) 各施設には、IP告知端末が設置されており、呼び出し番号は、個別電話番号から市外局番を除く番号であり、記載されている電話番号と同じです。

○ 資料5-5 津波災害警戒区域における警戒避難体制

(令和6年4月1日現在)

1 津波災害警戒区域等共通事項

項目	内容
津波災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項	計画編「第3編 第1章 第10節 津波災害予防計画」、 「第3編 第2章 第1節 地震・津波に関する情報の収集・伝達計画」、 「第3編 第2章 第2節 災害情報収集・伝達計画」による。
避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項	ハザードマップに基づき最寄りの避難先へ避難する。
津波災害に係る避難訓練の実施に関する事項	計画編「第3編 第2章 第6節 津波避難計画」による。
要配慮者利用施設に関する事項	本資料「2 要配慮者利用施設等（津波防災地域づくりに関する法律第54条第4項に規定する施設）」による。
救助に関する事項	計画編「第3編 第2章 第14節 救助救出計画」による。
警戒避難体制に関する事項	「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」によるほか、消防団も情報伝達を担当する。

2 要配慮者利用施設等（津波防災地域づくりに関する法律第54条第4項に規定する施設）

No.	施設						情報伝達担当	情報伝達手段
	名称	施設管理者	所在地	電話 (FAX)	避難先	情報受理者		
1	礼文町立 船泊保育所	礼文町	船泊村字ウ エンナイ	87-2130 (87-2130)	船泊小中学校 シェルター避難路	船泊支所長 (保育主任)	総務課 (船泊支 所)	電話・ FAX・ IP告知 端末機
2	礼文町立 香深井小学 校	礼文町教育委 員会	香深村字カ フカイ 301 番地	86-1926 (86-2191)	香深井小学 校 シェルター避難路	香深井小学 校 校長	総務課	電話・ FAX・ IP告知 端末機
3	礼文町立 船泊小学校	礼文町教育委 員会	船泊村字ウ エンナイホ 393	87-32759 (87-3223)	船泊小中学校 シェルター避難路 忠魂碑	船泊小学校 校長	総務課	電話・ FAX・ IP告知 端末機
4	礼文町立 船泊中学校	礼文町教育委 員会	船泊村字ヲ ションナイ 202	87-2149 (87-3301)	船泊小中学校 シェルター避難路 忠魂碑	船泊中学校 校長	総務課	電話・ FAX・ IP告知 端末機
5	礼文町国民 健康保険船 泊診療所	礼文町	船泊村字ウ エンナイホ 413	87-2771 (87-2594)	久種湖展望台 礼文町高山植物 園	船泊診療所 事務長	総務課	電話・ FAX・ IP告知 端末機

(注) 各施設には、IP告知端末が設置されており、呼び出し番号は、個別電話番号から市外局番を除く番号であり、記載されている電話番号と同じです。

○ 資料 5-6 関係医療機関

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

1 町内医療機関

名称	所在地	診療科目	連絡先
礼文町国民健康保険 船泊診療所	礼文町大字船泊村ウエンナイホ 413	外科、内科	0163-87-2771
北海道立香深診療所	礼文町大字香深村字トンナイ 125	内科	0163-86-1239
礼文町香深歯科診療所	礼文町大字香深村字トンナイ 40 番地の 17	歯科	0163-86-1168
礼文町船泊歯科診療所	礼文町大字船泊村ヲションナイ 313-1	歯科	0163-87-2405

2 薬品及び衛生材料販売業者

名称	所在地	連絡先	備考
辻本商店	礼文町大字香深村字会所前	0163-86-1711	

3 災害拠点病院

(1) 基幹災害拠点病院

圏域	指定病院名	所在地	連絡先
全道域	札幌医科大学附属病院	札幌市中央区南 1 条西 16 丁目	011-611-2111

(2) 地域災害拠点病院

二次医療圏	指定病院名	所在地	連絡先
宗谷	市立稚内病院	稚内市中央 4 丁目 11 番 6 号	0162-23-2771

(3) DMAT 指定医療機関

二次医療圏	指定病院名	所在地	連絡先
宗谷	市立稚内病院	稚内市中央 4 丁目 11 番 6 号	0162-23-2771

4 救急告示医療機関（宗谷総合振興局管内）

二次医療圏	市町村	医療機関名	所在地	連絡先
宗 谷	稚内市	市立稚内病院	稚内市中央4丁目11番6号	0162-23-2771
		社会医療法人禎心会 稚内禎心会病院	稚内市栄1丁目24番地1号	0162-29-4311
	幌延町	幌延町国民健康保険診療所	天塩郡幌延町1条北2丁目 1番18	01632-5-1221
	猿払村	猿払村国民健康保険病院	宗谷郡猿払村鬼志別北町 28番地	01635-2-3331
	浜頓別町	浜頓別町国民健康保険病院	枝幸郡浜頓別町旭ヶ丘3丁目 3番地	01634-2-2203
	中頓別町	中頓別町国民健康保険病院	枝幸郡中頓別町字中頓別 175番地	01634-6-1131
	枝幸町	枝幸町国民健康保険病院	枝幸郡枝幸町北栄町 1474番地1	0163-62-2111
	豊富町	豊富町国民健康保険診療所	天塩郡豊富町字上サロベツ 2543の1番地	0162-82-1515
	礼文町	礼文町国民健康保険 船泊診療所	礼文郡礼文町大字船泊村 ウエンナイホ413番地	0163-87-2771
	利尻町	利尻島国保中央病院	利尻郡利尻町杵形字緑町 11番地	0163-84-2626

5 感染症指定医療機関

種別	振興局名	医療圏域	医療機関名	所在地	指定病床数
第1種	石狩	札幌	市立札幌病院	札幌市中央区北11条西13丁目1-1	2
第2種	宗谷	宗谷	市立稚内病院	稚内市中央4丁目11番6号	4

（備考）指定の考え方

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合する病院について、その開設者の同意を得て、感染症指定医療機関を指定する。
2. 感染症指定医療機関の指定のない医療圏については、隣接する医療圏の感染症指定医療機関で対応する。
3. 第1種の配置基準は都道府県に1カ所2床、第2種は原則として二次医療圏ごとに1カ所、人口に応じて病床数が指定されている。（人口30万人未満-4床、30万人以上100万人未満-6床など）

6 結核病指定医療機関

種別	医療圏域	医療機関名	所在地	連絡先	指定病床数
第2種	北海道	国立病院機構旭川医療センター	旭川市花咲町 7-4048	0166-51-3161	20

7 血液センター

センター名	所在地	連絡先
北海道赤十字血液センター旭川事業所	旭川市宮前1条1丁目2番18号	0166-76-6451

○ 資料5-7 救援物資等調達先

(令和6年4月1日現在)

名称	物品名	数量(t)	所在地	電話番号
小田桐商店	米	0.03	礼文町大字香深村字元地	86-1027
中島商店	米	0.1	礼文町大字香深村字入舟	86-1003
中村百貨店	米	0.1	礼文町大字香深村字入舟	86-1015
香深漁業協同組合	米	0.5	礼文町大字香深村字入舟	86-1547
吉田商店	米	0.3	礼文町大字香深村字会所前	86-2063
駒谷商店	米	0.15	礼文町大字香深村字会所前	86-2001
辻本商店	米	0.1	礼文町大字香深村字会所前	86-1711
セイコーマート	米	0.2	礼文町大字香深村字津軽町	89-6025
(株)丸竹	米	0.5	礼文町大字船泊村字大備	87-2241
船泊漁業協同組合	米	1.7	礼文町大字船泊村字大備	87-2148

○ 資料5-8 備蓄倉庫

(令和6年4月1日現在)

倉庫名	管理者	所在地	備考
香深井小学校区域防災備蓄庫	礼文町	礼文郡礼文町大字香深村 字カフカイ 693 番地 1 地先	
起登臼地区防災備蓄庫	礼文町	礼文郡礼文町大字香深村字 ヲバシトロマナイ 370 番地	
船泊小中学校区域防災備蓄庫	礼文町	礼文郡礼文町大字船泊村 字ヲシヨンナイ 462 番地	

○ 資料5-9 救援物資集積拠点

(令和6年4月1日現在)

施設名	施設 管理者	所在地	連絡先	備考 (使用可能なへ りポート)
礼文町立香深中学校	礼文町	礼文町大字香深村 字トンナイ 828 番地	0163-86-1039	富士見ヶ丘 グラウンド
礼文町知床地区防災避難所	礼文町	礼文町大字香深村 字シレトコマナイ 185 番地 1	IP 77-0314	旧尺忍小学校 グラウンド跡地
礼文町上泊地区防災避難所	礼文町	礼文町大字船泊村 字ウエントマリ 359 番地 1	IP 33-0360	陸上自衛隊 礼文分屯地
北海道立礼文高等学校	北海道	礼文町大字船泊村 字ヲチカフナイ 27 番地	0163-87-2358	礼文高等学校 グラウンド
礼文町須古頓地区防災避難所	礼文町	礼文町大字船泊村 字スコトントマリ 746 番地	IP 33-0262	旧須古頓小学校 グラウンド跡地
礼文町船泊西地区防災拠点 センター	礼文町	礼文町大字船泊村 字西大沢 925 番地	IP 33-0415	施設近傍開豁地

○ 資料5-10 水道施設・給水資機材

(令和6年4月1日現在)

1 水道施設

水道施設名	水源所在地	日最大供給水量
香深簡易水道	礼文町大字香深村字トンナイ	1,600 m ³
内路簡易水道	礼文町大字船泊村字赤岩	280 m ³
船泊簡易水道	礼文町大字船泊村字浜中	670 m ³

2 給水資機材

資器材名	数量	保管場所	所管
ポリ容器 (1.8ℓ)	100 個	礼文町役場	礼文町建設課
給水タンク (1,000ℓ)	1 個		

○ 資料5-11 防疫用資器材等

(令和6年4月1日現在)

器具器材名	数量	保管場所	所管
噴霧器	2 台	町民センター	礼文町町民課

○ 資料 5-12 廃棄物処理施設等

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

施設の名称	所在地	処理能力 (1 日)	構造等
礼文町衛生センター (し尿処理施設)	礼文町大字香深村 字カフカイ 816 番地の 1	8 t	RC 1,086 m ² (地上 2F、地下 1F)
礼文町衛生センター (ごみ処理施設)	礼文町大字香深村 字カフカイ 1161 番地	6 t	RC 983 m ² (地上 4F)
礼文町香深アクアプラント (下水処理施設)	礼文町大字香深村 字カフカイ 1264 番地	500 t	RC 1,645 m ² (地上 2F)
礼文町船泊アクアプラント (下水処理施設)	礼文町大字船泊村 字ベンザイトマリ 756 番地の 2 地先	170 t	RC 735 m ² (地上 1F、地下 1F)

○ 資料 5-13 火葬場施設

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

火葬場名	所在地	処理能力 (1 日)	連絡先
礼文町葬斎場「やすらぎ苑」	礼文町大字香深村 字カフカイ 970 番地の 1	6 体	86-1999

○ 資料 5-14 指定文化財

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

名 称	指定等	区分	指定年月日
北海道船泊遺跡出土品	国指定	有形文化財	平成 25 年 6 月 19 日
礼文島桃岩附近一帯の高山植物群落	国指定	天然記念物	令和 4 年 3 月 15 日
礼文島出土の歯牙製女性像及び動物像	道指定	有形文化財	昭和 47 年 2 月 17 日
レブンアツモリソウ群生地	道指定	天然記念物	平成 6 年 6 月 3 日
上泊三遺跡出土遺物	町指定	有形文化財	平成 27 年 3 月 2 日
四ヶ散米舞行列	町指定	無形民俗文化財	平成 27 年 3 月 2 日
巖島神社絵馬	町指定	有形文化財	平成 30 年 4 月 3 日
礼文神社関係資料	町指定	有形文化財	令和 2 年 3 月 2 日
イリナカ柳谷家関係資料	町指定	有形文化財	令和 3 年 3 月 1 日
紙本著色仏涅槃図	町指定	有形文化財	令和 5 年 6 月 1 日

6 復旧・復興

○ 資料6-1 災害弔慰金の支給等に関する条例

平成2年3月13日条例第1号

災害弔慰金の支給等に関する条例

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和49年条例第20号）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- （1）災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- （2）町民とは、災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 町長は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲としその順位は、次に掲げる順序とする。

- （1）死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- （2）前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡

に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては、500万円とし、その他の場合にあつては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にあつた者についての死亡の推定については法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町長は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当りの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷又は、疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては、250万円とし、その他の場合にあつては、125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する時間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額が、その家財の価格の概ね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 150万円

- イ 住居が半壊した場合 170 万円
- ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円
- エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ、若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項かっこ書きの場合は5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。ただし、町長が特に定めた場合は、この限りではない。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は、半年賦償還若しくは月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払い猶予、償還免除、報告等、一時償還金及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成3年12月19日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった町民に対する災害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金について適用する。

附 則（令和2年3月10日条例第26号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○ 資料6-2 災害による被害者に対する町税の減免に関する条例

昭和47年10月3日条例第21号

災害による被害者に対する町税の減免に関する条例

(災害減免の特例)

第1条 災害(昭和47年9月16日、17日及び18日の台風20号)による被害者に対して課する昭和47年度分の町民税、固定資産税及び国民健康保険税の税額のうち、昭和47年9月以後の納期に係る税額の減免については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(町民税の減免)

第2条 災害により、町民税の納税義務者(個人に限る。以下同じ。)が、次の各号の一に該当することとなつた場合には、当該区分により軽減し、又は免除する。

- (1) 死亡した場合 全部
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下同じ。)の規定による生活扶助を受けることとなつた場合 全部
- (3) 障害者(地方税法(昭和25年法律第226号)(以下「法」という。)第292条第1項第9号の規定する障害をいう。以下同じ。)となつた場合

2 災害により、その者(その者の法第292条第1項第8号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき受けた損害に係る損害金額(保険金等により補てんされるべき金額を除く。以下同じ。)が住宅又は家財の価格の10分の3以上である者で、昭和46年中の法第292号第1項第12号に規定する合計所得金額が140万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

損害程度	軽減又は免除の割合	
	10分の3以上10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
合計所得金額 70万円以下であるとき	2分の1	全部
90万円以下であるとき	4分の1	2分の1
140万円以下であるとき	8分の1	4分の1

(固定資産税の減免)

第3条 災害により、その者の所有に係る固定資産につき損害を受けた者に対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

- (1) 土地
 - ア 宅地

損害の程度	軽減又は免除の割合
使用不能又は損害の程度が10分の8以上であるとき	全部
損害の程度が10分の6以上であるとき	10分の8
損害の程度が10分の4以上であるとき	10分の6
損害の程度が10分の2以上であるとき	10分の4

イ 宅地以外の土地については、前号の規定に準じて軽減し、又は免除する。

(2) 家屋

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上の価値を減じたとき	10分の4

(国民健康保険税の減免)

第4条 災害により、国民健康保険税の納税義務者が、次の各号の一に該当することとなった場合には、当該区分により軽減し、又2は免除する。

- (1) 死亡した場合 全部
- (2) 生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合 全部
- (3) 障害者となった場合 10分の9

2 災害により、その者の所有に係る財産につき損害を受けた者に対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

軽減又は免除税種	軽減又は免除の基準
被保険者均等割額 世帯別平等割額 所得割額	条例第2条（町民税の減免）第2項の規定を準用する。
資産割額	条例第3条（固定資産税の減免）第1項第1号及び第2号の規定を準用する。

(減免の申請)

第5条 前3条の規定により町税の減免を受けようとする者は、別記様式の町税減免申請書を町長に提出しなければならない。

(減免の取消)

第6条 町長は、虚偽の申請その他不正の行為により町民税、固定資産税又は国民健康保険税の減免を受けた者がある場合において、これを発見したときは、ただちにその者に係る減免額を取り消すものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式略

○ 資料6-3 災害復旧支援事業助成条例

平成26年12月15日条例第14号

災害復旧支援事業助成条例

(目的)

第1条 この条例は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条の規定に基づく激甚災害の指定若しくは災害救助法（昭和22年法律第118号）の指定を受けた甚大な災害（以下「災害」という。）により本町の商工業の閉塞化が加速することに配慮し、被災者が経営再建を図る目的で災害により被災した店舗等を修復するための資金を金融機関等から借り入れた場合に、その一部を災害復旧支援事業助成金（以下「助成金」という。）として交付するものとする。

(助成の対象)

第2条 この条例において助成の対象は、礼文町で商工業を営むもので、災害により被災を受け、町長が災害による罹災と認めたもので、次の各号に掲げる資金を金融機関等から借り入れたものとする。

- (1) 被災した店舗、工場、宿泊施設、事務所、倉庫、車庫（業務用に限る。）の修復に要する資金
- (2) 前号に付随する機械、設備の修復に要する資金
- (3) 商品等被害に伴う仕入れ等に要する資金

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 前条の規定により金融機関等から借り入れを行った資金の額（ただし、借入限度額は3,000万円とする。）に10%を乗じて得た額。
 - (2) 前号の資金にかかる返済期間の利息の全額（ただし、返済期間は10年を限度とする。）
 - (3) 前第1号の借入に係る信用保証協会保証料の全額
- 2 助成金の額の算定において、千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(助成金の支払い)

第4条 前条の助成金の支払いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 前条第1号に係る助成金は、融資貸借契約が締結されたとき。
- (2) 前条第2号に係る助成金は、年毎に返済利息の実績額が確定したとき。
- (3) 前条第3号に係る助成金は、融資貸借契約時において定められた支払のとき。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、様式第1号「災害復旧支援事業助成金交付申請書」に、様式第2号「災害復旧支援事業貸付報告書」を添えて申請しなければならない。

2 助成金の交付の申請をした者は、修復等が完了した場合はすみやかに様式第3号「災害復旧支援事業実績報告書」により報告しなければならない。なお、資金の借入等に変更があった場合は、すみやかに様式第4号「災害復旧支援事業変更報告書」により報告しなければならない。

(貸付情報の照会)

第6条 町長は、前条による申請書等の提出があった場合は、申請者の同意を得て、必要に応じ金融機関等に貸付情報の照会を求めることができるものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、助成金の交付を受けた者が、その資金を目的以外に使用したときは、助成金の返還を求めることができる。

2 町長は、助成金の交付を受けた者又は金融機関等から、第5条第2項の規定に基づく借入内容等の変更の報告を受けた場合において、変更後の内容により計算で得られた助成金の額が、すでに交付した助成金の額を下回る場合は、その差額分の返還を命ずることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年8月24日発生の礼文町集中豪雨災害から適用し、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月10日条例第1号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

様式略

○ 資料6-4 事業別国庫負担等一覧

(令和6年4月1日現在)

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木 施設災害 復旧事業 国庫負担 法	河川	国 道 町	堤防、護岸、水制、床止等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 町施行1カ所 60万円以上	標準税収入と 対比して算定 する。
	海岸	国、道、町	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国 道	治水上施行する砂防施設	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	林地荒廃 防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設 (防波堤を含む。)	道施行1カ所 120万円以上	〃
	地すべり 防止施設	国 道	地すべり防止区域内にある 排水施設、擁壁、ダム等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩 壊防止施設	国 道	急傾斜地崩壊危険区域内に ある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国 道 町	トンネル、橋、渡船施設、道 路用エレベーター等道路と 一体となってその効果を全 うする施設又は工作物等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 町施行1カ所 60万円以上	〃
	港湾	国 管理組合 町	水域施設(航路、泊地、船だ まり)、外郭施設(防波堤、 水門、堤防)、係留施設(岸 壁、浮標)、臨港交通施設等	国施行1カ所 500万円以上 管理組合施行1カ所 120万円以上 町施行1カ所 60万円以上	〃
	漁港	国 道 町	水域施設 外郭施設 係留施設、輸送施設	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 町施行1カ所 60万円以上	〃
	下水道	道 町	公共下水道、流域下水道、都 市下水路	道施行1カ所 120万円以上 町施行1カ所 60万円以上	〃
公園等	道 町	都市公園及び社会資本整備 重点計画施行令第2条第2号 に掲げる公園若しくは緑地 の園路・広場、修景施設、保 養施設、休養施設、運動施設 等	〃	〃	
空港法	空港	国 道 町	基本施設(滑走路、着陸帯、誘 導路、エプロン、照明施設)、排 水施設、護岸、道路、自動車駐 車場、橋、法令で定める空港用 地、無線施設、気象施設、管制 施設(道、市については、上記 から無線施設、気象施設、管制 施設を除く。)	1施設 120万円以上	80/100
農林水産 業施設災 害復旧事 業費国庫 補助の暫 定措置に 関する法 律	農地	道 町 土地改良区等	農地	1カ所 40万円以上	5/10(通常)、 8/10、9/10 (高率該当分)
	農業用施 設	道 町 土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、 揚水施設、農業用道路、農地 保全施設	1カ所 40万円以上	6.5/10(通常) 9/10、10/10 (高率該当分)
	林業用施 設	道 町 組合	林地荒廃防止施設・林道	1カ所 40万円以上	5/10～6.5/10 (通常) 7.5/10～10/10 (高率後)
	漁業用施 設	道 組合	沿岸漁場整備開発施設(消波 堤、離岸堤、潜堤、護岸、導 流堤、水路又は着定基質) 漁港施設(水産業協同組合 の維持管理に属する外郭施 設、係留施設、水域施設)	1カ所 40万円以上	6.5/10(通常) 9/10、10/10 (高率該当分)

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率	
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	一般災害：1カ所 40万円以上 激甚災害(告示地域に限定)：1カ所 13万円以上	2/10(一般災害)、3/10、4/10、5/10、9/10(激甚災害)	
土地改良法	農業用施設	開発局	事業実施地区	土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費(当該地区における1カ所の復旧事業費75万円以上のものの合算額)が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
			事業実施地区	北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1カ所 75万円超	
			事業完了地区	基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	1カ所 75万円超	
			事業完了地区	基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の6の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	・1カ所 概ね2,000万円超 ・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行する必要があるとき	
公営住宅法	災害公営住宅整備事業	道町	災害公営住宅の整備	・天然災害の場合 滅失戸数が被災地全域の500戸以上若しくはその区域内全住民の1割以上 ・火災の場合 滅失戸数が被災地全域で200戸以上又は、一市町村住宅の1割	建設又は買取り 2/3(激甚災害の場合3/4) 借上げ2/5	
			災害公営住宅の家賃低廉化	・近傍同種の住宅の家賃と入居者負担基準額との差額		2/3(激甚災害の場合、当初5年間は3/4)
	既設公営住宅復旧事業	道町	既設公営住宅の再建築	再建築を行う年度の一般公営住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2(激甚災害の場合、標準収入税と災害復旧に要する事業主体の負担額の比率により、事業ごとに嵩上げが行われる)	
			既設公営住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつそれらの一事業主体内での合計額が190万円		
改良住宅等改善事業制度要綱	災害復旧事業	道町	既設改良住宅の再建築	再建築を行う年度の改良住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2	
			既設改良住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつそれらの一事業主体内での合計額が190万円		

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
生活保護法	保護施設	町 社会福祉法人	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/2
老人福祉法・介護法	老人福祉施設等	町 社会福祉法人等	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等	〃	1/2又は1/3
障害者総合支援法	障害者支援施設等	町 社会福祉法人等	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等	〃	1/2
売春防止法	婦人保護施設	道	婦人相談所、婦人保護施設	〃	〃
児童福祉法	児童福祉施設等	道 町 社会福祉法人等	助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、放課後等デイサービス事業所等	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上(保育所及び幼保連携型認定こども園については40万円以上)	1/2又は1/3
社会福祉法等	その他の社会福祉施設等	道 町 社会福祉法人等	社会事業授産施設、地域福祉センター、生活館、婦人保護施設等	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/2又は1/3
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業	町	感染症予防、ねずみ族、昆虫の駆除等	各種事業による	1/2

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	町 一部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）	○上水道事業又は水道用水供給事業 本復旧費1,000千円を超えかつ現在給水人口×130円を超えるもの ○簡易水道事業 本復旧費500千円を超えかつ現在給水人口×110円を超えるもの	1/2～8/10
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道 町	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道 80万円以上 町 40万円以上 設備整備 道 60万円以上 町 30万円以上	2/3 (離島等4/5)
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道 町	教員住宅、特定学校借上施設及び校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事（構造体の補強等による大規模なものに限る。）に伴う応急仮設校舎等及び幼保連携型認定こども園の使用施設	施設整備 道 80万円以上 町 40万円以上	2/3 (離島等4/5)

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路	道 町	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第18条の道路供用開始の告示がなされていないもの	道 120万円以上 町 60万円以上	1/2
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	都市排水施設等	道 町	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設。都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	堆積土砂排除	町	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m ³ 以上であるもの、又は2千m ³ 以上の一団をなす堆積土砂又は50m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千m ³ 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	町 60万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 活動火山対策特別措置法	災害等廃棄物処理	町（一部事務組合、広域連合を含む。）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	町 40万円以上	〃
都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1) 下水道	町	公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む。）内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。	その都度決定	2/3
	2) 都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。		1/2
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	3) 公園		公園上に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。		〃
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	4) 宅地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む。）に堆積した降灰で、町長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする。		〃

○ 資料6-5 応急金融の概要

(令和5年度)

融資の 名称	内容・資格・条件等					
	資金の種類	内 容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利 子
総合 支援 資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内	最終貸付日から 6カ月以内	10年以内	無利子 (連帯保証 人が設定で きない場 合:1.5%)
			(複数世帯) 月額200,000円以内			
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6カ月以内 (生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から6カ月以内)		
	一時生活 再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000円以内			
生活 福祉 資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用(具体的用途は別表参照)	5,800,000円以内 (ただし、用途目的に応じて別表を参照)	6カ月以内	20年以内 (ただし、用途目的に応じて別表を参照)	無利子 (連帯保証 人が設定で きない場 合:1.5%)
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	100,000円以内	2カ月以内	12か月以内	無利子
教育 支援 資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後 6カ月以内	20年以内 (貸付額に 期間の上限 あり)	無利子
	教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額35,000円以内			
			(高等専門学校) 月額60,000円以内			
			(短期大学) 月額60,000円以内			
(大学) 月額65,000円以内						

融資の 名称	内容・資格・条件等					
	資金の種類	内容	貸付限度(円)	据置期間	償還期間	利子
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 月額300,000円以内	契約終了後 3カ月以内	据置期間 終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し、一定の不動産を担保に生活費を貸付	(土地と建物の評価額の7割) 月額生活扶助額の1.5倍以内			
<p>※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。</p>						
生活福祉資金	〈福祉資金福祉費別表〉					
	用途目的	呼称	貸付限度目安	償還期間	利子	
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6カ月程度 1,300,000円 ・1年程度 2,200,000円 ・2年程度 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内		
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内		
	障がい者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内		
	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内		
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内		
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	災害経費	1,500,000円	7年以内		
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内		
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内			
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内			

融資の 名称	内容・資格・条件等							
	資金 の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利 率
母子父子寡婦福祉資金	事業 開始 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福 祉団体 寡婦	事業(例えば洋裁、軽飲 食、文具販売、菓子小売 業等、母子・父子福祉団 体においては政令で定 める事業)を開始する のに必要な設備費、什 器、機械等の購入資金	3,260,000 団体 4,890,000		1年	7年 以内	保証人:有 無利子 保証人:無 年1.0%
	事業 継 続 資 金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福 祉団体 寡婦	現在営んでいる事業 (母子・父子福祉団体 については政令で定め る事業)を継続するた めに必要な商品、材料 等を購入する運転資金	1,630,000 団体 1,630,000		6か 月	7年 以内	保証人:有 無利子 保証人:無 年1.0%

融資の 名称	内容・資格・条件等						
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校 (高等課程) 高等専門学校 短大、専修大学 (専門課程) 大学院 専修学校 (一般課程)	<p>高等学校, 専修学校 (高等課程) 公立 (自宅) 27,000 (自宅外) 34,500 私立 (自宅) 45,000 (自宅外) 52,500</p> <p>高等専門学校 (1, 2, 3 年) 公立 (自宅) 31,500 (自宅外) 33,750 私立 (自宅) 48,000 (自宅外) 52,500</p> <p>高等専門学校 (4, 5 年) 公立 (自宅) 67,500 (自宅外) 76,500 私立 (自宅) 98,500 (自宅外) 115,000</p> <p>短大 公立 (自宅) 67,500 (自宅外) 96,500 私立 (自宅) 93,500 (自宅外) 131,000</p> <p>専修学校 (専門課程) 公立 (自宅) 67,500 (自宅外) 78,000 私立 (自宅) 89,000 (自宅外) 126,500</p> <p>大学 公立 (自宅) 71,000 (自宅外) 108,000 私立 (自宅) 108,500 (自宅外) 146,000 大学院 修士課程 132,000 博士課程 183,000</p> <p>専修学校 (一般課程) 52,500</p>	就学期間中	当該学校卒業後6か月	20年以内 専修学校 (一般課程は5年以内)	※親に貸し付ける場合、児童を連帯借主とする (連帯保証人は不要)。児童に貸し付ける場合、親等連帯保証人とする。 無利子

融資の 名称	内容・資格・条件等							
	資金 の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利 率
母子父子寡婦福祉資金	技能 習得 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し、又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金(例、訪問介護員、ワープロ、パソコン、栄養士等)	(一般) 月額 68,000 (特別) 一括 816000 (12 月分相当) 運転免許 460,000	知識、 技能を 習得す る期間 中 5 年 を超え ない範 囲内	知識 技能 習得 後 1 年	20 年 以内	保証人: 有 無利子 保証人: 無 年 1.0%
	修業 資金	母子家庭の母 が扶養する 児童 父子家庭の父 が扶養する 児童 父母のいない 児童 寡婦が扶養す る子	事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	(一般) 月額 68,000 運転免許 460,000 注: 修業施設で知識、技能習得中の児童が 18 歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けられなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算	知識、 技能を 習得す る期間 中 5 年 を超え ない範 囲内	知識 技能 習得 後 1 年	20 年 以内	無利子
	就職 支度 資金	母子家庭の母 又は児童 父子家庭の父 又は児童 父母のいない 児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物及び通勤用自動車等を購入する資金	(一般) 105,000 (特別) 340,000		1 年	6 年 以内	親に係る 貸付の場合 保証人: 有 無利子 保証人: 無 年 1.0% 児童に係る 貸付の場合 修学資金 と同じ
	医療 介護 資金	母子家庭の母 又は児童(介 護の場合は児 童を除く。) 父子家庭の父 又は児童(介 護の場合は児 童を除く。) 寡婦	医療又は介護(当該利用を受ける期間が 1 年以内の場合に限る。)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000 (特別) 480,000 【介護】 500,000		医療 介護を 受ける 期間 満了 から 6 月	5 年 以内	保証人: 有 無利子 保証人: 無 年 1.0%
	住宅 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 (特別 2,000,000)		6 月	6 年 以内 特別は 7 年以内	保証人: 有 無利子 保証人: 無 年 1.0%

融資の 名称	内容・資格・条件等							
	資金 の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利 率
母子父子寡婦福祉資金	転宅 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転移するため住 宅の賃借に際し必要な 資金	260,000		6 カ月	3 年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	生活 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得してい る間の生活補給資金	月額 141,000	知識技能を習得する 期間中 5 年以内	知識技能得 6 知 識 習 後 カ 月	20 年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
			医療若しくは介護を受 けている間の生活補給 資金	月額 108,000	医療又は介護を受け ている期間中 1 年以 内	医 療 又 は 介 護 は 介 護 了 6 医 又 介 終 後 カ 月	5 年 以内	
			母子家庭又は父子家庭 になって間もない(7年 未満)者の生活を安定・ 継続する間に必要な生 活補給資金	月額 108,000 一括 1,296,000	259.2 万を限 度	貸 付 期 間 満 了 6 貸 期 満 後 カ 月	8 年 以内	
			失業中の生活を安定・ 継続するのに必要な生 活補給資金	月額 108,000	離職した日の 翌日から1年 以内		5 年 以内	
			母子家庭の母 父子家庭の父	児童時要手当受給相当 まで収入が減少した者 の生活を安定・継続す るのに必要な生活補給 資金(児童扶養手当を受 給している者は除く)	児童扶養手当支給額	原則 3 カ月以内(道 が適当と認め る場合は1年 まで延長)	貸 付 期 間 満 了 6 貸 期 満 後 カ 月	

融資の 名称	内容・資格・条件等							
	就学 支度 資金	母子家庭の母 が扶養する児 童 父子家庭の父 が扶養する児 童 父母のいない 児童 寡婦が扶養す る子	就学、修業する ために必要 な被服等の 購入に必要 な資金	小学校 64,300 中学校 81,000 高等学校等 公立（自宅）150,000 （自宅外）160,000 私立（自宅）410,000 （自宅外）420,000 大学・短大等 公立（自宅）410,000 （自宅外）420,000 私立（自宅）580,000 （自宅外）590,000 大学院 公立 380,000 私立 590,000 修業施設 ※中学校卒業 者（自宅）150,000 （自宅外）160,000 ※高等学校卒業 者（自宅）272,000 （自宅外）282,000		6 カ月	20 年 以内 専修 学校 （一般 課 程）, 就業 施設 修業 5 年 以内	修学 資金と 同様
結 婚 資 金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子 家庭の父が扶養する児 童、寡婦が扶養する 20 歳以上の子の婚姻に際 し、必要な資金		310,000		6 カ月	5 年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年 1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等				
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例の定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1か月以上の負傷 1,500,000円	年3%以内で 条例で定める 率 〔措置期間 は無利子〕	3年 〔特別の事情 がある場合 は5年〕	10年 〔措置期間 を含む。〕	半年賦 年賦 月賦
	② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円 イ 住宅の半壊 1,700,000円 ウ 住宅の全壊(エの場合を除く。) 2,500,000円 エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円				
	③ ①と②とが重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円				
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 3,500,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円					

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国1/2補助 道1/2補助
北海道 市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国2/3貸付 道1/3貸付 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を超えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国2/3 都道府県、指定都市1/3

融資 の 名称	内容・資格・条件等					
災害復興住宅融資	1 融資対象者					
	・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方					
	(1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は住居者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた方					
	(2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方					
	(3) 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方					
			年 収	400 万円未満	400 万円以上	
			総返済負担率基準	30%以下	35%以下	
	(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方					
	2 融資条件					
		区 分	建 設	新築住宅購入	リ・ユ・ス(中古)住宅購入	補 修
融 資 対 策	住宅の規格等	居室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体による現場審査を受けること				
	住宅部分床面積	制限なし	制限なし	制限なし	/	
	築年数	/	申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅	/	
	その他	/	/	機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	/	
融 資 限 度 額	基本融資額	建設資金 1,680 万円 土地取得資金 970 万円 整地資金 450 万円	購入資金 2,650 万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680 万円が限度)	購入資金 2,650 万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680 万円が限度)	補修資金 740 万円 整地資金 450 万円 引方移転資金 450 万円	
	特例加算額	建設資金 520 万円	購入資金 520 万円	購入資金 520 万円		
返 済 期 間	耐火準耐火木造(高耐久)	35 年以内	35 年以内	35 年以内	20 年以内	
	据置期間	3 年以内			1 年以内(返済期間に含む。)	
融 資 金 利	建設・購入の場合	基本融資額 年 0.45% 特例加算額 年 1.35%				
	補修の場合	年 0.45%				
		(令和2年9月1日現在、最新の金利は住宅金融支援機構に確認してください)				
受付期間		り災日から2年間				

取扱機関等	関係法令等	備 考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔 災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。 〕
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であって、農林漁業経営開始後3年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあつては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者。ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること。 ②一元的に経理を行っていること。 ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。 ④農用地利用集積の目標を定めていること。 ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること。
	貸付限度額	600万円 〔 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。 〕
	償還期間	15年以内（うち据置き5年以内）
	貸付利率	年0.30～0.65%（R5.8.21現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつその国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(7) 被害農業者 被害減収量が平年収量の30/100以上で、かつ損失額が平年農業総収入額の10/100以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家 (4) 被害林業者 (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000円 (法人) 25,000,000円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000円 (法人) 25,000,000円 漁具購入 50,000,000円 被害組合 25,000,000円 (連合会 50,000,000円)
	償還期間	6年以内(激甚災害法適用の場合7年以内)
	貸付利率	法発動の都度設定
	農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))	資金使途
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬器具の復旧 ② 果樹の改植又は補植費用
	貸付限度額	① 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 ② 1施設当たり3,000,000円(特認6,000,000円)
	償還期間	① 15年(うち据置3年)以内 ② 25年(うち据置10年)以内
	貸付利率	年0.16~0.20%(R3.8.19現在)
	農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 水産業施設資金 (災害復旧)	貸付の対象
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 水産業施設資金 (災害復旧)	貸付限度額	① 貸付対象事業費×0.8 ② 漁船1,000万円その他施設300万円 (①及び②のいずれか低い額)
	償還期間	15年以内(うち据置3年以内)
	貸付利率	年0.16~0.20%(R3.8.19現在)
	取扱機関等	関係法令等
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
林業基盤整備資金(造林(災害(復旧造林)))	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	30年以内(20年以内の据置期間含む。)
	貸付利率	0.30～0.65%(R5.8.21現在) ※貸付区分等により異なる
林業基盤整備資金(樹苗養成施設(災害(樹苗養成)))	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	15年以内(5年以内の据置期間含む。)
	貸付利率	0.30～0.65%(R5.8.21現在)
林業基盤整備資金(林道(災害復旧))	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む。)又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額(林業集落排水施設は借入者の負担額)
	償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む。)
	貸付利率	0.30～0.80%(R5.8.21現在)
農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額
	償還期間	15年以内(3年以内の据置期間含む。)
	貸付利率	0.30%～0.65%(R5.8.21現在)
農林漁業施設資金(共同利用施設(災害復旧))	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む。)
	貸付利率	0.30～0.80%(R5.8.21現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	償還期間	6カ月
	貸付利率	年利率3%

取扱機関等	関係法令等	備考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行 融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資あっせん額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。ただし、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額しあわせんすることができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等	
中小企業総合振興資金 「経営環境変化対応貸付 【災害復旧】」	○目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。	
	○融資条件	
	融資対象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの
	資金使途	設備資金 運転資金
	融資金額	8,000万円 5,000万円
	融資期間	10年以内（据置2年以内）
	融資利率	〔固定金利〕 〔変動金利〕 5年以内 年1.0% 年1.0% 10年以内 年1.2% (融資期間が3年超の場合選択可)
	担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる
信用保証	全て北海道信用保証協会の保証付き	

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行 北洋銀行 道外本店銀行道内支店 商工組合中央金庫 道内信用金庫 道内信用組合 農林中央金庫 北海道信用農業協同組合連合会	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等				
	区 分	中小企業に働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
勤労者福祉資金	融 資 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業中の方も含む ・前年の総所得が600万円以下(所得控除額の金額)の方(ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は前年の総収入が150万円以上の方) 		<ul style="list-style-type: none"> ・2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者) ・前年の総所得が600万円以下の方 ・前年の総収入が150万円以上の方 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	資 金 使 途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、一般生活費
	融 資 金 額	120万円以内			100万円以内
	融 資 期 間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
	融 資 利 率	年1.60%	年0.60%		
	償 還 方 法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
	信 用 保 証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要		

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行 北洋銀行 北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

■ 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

	内容・資格・条件等																		
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																		
法適用の要件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり</p> <p>（合併した年と続く5年間の特例措置）</p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>上記の自然災害により</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>																		
支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 （支給対象世帯の①に該当）</th> <th>解体 （支給対象世帯の②に該当）</th> <th>長期避難 （支給対象世帯の③に該当）</th> <th>大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯の①に該当）	解体 （支給対象世帯の②に該当）	長期避難 （支給対象世帯の③に該当）	大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯の①に該当）	解体 （支給対象世帯の②に該当）	長期避難 （支給対象世帯の③に該当）	大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																

申請窓口	関係法令等	備考
市町村	被災者生活再建支援法	<p>(1) 申請時の添付書面</p> <p>① 基礎支援金：罹災証明書、住民票等</p> <p>② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等</p> <p>(2) 申請期間</p> <p>① 基礎支援金：災害発生日から13月以内</p> <p>② 加算支援金：災害発生日から37月以内</p>

7 関係様式

○ 資料7-1 水防活動実施報告

水 防 活 動 実 施 報 告 書

自 年 日

(市町村名)

至 年 日

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分				備 考
	団体数	活動延 人 員	主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	団体数	使 用 資 材 費			
							主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	
水防管理団体分 前 回 迄										
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
小 計										
累 計										

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分に係る「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

○ 資料7-2 気象通報等受理票

年 月 日		午前 時 分	連絡 電話、電報、無線、FAX
午後			
発 信 者		受 信 者	印
警 報 等 の 種 類		発 表 時 刻	午前 時 分 午後
受 理 事 項			
処 理 方 法			

○ 資料 7-3 自衛隊の災害派遣要請

第 年 月 日 号

北 海 道 知 事 様

礼文町 長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請願います。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 区域 (区域図を添付のこと)

(2) 活動内容

4 派遣部隊が展開できる場所 (場所図を添付のこと)

5 その他参考となる事項

連絡責任者

市町村名 :

職 名 :

氏 名 :

電話番号 :

※ヘリコプターの場合、添乗者の職・氏名・年齢・続柄を記入のこと

○ 資料 7-4 自衛隊の災害派遣部隊撤収要請

第 号
年 月 日

北 海 道 知 事 様

礼文町 長 印

自衛隊の災害派遣部隊撤収要請について

このことについて、管下の災害発生（人命救助等）に伴う支援部隊は、所期の
目的を達成したので、次の日時に撤収されるよう要請願います。

記

年 月 日 時 分

○ 資料7-5 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

礼 文 町

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学生	中学生
	全壊（焼）												
流失													
半壊（焼）													
床上（下）浸水													

○ 資料7-6 物資購入（配分）計画表

物資購入（配分）計画表

年 月 日 時現在

礼 文 町

品目	単価	人世帯				人世帯				人世帯				計				備考
		円				円				円				計				
		数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額	
計																		

- 注) 1 本表は、全壊（焼）、流失世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。
 2 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

○ 資料7-7 物資受払簿

物 資 受 払 簿

品 目	礼 文 町				
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道 調 達 分				
	町 調 達 分				

(注) 1 「摘要」欄は、購入先、受入先及び払出先を記入すること。

2 「最終行」欄は、道からの受入分及び町調達分別に受・払・残の計及び金額を記入すること。

○ 資料7-8 物資給与及び受領簿

物 資 給 与 及 び 受 領 簿

住宅被害	1 全壊(焼) 2 流失	世 帯	
	3 半壊(焼) 4 床上浸水	構 成 員 数	

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住 所
世帯主 氏 名 印

給与年月日	品 名	数量	備 考	給与年月日	品 名	数量	備 考

○ 資料 7－9 災害救助法関連様式

- 1 避難所設置及び避難生活状況（様式 3）
- 2 応急仮設住宅台帳（建設型仮設住宅）（様式 4－1 ①及び②）
- 3 応急仮設住宅台帳（借上型仮設住宅）（様式 4－2）
- 4 炊き出し給与状況（様式 5）
- 5 飲料水の供給簿（様式 6）
- 6 被服、寝具その他生活必需品の給与状況（様式 7）
- 7 救護班活動状況（様式 8）
- 8 病院診療所医療実施状況（様式 9）
- 9 助産台帳（様式 10）
- 10 被災者救出状況記録簿（様式 11）
- 11 住宅応急修理記録簿（様式 12）
- 12 生業資金貸付台帳（様式 13）
- 13 学用品の給与状況（様式 14）
- 14 埋葬台帳（様式 15）
- 15 死体処理台帳（様式 16）
- 16 障害物除去の状況（様式 17）
- 17 輸送記録簿（様式 18①）
- 18 賃金職員雇上台帳（様式 18②）
- 19 令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者の従事状況（様式 19）
- 20 令第 4 条第 5 号から第 4 号までに規定する者の従事状況（様式 20）
- 21 扶助金の支給状況（様式 21）
- 22 損失補填の状況（様式 22）
- 23 法第 19 条の補償費の状況（様式 23）
- 24 救助事務費の状況（様式 24①～⑧）
- 25 法第 20 条に規定する費用の求償の対象となった救助については、それぞれ該当する種目の様式に記載

2 応急型建設台帳（建設型応急住宅）（様式4-1②）

応急仮設住宅台帳（その2）（建設型応急住宅）

市町村名	整理番号	地区・住宅(団地)名	区分			着工戸数	完成戸数	集金施設 集金場所	着工日	完成予定日	着工公表日	リース購入の別	税込総額(円) (リースの場合 は解体費用等含む)	1戸あたりの 平均価格(円)	民有地等借地料 (年額(円))	自治体名		〇〇県(市)	
			構造	仕様	敷地											入居日	入居人数	世帯数	入居人数
〇〇市	1	例)〇〇総合運動公園住宅(団地)	モバイル 板	コンクリート 手すり、ス ロープ	公有地	50	50	1	〇月〇日	△月△日	〇月×日	リース	5,714,000	5,714,000	0	△月△日	△月△日	48	144
	2	例)〇〇町仮設住宅	木造	布基礎	民有地(有 償)	20	20		〇月〇日	△月△日	〇月×日	購入	105,000,000	5,000,000	12,000,000	△月△日	△月△日	19	38
	3																		
	4																		
	5																		
		計																	
		計																	
		計																	
		計																	
		合計																	

(注)1 「地区・住宅(団地)名」欄は、応急仮設住宅の住宅(団地)名を記入すること。
 2 「構造区分」欄は、「木造」、「モバイル」、「コンクリート板」、「モバイル」、「トレー」(住宅等の別)を記入する。
 3 「仕様区分」欄は、「木造」、「コンクリート板」、「ブロック敷」、「布基礎」、「ベタ基礎」(住宅等の別)を記入する。
 4 「敷地区分」欄は、福祉仮設住宅やバリアフリー住宅等、入居者に配慮した設備の内容がわかるように記入すること。
 5 「集金施設」欄は、公営者別として、有償の別を明記すること。
 6 「リース購入の別」欄は、「リース」又は「購入」を記入すること。なお、設置していない場合は「-」を記入すること。
 7 「総工額は、団地別に建設した集金施設(リースの場合)は解体費用等を含むを記入すること。なお、集金施設の費用も合算して記入すること。
 8 「平均価格は、団地別に建設した集金施設(リースの場合)は解体費用等を含むを記入すること。なお、集金施設の費用も合算して記入すること。
 9 「借地料」欄は、団地別に建設した集金施設(リースの場合)は解体費用等を含むを記入すること。なお、集金施設の費用も合算して記入すること。
 10 「民有地(有償)」欄は、団地別に建設した集金施設(リースの場合)は解体費用等を含むを記入すること。なお、集金施設の費用も合算して記入すること。
 11 「中核型」欄は、応急仮設住宅の建設に必要となる建設費(建設費)を記入すること。
 12 「建設費」欄は、応急仮設住宅の建設に必要となる建設費(建設費)を記入すること。
 13 「建設費」欄は、応急仮設住宅から入居者が退去した日を含めて、1世帯1室であるが、被災期間に2世帯住宅に入居していた場合は、2世帯として差し支えない。
 14 「建設費」欄は、応急仮設住宅に係る「位置図」、「配置図」、「平面図」、「仕様書」及び「見積書」も提出すること。
 15 本様式とともに、応急仮設住宅に係る「位置図」、「配置図」、「平面図」、「仕様書」及び「見積書」も提出すること。

6 被服、寝具その他生活必需品の給与状況（様式7）

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

住家被害程度区分		世帯主 氏名	基礎となっ た世帯構成 人員	給与月日	物資給与の品名			実支出額	備考
					市町村名	〇〇	〇〇		
			人	月 日				円	
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。
 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

8 病院診療所医療実施状況（様式9）

病院診療所医療実施状況

診療 機関名	患者氏名	診療期間 月 日	病名	診療区分		診療報酬		金額	備考
				入院	通院	入院 点	通院 点		
計 機関	人								

（注）「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

9 助産台帳（様式 10）

助産台帳

分べん者 氏名	分べん 日時	助産機関名	市町村名	金額	備考
			分べん期間 月 日 ~ 月 日		
				円	
計					

12 生業資金貸付台帳【様式 13】

生業資金貸付台帳

貸付を受けた者		保証人			事業計画概要	市町村名	貸与期間	貸与金額	備考
住所	氏名	住所	氏名	職業		円			
	計 世帯								

- (注) 1 「貸与期間」欄は「 年 月 日まで 年 月間」を記入すること。
 2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

13 学用品の給与状況（様式 14）

学用品の給与状況

学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与 月日	給与品の内訳										実支出額	備考	
					教科書					給与品の内訳							
					国語	算数	理科	社会	その他	鉛筆	ノート	その他 絵の具セット 習字セット	その他				
小学校																	
中学校																	
高校																	

- (注) 1 当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。
 2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。
 3 給与月日欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入する。
 4 給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

14 埋葬台帳（様式 15）

埋葬台帳

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬者				備考
		氏名	年齢	死亡者との 関係	氏名	棺(附属 品を含む)	埋葬又は 火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計										

- (注) 1 埋葬を行った者が市(区)町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市(区)町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

16 障害物除去の状況（様式 17）

障害物除去の状況

整理番号	住家被害程度区分		除去に要した期間 月 日～ 月 日	市町村名		除去に要すべき状態の概要	備考
				実支出額	円		
計	半壊(焼)	世帯					
	床上浸水	世帯					

(注) 1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

17 輸送記録簿（様式 18①）

輸送記録簿

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等			修繕				市町村名	実支 出額	備考	
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障の 概要			燃料費
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
月 日					円				円		円		
計													

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

19 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況（様式19）

令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職種	従業員数		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額				市町村名	算定基準による算定額	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当	計			
<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・歯科医師 ・薬剤師 	人	人			円	円	円	円			
<ul style="list-style-type: none"> ・保健師 ・助産師 ・看護師 ・准看護師 											
<ul style="list-style-type: none"> ・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・臨床工学技士 ・救急救命士又は 歯科衛生士 											
<ul style="list-style-type: none"> ・土木技術者 ・建築技術者 											
<ul style="list-style-type: none"> ・大工 ・左官又はとび職 											
計											

(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

20 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況（様式20）

令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業者 業種	従事者		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額	備考
	数	実人員 延人員				
土木又は建築業者 及び これらの者の従業者		人			円	
鉄道事業者 及びその従業者						
軌道経営者 及びその従業者						
自動車運送事業者 及びその従業者						
船舶運送業者 及びその従業者						
港湾運送業者 及びその従業者						
計						

(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

21 扶助金の支給状況（様式 21）

扶助金の支給状況

扶助金種類	件数	実支出額 円	積算基礎	備考
計				

(注) 1 「積算基礎」欄には支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。

2 「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

23 法第 19 条の補償費の状況（様式 23）

第 19 条の補償費の状況

区 分	支 出 額			備 考
	実 員 数	単 価	金 額	
1 人 件 費		円	円	
(1) 旅 費				
(2) 役 務 費				
(3) 時 間 外 勤 務 手 当 及 び 深 夜 手 当				
2 救 護 所 設 置 費				
(1) 救 護 器 材 費				
(2) 消 耗 器 材 費				
(3) 借 上 料 損 料				
3 救 護 諸 費				
(1) 薬 剤				
(2) 治 療 材 料				
(3) 医 療 器 具 破 損 料				
(4) 衛 生 材 料				
(5) 死 体 の 処 理 費				
(6) そ の 他				
4 輸 送 費				
5 賃 金 職 員 等 雇 上 費				
6 そ の 他 の 費 用				
7 扶 助 金				
(1) 療 養 扶 助 金				
(2) 休 業 扶 助 金				
(3) 障 害 扶 助 金				
(4) 遺 族 扶 助 金				
(5) 葬 祭 扶 助 金				
(6) 打 切 扶 助 金				
8 事 務 費				
(1) 消 耗 品 費				
(2) 通 信 運 搬 費				
(3) そ の 他				
計				

(注) 「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

24 救助事務費の状況（様式 24①）

救助事務費の状況

自治体名

費 目	実 支 出 額	備 考
	円	
職 員 手 当		
時 間 外 勤 務 手 当		
賃 金		
旅 費		
需 用 費		
消 耗 品 費		
燃 料 費		
印 刷 製 本 費		
光 熱 水 費		
修 繕 費		
食 糧 費		
役 務 費		
通 信 運 搬 費		
使 用 料 及 び 賃 借 料		
計		

(注)1 本表に掲げる金額は、災害救助に直接必要と認め支出されたものに限る。災害対策や復旧関係の経費は認めないこと。

2 「備考」欄は、実支出額の内容を記入すること。

24 救助事務費の状況（様式24②）

救助事務費調査票

自治体名		担当部局		担当者名	電話番号
具体的な内容		金額		備考	
(ア)時間外(休日、夜間含)勤務手当		超過勤務時間	0		
内訳	避難所の設置・運営	時間		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	支援物資の荷捌き・搬送	時間		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	飲料水の供給	時間		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	医療	時間		様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式24⑦ DMAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	その他	時間		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
(イ)旅費			0		
内訳	避難所の設置・運営			様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	支援物資の荷捌き・搬送			様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	飲料水の供給			様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	医療			様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式24⑦ DMAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	その他			様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
(ウ)消耗品費			0		
内訳	医療			様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し (必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)	
	その他			様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)	
(エ)燃料費			0		
内訳	医療			様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し	
	その他			様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類の写し	
(オ)食糧費			0		
内訳	医療			様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し	
	その他			様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(飲酒費用が計上されている場合は救助費の対象外)	
(カ)使用料及び賃借料				様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(目的、期間、運転日報など明確な資料を併せて添付)	
(キ)通信運搬費				様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(目的、期間など明確な資料を併せて添付)	
(ク)その他の経費() ※()内に具体的な経費の種類を記載し、明細書を作成ください。				様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(目的、期間など明確な資料を併せて添付)	
合 計			0		

24 救助事務費の状況（様式24⑤）

救助事務費（救護班活動状況(国公立病院・日本赤十字社に勤務する者)）

機関名		支援先	
実施期間	日数	延人数	

1. 医療

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(ア)薬剤費等			0	※医療に計上
・医薬品、治療材料			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・医療機器の修繕費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

2. 救助事務費

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(イ)職員手当			0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)
・時間外勤務手当			0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(ウ)旅費等			0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)
・旅費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・宿泊費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(エ)需用費			0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)
・消耗品費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・燃料費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・食糧費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

※ 人数は延べ人数。

※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。

※ 「1. 医療」の合計額は「様式9 病院診療所医療実施状況」に計上すること。

※ 「2. 救助事務費」は「様式24 救助事務費」に各項目ごとに同額を記載し、救助事務費として計上すること。

24 救助事務費の状況（様式 24⑥）

救助事務費（救護班活動状況（国公立病院・日本赤十字社以外に勤務する者））

機関名	支援先	
実施期間	日数	延人数

1. 医療

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(ア)薬剤費等			0	※医療に計上
・医薬品、治療材料			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・医療機器の修繕費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

2. 応急救助の賃金雇上

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(イ)賃金職員雇上費			0	
・日当(時間外勤務手当含む)			0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(ウ)旅費等			0	
・旅費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・宿泊費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(エ)需用費			0	
・消耗品費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・燃料費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・食糧費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
合計			0	※賃金職員雇上台帳に計上

※ 人数は延べ人数。
 ※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。
 ※ 「1. 医療」の合計額は、「様式9 病院診療所医療実施状況」に計上すること。
 ※ 「2. 応急救助の賃金雇上」の合計額は、「様式18② 賃金職員雇上台帳」として計上すること。

24 救助事務費の状況（様式⑦）

救助事務費（DMAT（DPAT）活動時間調査票）

職種：	氏名：	活動月日	活動概要	勤務命令時間	時間数	日当	時間外勤務手当	旅費	宿泊費等	備考
		月 日		～	0:00					
		月 日		～	0:00					
		月 日		～	0:00					
		月 日		～	0:00					
		月 日		～	0:00					
		月 日		～	0:00					
		月 日		～	0:00					
		合計			0:00	0	0	0	0	

※ 留意事項

- 応急的な救護活動に要した実際の時間を記入し、待機時間等は除いてください。
- 調査票は、活動者毎、活動日別に記入してください。
- 活動記録等と調査票の内容が一致しているか確認をお願いします。

沿革	平成30年	3月	作成
	令和5年	6月	修正
	令和6年	4月	修正

礼文町地域防災計画

【資料編】

令和6年 4月

礼文町防災会議

編集・発行 礼文町 総務課
〒097-1201
北海道礼文郡礼文町香深村字トシナイ 558-5
TEL (0163) 86-1001
FAX (0163) 86-1007
